

令和5年

第1回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 6日間
自 令和5年3月10日
至 令和5年3月15日

月 日	曜日	会議、休会、その他
3月10日	金	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、施政方針説明、一般質問)
3月11日	土	休会
3月12日	日	休会
3月13日	月	本会議(議案審議)
3月14日	火	休会(予算説明会)
3月15日	水	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和5年第1回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第4号	令和4年度伊是名村一般会計補正予算(第5号)	令和5年3月13日	原案可決
議案第5号	令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第6号	令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第7号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第8号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	〃	原案可決
議案第9号	令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第10号	令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第11号	令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第12号	令和5年度伊是名村一般会計予算	令和5年3月15日	原案可決
議案第13号	令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算	〃	原案可決
議案第14号	令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算	〃	原案可決
議案第15号	令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第16号	令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第17号	令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第18号	令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算	〃	原案可決

議案 第19号	令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算	令和5年 3月15日	原案可決
議案 第20号	伊是名辺地総合整備計画の変更について	令和5年 3月13日	原案可決
議案 第21号	伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について	〃	原案可決
議案 第22号	伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第23号	伊是名村情報公開条例	〃	原案可決
議案 第24号	伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例	〃	原案可決
議案 第25号	伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例	〃	原案可決
議案 第26号	伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例	〃	原案可決
議案 第27号	伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	〃	原案可決
議案 第28号	伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第29号	指定管理者の指定について 「定住促進住宅仲田1号棟及び2号棟」	令和5年 3月15日	原案可決
議案 第30号	工事請負契約の変更について 「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」	〃	原案可決
議案 第31号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」	〃	原案可決
議案 第32号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	〃	原案可決
発議 第1号	伊是名村議会の個人情報の保護に関する条例	令和5年 3月13日	原案可決
報告 第1号	専決処分の報告について「伊是名村漁港海岸整備工事(R4-1)」	令和5年 3月15日	報告

報 告 第 2 号	専決処分の報告について「伊是名村 役場庁舎新築工事(機械設備)」	令和 5 年 3 月 1 5 日	報 告
報 告 第 3 号	専決処分の報告について「伊是名小 学校校舎改築工事(機械設備)」	〃	報 告
報 告 第 4 号	専決処分の報告について「伊是名小 学校校舎改築工事(電気)」	〃	報 告
同 意 第 1 号	副村長の選任について	〃	同 意
同 意 第 2 号	教育委員会委員の任命について	〃	同 意

令和5年第1回伊是名村議会定例会会議録 第1号				
招集年月日	令和5年3月10日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和5年3月10日	10時31分	議長 潮平そのみ
	散会	令和5年3月10日	16時50分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

8番	伊禮正徳	1番	高良真伊
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和5年3月10日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
施政方針説明
議員派遣の件
一般質問

令和5年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時31分

2. 付議事件及び順序 令和5年3月10日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針説明
6		議員派遣の件
7		一般質問

令和5年第1回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
前川 秀和	街灯の増設及び設置について	村 長
上原 長良	仲田港及び運天港フェリーターミナル荷捌き場の 降雨対策について	村 長
高良 真伊	1. 村営塾について 2. インターネットバンキングを活用してはどうか	教育長 村 長
東江 清和	環境対策の推進 老朽家屋の除去対策の推進について	村 長

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和5年第1回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は8名です。

これから本日の会議を開きます。 （午前10時31分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番伊禮正徳議員、及び1番高良真伊議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日3月10日から15日までの6日間にした
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月10日から15日までの6
日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであり
ます。

日程第3

諸般の報告を行います。

12月4日、幼稚園・小学校学習発表会に参加しました。

12月6日、北部市町村議会議長会定期総会及び研修会に参加しました。

12月7日、第4回定例会告示。第10回議会運営委員会開催。

12月13日、第4回定例会招集（12月13日から14日）の2日間で行
われました。

12月14日、議員全員協議会開催、具志川島リゾート開発に関するこ
とでありました。

12月17日、コロナ禍の中、村民及び島を訪れる皆様にひとときの夢を

与えようと、昨年同様に議会クラブによる臨海公園でのイルミネーションを配置しました。

12月22日、シラヒゲウニ養殖計画があり、経済建設常任委員会及び総務常任委員会合同によるシラヒゲウニ養殖場を視察に行きました。

1月1日、伊是名村一足早い成人式が成人年齢の引き下げにより、本年度より二十歳の祝いとして産業支援センターで開催され、コロナ禍の中、16名の参加者があり、激励しました。

1月6日、消防団出初め式が産業支援センターで挙行され、議会を代表して祝辞を述べ、団員を激励しました。

1月10日、産業支援センターにおいて、伊是名村新春の集いが開催され、議員全員で参加しました。

1月12日、伊平屋村にて伊平屋村新春の集いが開催され、議員共々参加しました。

1月26日、国指定重要文化財銘苅家において、文化財防火訓練があり、議会共々参加しました。

2月13日、沖縄県町村議長会 第52回定期総会が開催され、局長と共に参加しました。

2月14日、離島振興市町村議会議長会第14回定期総会が自治会館で開催され、参加しました。

また、総会終了後の離島議会議員及び議員研修会が開催され、議員及び事務局職員で参加しました。

研修内容は、新たな離島振興計画についてと題して講話がありました。

また、研修会終了後、パシフィックホテル沖縄にて町村議会女性議員交流会があり、参加しました。

2月15日、パシフィックホテル沖縄にて、沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会があり、参加しました。

研修内容は、令和5年度市町村予算と行政運営の課題についてと、沖縄農業の課題と解決提案と題して研修を行いました。

2月17日、令和5年第1回臨時会が開催され、一般会計補正予算1件及

び工事契約案件1件、備品購入契約案件1件の計3件についてを審議しました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和4年10月分から12月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されています。

また、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果報告書が提出されており、写しを配付しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

改めまして、おはようございます。令和5年第1回定例議会を招集いたしましたところ、全議員ご参加のもと開催できましたことを御礼申し上げます。

それでは、行政報告を行います。令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間の報告を行います。

事前に配布しております行政報告書に基づいて、主要な部分だけ読み上げて報告といたします。

まず、12月4日、幼稚園、小学校学習発表会があり、出席しております。

5日、民生委員・主任児童委員委嘱状交付伝達式が公室において行われまして、民生委員、新たに末吉弘明、末吉あけみ、西山義雄、西美津子、名嘉和美の以上の5名。

主任児童委員に末吉雅枝、仲田広辞のお二方。任期が令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなっております。

その席上、民生委員退任に伴う感謝状の伝達も行っております。安里みや子さんが7年6カ月、伊禮綸子さんが6年間という長い間、民生委員を頑張っていただきましたので、その感謝状の伝達も行っております。

6日、製糖操業開始式が製糖工場でありまして祝辞を述べております。

今期、操業予定期間が3月15日まで、生産見込みが2万3,908トンと

いう報告を受けておりました。

8日、株式会社おきなわフィナンシャルグループ高良茂常務他1名が来村されておりまして、離島活性化に係る「包括的連携に関する協定締結について」の説明を受けております。

その目的は、おきなわフィナンシャルグループと村が緊密な相互連携・協働の取り組みにより、村における地域振興や経済活性化の実現を図ることを目的としております。

連携内容といたしまして、地域の産業振興・創出、そして経済の活性化及び協働による地域の人材育成・就業支援等を掲げておりました。

おきなわフィナンシャルグループとしましては、沖縄本島周辺離島9町村と一斉協定を締結したいという旨の説明がありました。

座間味村においては、既に締結済みでありまして、現在、沖縄銀行から2名ほど職員を派遣されていることをお伺いしております。

続きまして、2ページ、9日、有限会社パブリックコンサルタンツ名嘉安嗣代表取締役から寄付金の贈呈がありました。

次、同じく9日、伊平屋村&伊是名村意見交換会が公室において行われました。伊平屋村から村長、企画財政課長、建設課長がみえられておりまして、村からは私、総務課長、企画政策課長、同じく企画政策課補佐、建設課長、商工観光課長が出席されております。

12日、伊是名村教育の日でありますけれども、今回は、生涯学習発表会・展示発表のみ行われておりまして、それが14日まで展示されておりました。

同じく名護税務署東出定幸署長他総務課長が来村されておりまして、確定申告について、そしてインボイス登録申請の推奨について説明がありました。

13日、12月定例会が招集されまして、14日までの2日間で開会されております。

16日、東江吉美諸見区長が来村されまして、コロナ感染症医療従事者等への感謝の意を込めてということで、区民から募った募金6万3,500円の寄附金の贈呈がありました。

同じく16日、沖縄電力仲松勇名護支店長他1名が来村されまして、災害時における協力体制の協定締結について話がありました。

18日、中学校学習発表会&いぜなんちゅフェスがありまして、参加いたしました。

20日、株式会社アムス設計吉田勉社長他1名が来庁されまして、ふるさと納税寄附金20万円の寄附がございました。

開けまして、3ページ、令和5年1月1日、フェリーいぜな尚円船興しがありまして、船員、商工観光課職員、総務課長で船興しを行いました。

同じく2時から二十歳を祝う会が支援センターでありました。伊是名中学校第70期生対象にしております、16名が参加しております。

4日、年始式がありまして、村長訓示を玄関前で行っております。

6日、消防団出初め式が11時30分、保健センター西側広場で行われました。

10日に伊是名村新春の集いが3年ぶりに開催されまして、多くの皆様が出席参加されておりました。

4ページいきまして、12日、先程説明いたしました株式会社おきなわフィナンシャルグループと本島周辺離島9町村の首長の皆さんで沖縄銀行本店におきまして、包括的連携協定を締結いたしました。

同じく12日、伊平屋村新春の集いがありましたけれども、私、出張のために参加できなくて、村長祝辞を照屋教育長に代読させていただきました。

14日、オミクロン株対応ワクチン集団接種がありました。

17日に伊平屋渡会仲田輝亨会長が来村されまして、伊平屋渡会活動休止に伴う同会の残金を村の方に寄附させていただいております。

19日に離島フェア2022オープニングセレモニーが9時半からイーアス沖縄豊崎で行われまして、参加いたしました。

今回は、大々的な離島フェアではなくて、イーアス沖縄豊崎とリウボウストア本店12店舗で民芸品、工芸品、雑貨、そして一般食料品の店頭販売ということになっております。

23日、沖縄県町村長視察研修が熊本県でありまして、23日から25日

まで参加いたしました。

続きまして、31日、令和5年漁期モズク操業安全祈願祭が14時からモズク冷凍冷蔵施設前、伊是名漁港でありまして、村長が激励のあいさつをいたしました。

2月になりまして、3日、JA製糖工場の糖蜜廃棄による海域が黒くなっているとの通報があつて、現場を確認いたしました。

同日、中国人女性の「沖縄の無人島購入」の投稿がSNSで拡散しているとの情報も来ております。

それを受けまして、4日、JA本店の方から前田理事長他2名、伊是名支店長共々、公室におみえになりまして、糖蜜の件のお詫びをしておられました。そのとき養殖アーサの補償は、誠意をもって対応するという報告もいただいております。

糖蜜汚染の話が終わってから、私の方から別件ではありましたが、肥料、農薬等の高騰で農家の経済的負担が急増していることを踏まえ、理事長の方に伊是名支店は黒字収支であることから、本村農家に収益還元をしていただきたいと口頭で訴えております。

理事長におかれましては、持ち帰って検討させてもらいたいという返答がございました。

6日から7日にかけて、ソネバ社による具志川島リゾート開発に関する各団体長への説明ということで6日と7日、2日間設けております。

8日に令和4年秋の叙勲受章の前川清氏が来庁されまして、叙勲受章を記念いたしまして、村育英会に寄附金の贈呈がありました。

9日にアハラ会主催の前村長の退任慰労会と私の村長激励会を開催することでご招待がありましたので、参加させていただきました。

当日、会員40名なんですが、その他にも多くの方々が参加しておりました。

16日、沖縄県離島振興協議会総会等が10時からありまして、6件のいろんな総会等がありまして、参加いたしました。

その日に令和4年度地域医療従事者表彰ということで1時半から自治会館

の方でありまして、本村の伊是名診療所に勤務されておりました名嘉和美さんが多年に亘り、地域医療の発展に尽力されたということで県町村会長から表彰されております。

ちなみに、平成6年から平成31年3月の定年退職まで25年間、伊是名診療所で勤務されております。長い間、大変お疲れさまでございました。

それから16日、沖縄県国民健康保険連合会運営連携会議が5時から自治会館でありまして、国民健康保険料の水準の統一に向けた取り組みについての説明がありました。

医療費水準、財政赤字等の課題が解消されていないため、令和6年度から保険料水準の統一は見送ることになっておりまして、当分は医療費が高水準の市町村、もしくは低水準の市町村、双方に配慮した取り組みを実施していくというふうな説明を受けております。

17日に第1回臨時議会が招集されました。

24日、県立南風原高校郷土芸能部伊是名公演がありました。村長、激励のあいさつもしております。当日、伊是名村勢理客出身の仲田里帆さんが出演もされておりました。

25日、オミクロン株対応コロナワクチン集団接種が行われております。

26日、フェリーいげな尚円の航海安全祈願を船長、商工観光課長、村長3名で村内各拝所、御嶽で祈願いたしました。

27日、午後4時過ぎに屋那覇島の火事があるということで通報がありまして、その対応をしております。この辺は、あとでお目通ししていただきたいと思います。

27日に火は消えないまま暗くなったということで消火活動はいったん中止して引き上げたところなのですが、28日も朝から現場見に行って消火活動をやりまして、午後6時5分に鎮火したという報告を受けております。

以上が令和4年12月1日から令和5年2月28日までの行政報告となります。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで行政報告を終わります。

日程第5

施政方針の説明について、令和5年度予算の審議に先立ち、施政方針の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、令和5年度施政方針を申し上げます。

令和5年度 施政方針

I はじめに

本日ここに、令和5年第1回伊是名村議会定例会の開会に当たり、令和5年度の村政運営に対する基本的な考えを申し上げ、議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、昨年9月に多くの村民の付託を受け、第23代伊是名村長に就任致しました。年度途中の就任となりましたので、令和5年度を私の新たなスタートと位置づけ、これまで実施している諸事業を継続しながら、任期中において、公約に掲げた施策の実現を目指すべく、全力で取り組んで参ります。

更に、複雑多様化する行政課題や村民ニーズの的確な把握に努め、住民福祉の向上を目指して参ります。

さて、今年2月初めに、JA製糖工場の糖蜜廃棄により、製糖工場付近の海の汚染及びアーサ養殖を営んでいる漁家が多大な被害を被った件、時期を同じくして中国人女性が屋那覇島を購入したとの投稿がSNSで拡散し話題となった件、更に2月末に発生した屋那覇島火事の件では、村民に多大なご心配をお掛けしたことに對しまして深くお詫び申し上げます。

糖蜜廃棄の対応についてはJAからの報告を待ち、村としての今後の対応を検討して参りたいと考えています。また、屋那覇島の土地購入の件については、第1回臨時会冒頭でご説明申し上げたとおりでございますが、今後、何らかの進展がございましたら、逐一議会にも報告して対応を検討して参りたいと考えています。更に、屋那覇島の火事については、警察が立ち入り調査をしておりますが、まだ原因究明に至ってないとのことでありますので、その結果が分かり次第ご報告したいと考えています。

いずれに致しましても、立て続けに本村に関することが、新聞、テレビ等のメ

ディアで全国的に報道され、更にSNSでも拡散されるなど、このような形で全国的に名が知られ不本意ではありますが、今後は、村民にも対外的にも誇れる村づくりをして、伊是名村をピーアールして行きたいと考えています。

令和4年度は、ロシアのウクライナ侵攻が始まったことで、世界中が衝撃を受けると同時に社会経済が大きく変わり、混迷を極めた1年になりました。その影響により、我が国においては原油や様々な資材、食料品等の物価高騰という形で国民の暮らしを圧迫しています。

また、ウクライナ侵攻により、多くの尊い命が失われていることに強い憤りを覚え、一日も早く、穏やかな日々が訪れることを願ってやみません。

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は世界規模で拡大し、それにより私たちの生活様式は一変し、マスクの着用、3密の回避、手指消毒の徹底、不要不急の外出自粛等を余儀なくされました。国民は、感染の不安を抱えながら過ごす日常となりましたが、昨年10月に国の規制が緩和され、感染対策を徹底しながら社会経済活動も再開するという政府の方針転換で、社会経済活動も徐々に復活しております。

現在、県内においては新規感染者が減少傾向にあることから、3月7日に県独自の対処方針が新たに定められ、5月7日まで「～ウィズコロナに向けた感染対策～」期間に位置づけして、県民にワクチンの接種、日頃から3密を回避して、換気・手指消毒・健康観察の習慣化及び体調不良時の外出自粛を働きかけています。

また、マスク着用については、3月13日以降、基本的に個人の判断に委ねられることとなりますが、着用が効果的な場面ではマスクの着用を働きかけています。

以上のことから、村民におかれましても、引き続き、感染防止対策の徹底をお願い致します。

そのような中、国は、来る5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけを、現在の「2類から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行する方針を決定していることから、コロナ禍前と同様の社会経済活動ができるものと考え、本村においては、これまで中止になっていた「いぜな尚円王まつり」及び「いぜな88トライアスロン大会」の大規模行事を復活し、村民の交流及び対外的な交流等も図り、コロナ禍前の日常生活と経済水準に回復できるよう取り組んで参りたいと考えていま

す。

本村は、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、そのことは深刻に受け止めなければならない課題であります。人口減少は、農・漁業や観光業における担い手不足をはじめ、各種職業における労働力不足にも影響し、人口減少状態から脱却するためには、様々な少子化対策や移住・定住促進対策を講じることが重要でありますので、その取り組みを推進・支援して参ります。

また、若者の結婚を奨励し、定住促進による人口増加に繋げるため、結婚祝金の支給を継続して、結婚に伴う経済的負担の軽減を支援します。

行政需要の増大に伴う執務スペースの狭小及び施設の老朽化により、災害等が発生した場合に十分な防災機能が果たせないとのことから、建替が急務となっていた役場庁舎については、昨年、建築工事に着手し、いよいよ本年7月を目処に新庁舎が完成となっています。新庁舎は、村民へ行政サービスを提供するだけでなく、災害等が発生した際には対策本部として、村民の安全・安心を守る重要な拠点となる施設です。更に、村民と行政の交流の拠点にもなりますので、機能的で利用しやすく、村民に親しまれる庁舎を目指すとともに、職員一同、より質の高い行政サービスの実現を目指して参ります。

結びに、今後の村づくりの指針となる第5次総合計画は、令和4年度が初年度で、10年後の令和13年度が目標年度となっています。持続可能な開発目標いわゆるSDGsの理念を取り入れた新たな視点での総合計画となっており、計画で掲げられている7つの基本目標や取り組みを推進して、村づくりの将来像である「自然と歴史、人が輝くときわのしま・伊是名」を目指し、これからも村民一丸となり、村づくりを進めて参りたいと願っていますので、村民の皆さん並びに議員各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、令和5年度の主要施策について、ご説明申し上げます。

II 令和5年度主要施策

教育・文化・生涯学習の振興について

離島の不利な条件を克服するとともに離島の良さを活かしながら、「人材をもって資源となす」を理念として、村内外で活躍する人材の育成を図るため、幼・

小・中、家庭、地域、行政との連携・協働による学校教育の充実を図るとともに、文化財の適正な管理・保護及び地域学習、観光資源としての効果的な活用を図って参ります。

(1) 学校教育の充実

学校教育において、児童・生徒一人ひとりが豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となれるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、「生きる力」を育むことをねらいとして、学校教育活動全体を展開させることが重要であります。

本村では、幼・小・中、家庭、地域、行政の緊密な連携による「伊是名方式教育」を実施し、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、児童・生徒一人ひとりへ配布済みのタブレット端末の有効活用を図り、教育D Xの実現に向けて取り組んで参ります。

幼稚園教育については、学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、幼児教育において育みたい5領域のねらいや幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を考慮した指導・支援に取り組んで参ります。また、預かり保育の実施並びに伊是名村幼保連携型総合施設策定委員会の再構築を図り、認定こども園開設に向けての諸条件・課題の検討、経営体制、運営方法等の調査研究に取り組んで参ります。

(2) 生涯学習（社会教育・社会体育）の推進

生涯学習は、自分自身の生活を充実させ、学んだことを生かして活力ある地域や社会をつくるなど、個人のためにも社会のためにも大切なものであり、村民に学習活動の機会を提供することは、重要なことと考えます。村民一人ひとりの生涯学習を支援するための環境の整備並びに生涯にわたって健康で豊かな生活を送るためのスポーツ活動・レクリエーションの普及・発展を図り、地域活性化に向けて取り組んで参ります。今年度は、3年間に亘るコロナ禍の中で開催することを断念した文化的・教育的行事や職域ナイターソフトボール大会等のスポーツ的行事の実施、各種講座・教室等の開設並びに事業の実施に向けて感染防止対策の徹底を図りながら開催を目指して参ります。

(3) 教育費の保護者負担軽減

保護者の負担軽減の観点から幼稚園保育料及び預かり保育料の無償化、幼児・児童・生徒の給食費無償化、小中学校児童・生徒を対象とした学習塾（無償）の継続、

児童・生徒の島外での教育活動及び各種検定料の一部助成を引き続き行って参ります。

(4) 育英事業の推進

育英事業は、向学心に富み、優れた素質を有する学生、生徒が経済的な理由により、安心して勉学に励むことができない場合に支援し、将来有為な人材の育成を図るうえで重要な事業であり、事業の更なる充実に努め、給付及び貸与の両制度を引き続き実施して参ります。

(5) 文化財の保護・活用

村内には、国、県、村指定文化財及び国登録文化財が44件あり、関係する法令及び条例等により適正に管理・保護されています。これら文化財の活用は、観光資源や地域学習に資するとの認識から、文化財の活用に期待される効果や役割が拡大しているところであり、更なる事業展開が望まれています。

今年度においては、昨年度に引き続き、銘苅家並びに名嘉家の旧蔵品の修復事業を継続して行うほか、「四殿地拝領墓」の村指定文化財に向けての調査研究、県指定史跡伊是名城跡の史跡整備に向けた範囲確認調査等に取り組んで参ります。

2. 自然環境衛生対策について

(1) 自然環境の保全

本村の豊かな自然環境を適正に維持管理しながら、生活環境の向上に向けた取り組みを推進するため、各集落と連携して集落内の美化作業などを行い良好な集落景観の維持保全を図り、重要な観光資源として活用に努めて参ります。

(2) 環境対策の推進

我が国の経済は、大量生産、大量消費により目覚ましい発展を遂げてきました。しかし、一方では、大量に排出される廃棄物が生活や自然環境に悪影響を与え、大きな社会問題となってきました。このような背景の中、廃棄物の減量と資源を有効的に活用するための法律、容器包装リサイクル法が平成7年に制定され、その後も、家電や自動車、建築等のリサイクルに関する法律が順次整備されてきました。また、昨年施行されたプラスチック資源循環促進法については、深刻化する海洋汚染や地球温暖化への対策としての役割も担っており、今後は各自治体における対応が加速

していくものと考えられます。

このようなことから、本村においても、地球温暖化対策に深い関わりを持つ廃棄物処理については、関係法令やSDGs等を基軸に、地域循環型社会の構築に向け、村民の理解を得ながら取り組んでいきたいと考えております。また、建設から10年が経過したごみ焼却施設については、本年度から令和7年度にかけて基幹設備の改造を行い、施設の長寿命化に取り組んで参ります。

(3) 墓地対策について

本村の墓地形態は、門柱墓、個人墓を中心に建立されていますが、近年、少子高齢化によるお墓の継承者がいないなど、不安を抱いている方も少なくなく、今後、無縁墓の増加が懸念されています。人生の終焉に不安を抱くことなく、安心して暮らせる環境づくりのため、村民及び郷友の皆様から要望のある永代供養施設等の整備について推進して参ります。

本年度は、その指針となる墓地整備計画を策定し、この計画に基づき、合葬墓、納骨堂の整備及び諸見区、内花区の霊園を順次整備していききたいと考えております。

3. 村民福祉について

村の福祉につきましては、地域に住むすべての人が幸せな生活を送ることができるよう、村の地域福祉計画を柱とし、住民参加を基本とした地域に住む全ての人の健康、安心を築くため、共に支え合う仕組みづくりに取り組んで参ります。

村が抱える課題の一つに、少子高齢・人口減少という大きな問題があります。我が村全体の経済・社会存続の危機を乗り越えるため地域力を強化し、その持続可能性を高め、地域住民が「支え手」「受け手」となり、人と資源が世代を超えて丸ごと繋がる体制づくりを進めて参ります。

(1) 高齢者福祉の充実

本村の高齢者につきましては、高齢化率が沖縄県の平均を上回り、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年には、さらに高齢者の増加が見込まれます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステム構築に向け、高齢者の自立支援や介護予防・重症化防止を目的とした地域支援事業の充実に努めて参ります。

そのため、高齢者の居場所づくり体制を整え、「願寿サロン」や老人クラブ連合会の活動を支援し、「グラウンドゴルフ」、「ゲートボール」等を通しての生きがいづくりや社会参加を目指し、フレイル予防事業に取り組んで参ります。更に、日常生活の中では、「生活サポート」・「配食サービス」・「移送サービス」事業、電動三輪車等購入補助事業を通し、外出支援を促進して参ります。

地域包括支援センターでは、高齢者の認知症の早期発見や家族の相談支援を行うとともに、支える体制づくりに取り組んで参ります。

また、保険者機能強化推進事業を活用し、住民が主体となった自主サークル活動に必要な環境を整備し、「地域食堂」、「100歳体操」、「グラウンドゴルフ」などの集まる場から高齢者の見守り体制を整え、高齢者福祉事業の充実を図って参ります。

(2) 障がい者（児）福祉の充実

障がい者の福祉につきましては、「第6次伊是名村障がい者（児）福祉計画」に基づき、地域において安心して必要なときに適切な支援と自立に向けて社会参加できるように、障がい者（児）がその有する能力及び適性に応じて体験できる環境整備と就労支援を合わせた地域生活支援事業やディケア事業の取り組みを推進して参ります。

また、発達の子の支援についても相談や適切な療育指導の充実を図り、家族が安心して暮らせるよう体制を構築し、支援して参ります。

(3) 子育て支援の充実

子育て支援については、子どもを産み育てられる環境、子育てと家庭を支えていく環境、子ども達が生まれ育った環境に左右されることなく健やかに夢と希望をもって成長していけるライフステージに応じた切れ目のない支援の充実に努めて参ります。

子育ての悩みや不安を抱える家庭の相談にのり、実情に応じた支援に繋げていくことや要支援児童及び要保護児童等を支援するために「子ども家庭総合支援拠点」の体制整備の充実を図って参ります。

また、家庭の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援等を行い、子ども達が安心して過ごすことのできる居場所を確保し、居場所を必要とする子どもに関

して、学校等の関係機関との情報共有や子どもの就学援助等支援に努めて参ります。

保育サービスの提供につきましては、保育所主食費、副食費を無償化し、安全安心な保育環境を確保し、保育人材確保と保育士の働きやすい環境づくりに取り組んで参ります。

(4) 保健・医療の充実について

村民の健康増進につきましては、健康増進計画（食育計画・自殺対策計画）に基づき、村民が主体的に健康づくり活動に取り組めるよう健康フェアや運動教室等を開催し、健康に対する意識付け、動機付けを図って参ります。

生活習慣病対策につきましては、特定健診受診率向上を図るとともに保健指導体制を整え、健診結果に基づき生活習慣病のリスクの高い住民に対しては、保健指導や専門医療機関への受診勧奨、食生活改善に向けた栄養指導、予防対策に努めて参ります。

今年度より、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という新たな事業を取り入れ、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続させ、高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握し、健康課題等を一体化した保健事業に取り組んで参ります。

母子保健の推進につきましては、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦及び子育て家庭も少なくなく、そのため、安心して出産、子育てができる「子育て世代包括支援センター」を設置し、切れ目のない子どもの発達支援、子育て支援を提供する体制を構築して参ります。

妊娠届出時から、妊娠期、出産、子育て支援までを一貫して身近で相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体化した「出産・子育て応援交付金事業」を実施し、妊娠届出時及び出産届出後の合計10万円相当を支援し、出産育児用品の購入費及び子育て支援サービスの利用負担軽減を図れるよう努めて参ります。

また、妊婦健診検査料、渡航費等の助成、高校卒業までの通院入院等子どもの医療費を無償化し、安心して出産ができる環境と子どもの健康を支援できる体制を整えて参ります。

4. 消防・防災体制について

いつでも、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、今後の防災体制を強化していく必要があります。特に各集落における体制は、住民の高齢化の進展や連帯意識の希薄化により、災害時での対応力の低下が懸念されています。防災体制の強化を図るには公的な取組だけでなく、住民一人ひとりの災害に対する意識を高めるための取組や住民同士で助け合う体制づくりが必要であります。

また、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる必要があるため、住民の適切な避難行動を促すために、全国各地における事例やその特徴を整理し、参考にできる形で周知して参ります。

なお、地震津波避難訓練も継続的に実施し、避難場所や避難経路等の再確認や訓練後の検証を行い、地域に合った避難方法等を確立して参ります。

令和3年度に策定した「伊是名村国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害等に備え、いかなる災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化の推進を図りながら、備蓄食料等についても年次的に整備していくとともに、非常時における通信手段の多様化に対応するためデジタル防災行政無線システムの機能強化を図り、住民への迅速な情報伝達力向上に努めて参ります。

また、災害時等における緊急出動体制の環境を整備するため、消防ポンプ車及び急患搬送車や資機材倉庫等の他、消防団の活動拠点となる機能を備えた消防団活動拠点施設を現在建設中の新庁舎に隣接して、本年度建設に着手して参ります。

5. 生活環境の充実について

(1) 道路交通の整備

村内の各種道路は、村全域を網羅し、人流や物流の円滑化を図り、生産活動や交流活動、観光振興等を促進してきました。このように道路は村民生活の礎となる重要な社会資本でありますので、更なる村勢発展のためにも、適正な維持管理及び整備等について計画的に取り組んで参ります。

本年度においては、村道南風原線整備事業の他、3路線の整備事業を継続して実

施して参ります。また、新規事業としまして、村道南風原線仲田区間の無電柱化にも取り組んで参ります。

(2) 伊平屋・伊是名架橋の早期実現について

伊平屋・伊是名架橋建設については、県において土質調査、環境面の調査に取り組み、環境保全等の更なる調査研究が必要とのことであります。早期実現には、両村民が一体となってその機運を高めることは勿論ですが、コロナ禍の折、活動が停滞しておりましたが、決意も新たに架橋建設促進協議会を中心に関係機関へ要請等を継続的に実施し、事業化推進活動を展開して参ります。

(3) 船舶運航事業について

本村と沖縄本島を結ぶ海上交通手段として、「フェリーいぜな尚円」が1日2便運航しており、利用者の利便性向上に努めているところであります。

原油価格高騰による燃料経費の増大や新型コロナウイルス感染症の影響による観光客等の減少により、旅客収入が減少し経営状態の悪化が懸念されています。しかし、船舶運航事業は、旅客、生活物資の輸送など本村のあらゆる経済活動の基盤となっており、重要な役割を担っていることから、今後も村民の財産であるフェリーの適正な維持管理に努め、事業の健全運営を目指して参ります。

また、荒天時の仲田港における係留・停泊ができない場合の仲田港補完バースの整備については、農林水産関係予算において、伊是名漁港勢理客地区で、平成29年度から岸壁の施工が開始され、現在は浚渫工事が始まっており、着実に整備が進んでいるところであります。整備完了後は、仲田港の波浪状況による欠航が改善され、船舶運航の円滑化・効率化が図られるなど、村民はじめ、観光客等の利便性向上に繋がるものと期待しているところであります。

(4) 地域公共交通について

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや活力ある地域の振興を図るうえで、「交通」は欠かせないものであります。しかしながら、近年の人口減少などにより民間の交通事業者が、「収益を確保できる形で公共交通を担う」ということが難しくなっている中で、地方自治体を中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える交通手段を確保することが、ますます重要となっています。

本村においても、運転のできない高齢者や障害者などの交通弱者が、居住地と各施設を結ぶための交通手段の確保は重要な課題であり、持続可能な交通体系の確立が不可欠であります。今年度も交通弱者対策として、免許を返納される高齢者等を対象とした電動カート購入補助事業を引き続き実施して利便性を図って参ります。

(5) 上下水道の整備について

①簡易水道事業の整備

沖縄県水道事業広域化に伴い、本村においても令和4年度から県企業局による水道用水供給事業がスタートしました。このことにより長年の課題であった硬度問題が解決され、村民生活の向上、各種事業活動の円滑化が図られています。

本年度においても引き続き、配水管布設や給水装置設置などの整備を計画的に進め、事業推進に取り組んで参ります。

また、本村簡易水道事業は、令和6年度から公営企業法の適応を受け、これまでの官庁会計方式から複式簿記会計方式へ会計制度を移行することから、移行事務等を円滑に実施していくため、本年度においては、職員研修や会計システムの構築等を確実に行って参ります。

②農業集落排水事業の整備

本村の農業集落排水施設は、ほとんどの設備において耐用年数が経過し、老朽化に伴う劣化が顕著に現れ、維持管理費の節減対策及び計画的な補修・改築の施設更新整備が必要となっていました。そのような中、伊是名地区と勢理客地区の施設を整理統合した「伊是名西部地区」の更新整備が令和3年度に完了し、それにより、環境負荷の低減並びに生活環境の改善が図られることになりました。

次に、仲田区、諸見区、内花区を新たに「伊是名東部地区」として、建設予定地の検討を含め整理統合について集落説明会を通しての合意形成を図って参りました。このことについては、内花区内（伊是名島北東部付近）に統合施設を整備するという事で3集落の合意が得られましたので、今後は、令和6年度に「維持管理適正化計画」の策定後、令和7年度に事業化する予定で進めて参ります。

6. 産業の振興について

本村は、年間を通じた温暖な気候、珊瑚礁に囲まれた美しい海をはじめとする豊

かな自然環境と風光明媚な景観を有しており、これら本村独特の景観を保全しながら、地域特性を活かした産業振興を展開して参ります。そのためには基幹産業である第1次産業の農・漁業の振興が必要不可欠であります。

農・漁業については、機械化の推進により一定の成果が見られますが、今後は、第1次産業の担い手育成に傾注し、ソフト面の充実を図りつつ他品目の栽培を検討して参ります。

基幹産業である農・漁業の発展があつてこそ商工業及び観光産業の振興に繋がると考えておりますので、時勢の潮流に対応した産業振興の諸施策を推進して参ります。

また、内花区地域活動拠点活性化施設の整備については、令和4年度に北部連携促進特別振興事業に採択され調査設計を実施したところですが、本年度は建設工事に着手し、完成に向けて円滑な事業推進ができるよう関係機関と引き続き調整を図って参りますとともに、新規事業として上村西地区、千原北地区の農業基盤整備に取り組んで参ります。

(1)農林水産業について

①農業の振興

令和4年5年期のさとうきび生産は、台風の直接的な被害もなく、順調に生育し、令和4年12月からの年内操業となりました。今期の予想生産高は23,908トンと2万トン越えが確実視され、心から喜んでいる次第であります。このことは、これまでの沖縄振興特別推進交付金や各種事業を活用した「完熟堆肥」や「緑肥」等の助成事業の効果が発現しているものと考えられます。引き続きJA伊是名支店、村土地改良区及び村糖業振興会等の関係団体への支援を行い、さとうきび生産の増産に寄与して参ります。

また、水稻においては食用としての1期作に加え、加工用として2期作が和3年度から始まり、本年度で3回目の作付けとなります。令和4年度においては、両作とも順調に生育し、収量は1期作において262トン、2期作において71トンとなり、農家の所得向上が図られたと思います。本年度においても引続き、2期作を継続して行く予定であります。

農業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、農業振興のため今年度も引続き

き、土づくり支援事業を始め、適期の病害虫防除、肥培管理等の基本的な栽培技術の普及に取り組む必要があることから、県の協力を得ながら農業振興施策を実施して参ります。

なお、農業の担い手の高齢化や後継者不足も深刻となっており、引き続き新規就農者の確保を目的に、農業次世代人材投資資金事業や新規畑人資金事業を活用して、農業の担い手確保を図ると共に高付加価値の作物の生産を検討し、更なる農家所得の向上を図って参ります。さらに、今後の本村における園芸振興を図るため、生産農家やJAと連携して品目の選定並びに品質及び安定供給体制の構築を模索するとともに、野菜農家の育成を目指して参ります。併せて、特産品開発に向け、農産物・畜産物・水産物等の加工品の付加価値を高め、6次産業化を目指すため設置された伊是名村6次産業化・地産地消推進協議会をコロナ禍の問題が落ち着きつつあることから、本年度より再開して参りたいと思います。また、農林水産物の流通費用についての支援を令和4年度より実施していますが、本年度も引き続き継続して参ります。

②畜産業の振興

村における畜産業の振興を図るため、令和3年度まで沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、優良繁殖雌牛導入促進事業による繁殖雌牛購入費用の一部助成を継続して参りました。今後は、畜産農家の経営基盤の強化を図り、意欲ある生産者が継続的に取り組めるよう村単独事業として支援して参ります。

③水産業の振興

本村は周囲を海に囲まれ、恵まれた漁業環境にあります。中でも、基幹漁業であるモズク養殖は、県下でも有数の産地として知られています。「特に「モズク」の拠点産地として認定されたことは、今後の本村水産業の振興発展に大きく寄与するものと確信するところであります。また、アーサや海ぶどうの拠点産地形成に向けて、引き続き漁協と連携を図り支援して参ります。

一方、漁業協同組合については、更なる経営安定に向け取り組んで頂きたいと希望するとともに、事業導入に係る「浜の活力再生プラン」の更新に向けて連携を図りながら支援して参ります。

漁場の環境生態系の維持・回復については、オニヒトデ駆除やサンゴ礁の保全活

動など多面的機能発揮に資する地域活動の支援に取り組んで参ります。

水産物供給の円滑化については、勢理客漁港に定期船の補完バースを整備し、就航率、運航の円滑化・効率化を図るとともに、モズクの網干し場を整備し水産業の振興を図って参ります。また、伊是名漁港「勢理客地区」において、高潮被害対策として海岸整備事業を本年度から事業化するとともに、伊是名漁港「伊是名地区」、「勢理客地区」の漁港機能保全化を図ることも併せて事業化します。

(2) 商工・観光業について

①商工業の振興

本村には大規模な企業はなく、大半が個人経営や小規模零細企業となっています。小規模ながらも村内の雇用と経済を支える重要な役割を担っていることから、村商工会を支援し、連携を図りながら、生産性向上、経営支援の強化、自立発展に向けた施策を継続的に推進して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から自粛を余儀なくされていた島外でのPR活動等を再開し、産業まつりや離島フェア等への積極的な参加を図り、商工業の振興に取り組んで参ります。

②観光産業の振興

本村は、二見ヶ浦海岸などの自然海岸、伊是名山森林公園からの良好な眺望、古民家が残る集落景観など、豊かな自然環境や歴史文化資源など数多くの観光資源を有しており、県外からの修学旅行生による民泊体験型交流学习が実施されるなど、交流人口の増加に繋がっています。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2・3年度においては修学旅行受入ゼロとなっていましたが、令和4年度では4校の受入となっており、回復の兆しが見えてきました。今後は観光協会への支援を強化し、連携して事業の立て直しを図って参ります。

島の恵まれた自然環境や歴史文化資源は、観光振興の促進に大きな役割を担うことから、観光地等クリーンアップ事業の継続による景観保全に努めるとともに、伊是名ビーチにおける環境整備により施設強化を進め、観光客や村民の利便性向上を図りながら、農林水産業との連携や各イベント再開、観光地の利便性向上などの取り組みを継続的に推進して参ります。

7. 定住環境について

(1) 地域コミュニティの充実

本村は5つの集落から成り立っており、それぞれの集落では豊かなコミュニティが形成されています。しかし、近年の人口減少により地域コミュニティの維持や村内各産業の担い手不足に深刻な影響を及ぼしていると認識しております。

人口減少は、村勢に大きな影響を与え、その対策は長期的かつ最重要課題となっています。

本年度においては、移住受け入れ態勢の推進として、村内の専門職をターゲットにした移住体験・職業体験ツアーを計画し、関連機関と連携を図りながら、担い手の確保、定住人口の増加に繋げていきたいと考えています。

また、誰もが住みたい、住み続けたいと思える村づくりを実現し、人口減少に歯止めをかける解決策の一つとして、定住促進住宅の整備を集落ごとに計画的に取り組んでおり、今年度は、勢理客区の3戸の建設工事に着手して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛せざる得なかった集落に対して、地域交流により活気を取り戻していけるようコミュニティ活動備品等の整備を引き続き支援して参ります。

(2) 定住・移住者の支援

若年層への結婚・子育て支援の充実を図るため令和元年度から創設された祝い金制度は、これまで結婚祝い金15組、出産祝い金36組の支給があり、若者世代の定住促進に確実に繋がっているものと確信しており今後も継続して参ります。

本村の少子化の要因に、若者の未婚化や晩婚化があげられることから、結婚願望はあるが適当な相手に巡り合えないという若者を支援するため、結婚を望む未婚男女の出会いのきっかけづくりが必要であると考えますので、結婚に向けた交流イベントを企画・運営する団体等に対して助成金を交付するなど、若者の婚活活動の取り組みを支援して参ります。

8. 効率的な行財政運営について

直近の令和3年度決算では、実質公債比率が7.0%と対前年度比は微増傾向で、財政力指数においては、「1」以上が好ましいとされている中、0.11%とまだま

だ厳しい状況にあります。

また、経常収支比率は70%台が好ましいとされていますが、本村は、85.2%で前年度より改善されているものの、依然として厳しい状況であります。

今後とも、予算の適正執行に努めるとともに、歳入を増やす取り組みとして、「企業版ふるさと納税」を実施するため、地域再生計画の策定及び認定を受け、積極的に企業との調整に取り組んで参りたいと考えます。

また、北部連携促進特別振興事業や沖縄振興特別推進交付金などの高補助率の事業を活用し、財政負担の抑制に努めながら、近年複雑・多様化する社会情勢や村民サービスの維持・向上を図るために職員の意識改革や政策形成能力向上に向け取り組んで参ります。

また、災害時の指揮系統や情報発信等の防災拠点としても重要な施設である役場新庁舎については、現在建設中ですが、本年度に完成することから、庁舎機能の円滑な移転ができるよう村民サービスの向上に向け取り組んで参ります。

おわりに

令和5年度の村政運営にあたっての所信の一端と主要施策の概要を申し述べましたが、厳しい財政状況下において、最少の経費で最大の効果が得られるよう、限られた予算を最大限に活用し、第5次伊是名村総合計画の基本目標の実現に向けて、議員各位並びに村民の皆様のご支援とご協力を頂きつつ、精一杯努力する所存であることをお誓い申し上げて、令和5年度の施政方針と致します。

以上、施政方針の説明といたします。

議長（潮平そのみ）

これで令和5年度施政方針説明を終わります。

日程第6

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。全議員による村内視察については、3月10日午後1時30分より行いたいと思います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、3月10日午後1時30分より、全議員により村内視察を行うことに決定しました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 3時01分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5

これより一般質問を行います。4名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

皆さん、こんにちは。午後一に質問させていただきます。通告書を読み上げて質問に代えたいと思います。

質問事項、街灯の増設及び設置について。

質問の要旨、県道178号線より上仲田線から県道177号線旧上里商店十字路間においては街灯が少なく、また、仲田教員住宅、村営住宅から旧カラオケハウス間においては、街灯が1灯もない状況にあり、安心安全で防犯の観点からも増設、設置が必要と考えております。村長の見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、前川秀和議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にあります村道上仲田線の路線においては、県道部分を含めると4基の街灯、そして村道仲田16号線においては、教員住宅の駐車場に1基設置されているのみであることを承知しております。

上仲田線においては、現在、道路整備が進められており、工事の進捗に合

わせて街灯設置を検討していたところですが、議員ご指摘のとおり、安心安全、防犯の観点からも前倒しして設置できるよう進めてまいります。

仲田16号線においては、約130メートルの短い区間ではありますが、街灯が1基しか設置されておらず、設置場所等を含め、今後検討してまいります。

なお、村内には、街灯や防犯灯など、440基余り、公園などの部分を含めると相当数あります。

そのため、予算に限りもあることから、区長や村民からの報告、相談があった箇所から優先的に修繕等を行っているところですが、修繕が追い付かないのが現状であります。

また、台風の襲来による器具の破損や大雨等により漏電し、一時的に消灯している街灯の他、経年劣化による老朽化した器具や部品調達が困難なため、取り替えられてない街灯もありますので、今後、順次、計画的に修繕、もしくは設置してまいります。以上です。

議長（潮平そのみ）

7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

大変前向きな答弁有難うございます。総務課長、ちなみに設置、増設とかに関しましては、距離とか、場所的な条件関係はあるのか、ちょっと教えてもらいたいんですけども。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。場所については、やはり路線路線ごとに違うんですけども、場所によっては、村有地がないところとか、個人有地であるとか、それから設置がちょっと厳しいというところもございます。

今回の村道の方においては設置する場所がちょっと厳しいのかなというところもございます。三差路の方なんですけど、その間であれば村有地もございまして、水銀灯の方になるのか、それと電力柱の方ですか、そこに設置で

きるのかはまた電力さんと調整して設置できればと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

有難うございます。私、調べたところ、先程来、村長からは上仲田線4本ということでありまして、実際、公園のものを合わせて4と数えたのか。実際、浜伸事務所から上里商店十字路口まで3灯しかないんです。浜伸の事務所の角と浄水場の十字路、上里商店の十字路だったんですよ。

上仲田線においては、仲田から諸見集落への往来する主要道路となっております。早急な対応、増設が必要と考えております。当局の考え、さっきも言ったんですけど、さっきは三差路のところは増設可能なかどうか、そこら辺お願いします。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。先程、村長の方から4基というのがございまして、その間に仲田農村公園の方から1基あります。いま言った浜伸さんの前、それから浄水場のところ、それから県道部分で使っている上里商店の方を合わせて4基ということでございます。

それからもう一つ、教員住宅の方に設置をされているんですが、あれも街灯になっておりまして、向きの方を変えて、それでまた対応できるのであれば、その分をまた対応したいと思っております。

それからいま村長からもありましたけれども、おっしゃるように道路工事の区間で電力さんの電柱があるんですが、先に取り付けた街灯がありまして、そこから等間隔に設置しようとする、どうしても電力柱以外の場所に新しく設置しないといけないということもあって、工事の進捗を見ながらという回答だったんですけども、いま電力さんの方も強化できるのであれば早急に申請をして行いたいところなんです、ただ事務の方が煩雑ということを知っておりますので、その辺、設置業者と調整をして、なるべく早めに増設

できるようにしてまいりたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

有難うございます。村長の主要施策の中にも道路交通整備を掲げております。早めの対応をお願いし、私の質問とします。有難うございました。

議長（潮平そのみ）

これで、前川秀和議員の質問は終わりました。

次に、6番上原長良議員。

6番（上原長良議員）

皆さん、こんにちは。初めての一般質問ということで、ちょっと緊張していますけれども、一般質問の通告を持っていますので、質問をさせていただきます。

質問事項、仲田港及び運天港フェリーターミナル荷捌き場の降雨対策について。

質問の要旨、仲田港フェリーターミナルは、村民や観光客等入域者が年間約3万5千人が利用する、村の表玄関である。

平成6年の利用開始以来、荷捌き場は風雨を防ぐ庇や軒などが付けられた構造建物にはなっていない。強風雨時は、雨水が吹き込み滑る状況で、貨物の受け取りや荷役に大変支障をきたし、過去には利用者の滑り転倒事故もあったと聞いています。荷捌き場の南側と西側に屋根の設置。また運天港荷捌き場のコンテナ置き場には屋根がないため、風雨時は悪条件の中の作業であるため屋根の設置をして荷役作業場や利用者の安全確保に努めた施設に早急に取り組むべきと考えて、以下伺います。

（1）村は両港の屋根付き荷捌き施設改善設置願いとして、これまで県に要望等を提出したことはあるか。現場からの声もあったと思います。何故今までできていないのか経緯を伺います。

（2）村として県の対処が厳しいこととなる場合に備え、補助事業メニューがあるか模索して対処することも必要と考えますが、見解を伺います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、上原長良議員の質問にお答えいたします。

村では、平成24年度から平成28年度にかけて、港湾ヒアリング要望調査、離島過疎地域振興に関する要望調査及び個別案件として運天港及び仲田港の屋根付き荷捌き施設の整備を継続的に要望してきたところであります。

その村からの要望に応えまして、県においては、整備する方向であるというところで、一度、村も交えて現場確認を行い、場所の調整も行っております。

しかし、運天港の荷捌き施設については、整備予定場所が港湾事業者の作業動線上の課題があるということで、その調整が整わず、現在も継続して課題解決に取り組んでいるとのことであります。

仲田港については、議員ご質問のとおり、村からも荷捌き施設に併設して、西側と南側に雨よけの屋根を取り付けるよう要望しておりますが、いくつかの課題があるということで実施に至ってなく、現在、県で調査検討を行っているというところであります。

以上のように、運天港、仲田港の荷捌き施設の整備については、県も課題解決に向け取り組んでいることから、村としても県の進捗状況を確認しながら、今後、早期整備が図られるよう取り組んでまいりたいと考えています。

2点目の県の対処が厳しい場合、村が補助事業メニューを模索して整備する考えはないかとのことなのですが、この質問については、1点目で答弁しましたように県において取り組んでいますので、今後も県と連携を図りながら、早期整備に向けて協力してまいりたいと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

仲田港ターミナルと運天港ターミナルの要請というのが、運天港ターミナルは平成24年に要請書は提出されたということでありまして、仲田港においては、その要請書は私確認できなかつたんですけれども、平成24年から

10年以上が経過して、その工事が進んでないという要因、いま村長の方からいくつかの課題があるとおっしゃっていましたが、10年経ってまだ改善策が見られないということは、どのような課題があるのかお聞きしたいので、よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。先程の村長答弁にもあったように、まず運天港については、運天港の貨物の受託を受ける業者の方々との調整の段階で作業の動線等々の課題があって、当時、配置位置を県の方でもここということで、どうですかという調整が入ったようであります。

それでも業者さんとの調整がうまく整わず、現在も先程答弁があったように、県の方で調査検討しているということでもあります。

仲田港ターミナルにおいても県の方で要望していたところが、いまある荷捌き場と言うんでしょうか、そこの向かいの駐車場の方に予定をしていたんです。それで村の方として県との調整が入るということで、うちの担当課、商工観光課、観光協会、伊是名運送の方々と、建物、いま県の方で要請しているこの場所であるんですけど、どうですかということで会議を開いて、村としては、それでは現在の建物に隣接して造った方が利便性がより向上するというので、県と調整をいろいろ図りました。

その中で、県の方としてまず電気系統が下に埋設されているということで、それを懸念しておりました。

もう1点、それはいま頭の中にちょっと浮かんできたんですけど、そういうこともあって、仲田港に関しても継続的に県としては事業化に向けて取り組んではいるんですけど、いま現在まで実施には至ってないということでもあります。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

いまの答弁の中にありました県としては西側の駐車場に箱物で別途荷捌き場を造るということなんですけれども、いまこの雨対策というのは、あくまでも庇であって、荷捌き場の容量が足りなくて、場所を増設するというのではなくて、西側駐車場に移した場合、逆に利便性が悪くなると思います。いま荷捌き場の中で荷物を取って、そのまま車に積み込めるんだけど、西側で造った場合に逆に車も移動しないといけないということで、それは逆にいま私が質問している雨よけの要望とはちょっと違うかなと思っているんですけど、さらにまた地中の中に電気関係が入って建物が難しいということでありましたら設置は不可能ということですか。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

県の方から仲田港に関して設置が不可能というまだ回答もいただいていない状況で、事業に関してどういった段階ですかということ、電話での確認ではあるんですけど、事業として継続中であると。

県の方としても早い段階のうちに村と調整を再度行っていきたいということで、県の方もいま結果もまだ出てない状況であります。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

いろいろ情報収集するために行ったときには、いまのターミナルの建物に雨よけの庇をくっつけてはダメという、くっつけたら設置できないというふうに聞いたんですけども、いまそういったいろんな課題があるということの確認が取れました。

そして、これ県がもし良いということであれば、村で事業化の事業メニューとか、そういうので補助事業を模索して雨よけの設置が可能なのか、県が可能性がないというのであれば、村でもそういった補助事業を活用して、この事業が可能なのか、お伺いします。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

ご質問にお答えいたします。先程、村長、建設課長からありましたように、できる限り、予算のこともありますので、県の事業で設置できれば一番財政的にも村としては助かると思いますが、ただ、仲田港ターミナル物産センターについては、平成6年に供用開始して、築29年ぐらいで、建物の損傷とか、設備の老朽化が進んでいる状況で、現在、利用者の安全を確保するためにも改修とか、機能強化、そういったことを現在模索しております。

それで現在、沖縄離島活性化推進事業、その活用をいま現在考えているところであって、県の事業でできないという確定した場合には、この仲田港ターミナル物産センターの改修機能強化事業費含めて検討も可能ではないかなと考えております。

いずれにしても県公営用地への設置ですので、県への調整、そして許可、そういったことが必要になってきます。

そういったことも踏まえて、所管課の建設環境課と連携を図って、県とも連絡を取り合いながら検討していければと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

そういった地域から、また現場からの要望がありますので、ぜひ鋭意検討して、また、だめであれば離島活性化推進事業等を利用して、ぜひ進めていきたいと思っております。

最初の要望から10年経過して、未だ改善策が見られないのは、非常に残念であります。10年前といまでは非常に建設工事費もかなり高騰しております。今後も上昇すると予想されますので、質問の要旨にも述べていますが、荷役作業や利用者の安全確保に努めた施設で早急に取り組んでいただけるよう、お願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

議長（潮平そのみ）

これで、上原長良議員の質問は終わりました。

次に、1番高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

こんにちは。通告書を読み上げて質問に代えさせていただきます。

質問事項1. 村営塾について。質問の要旨、学力向上を目的に開講したと思うのですが、効果をお聞かせ下さい。

質問事項2. インターネットバンキングを活用してはどうか。行政の振り込み手続きをインターネットバンキングを活用して振り込み手数料の削減につなげてはどうか。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、高良真伊議員の村営塾についての質問にお答えいたします。村営塾は、小学生を対象としたまちがに塾、中学生を対象とした尚円塾があり、それぞれ希望者が受講しております。

開設当初は、中学校3年生を対象に高校受験対策を目的として行っていました。現在は全児童生徒を対象を広げ、中学校3年生は受験対策、その他の児童生徒については、日常の学習サポートや家庭学習支援を主に行っています。

本村の児童生徒の学力については、基礎学力の乏しさや勉強に対する意欲の低さなどに課題があります。

学校教育を中心として、補完的な役目である村営塾において学習することを通して、それらの課題を解消することで、子どもたちが自ら進んで勉強しようとする学習意欲の高まりや勉強の仕方の習得が可能となり、基礎学力の定着に繋がるものと思います。

そのようなことから、勉強の仕方がわからず、家庭学習の習慣化が進まない中、塾での家庭学習支援や日常の学習サポート、中学校3年生を対象とした受験合宿、英語村宿泊学習などは、学習意欲を高める取り組みになっているものと思います。

また、各種検定に向けての対策や児童の放課後の居場所にも重要な役割を

果たしていると思います。以上のことが、村営塾の効果だと思って考えております。

今後も教育委員会においては、地理的及び経済的な事情により、学力の差が生じないようにすることと、学習指導要領に示された当該学年の学習内容の確実な定着を主なねらいとして村営塾を継続実施してまいりたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

私もいま教育長がおっしゃったことに同感しております、学習塾はいろんな意味合いがあって行われているものだと思っております。

学習塾のスタートが平成24年からということで、今年で11年目を終えようとしているかなという段階にあると思います。資料要求で学力調査の結果表をいただいております。小学校につきましては、沖縄県よりもすべてマイナスの段階で、中学校に関しても直近5年間はマイナス、沖縄県より少し学力が劣っているという結果が出ております。

先程、教育長が述べましたように、私も家庭、地域、行政との連携、協働によって村長の施政方針にも書かれておりましたが、取り組むことが一番重要だと思っております。

また、子どもたちの家庭学習が一番重要な取り組みだというのを感じております。

中学校の塾と小学校の塾をちょっと分けて考えていきたいなというふうに思っております。私がいま懸念しているのが小学校の塾の形態であります。今現在、小学校で行われている塾の内容について再度お伺いします。

塾では、学校からの宿題、がんばりノートなど、講師が見てあげているのでしょうか。お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後3時33分

再開 午後 3 時 3 4 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。いま小学校の学習指導計画ということで、学校宿題の支援と学習の習慣化とサポートを現在行っております。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

塾では、宿題と家庭学習の支援、時間 5 0 分のうちに宿題を見て、家庭学習のサポートをして、残った時間で塾の問題をさせているという認識でよろしいでしょうか、お伺いします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。議員がおっしゃるとおりの認識でよろしいと思います。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

塾の学習時間が 5 0 分というふうに認識してしまして、そのうちにまずは宿題を見てあげて、家庭学習のサポートして、それから塾の問題をさせるというふうに聞きましたが、なかなか塾の問題まで時間的に余裕がないのではないかなというふうなことを想像しております。

その点、毎月学習塾から日報が出されているとお聞きしていますが、どのように書かれていますでしょうか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 3 時 3 6 分

再開 午後3時37分

議長（潮平そのみ）

再開します。

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。いま日報の方については十分把握してないということで、またあとで確認して報告したいと思います。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

あとこの件について視点を変えてちょっと考えていきたいなというふうに思っております。

今年度、業者との契約が1,937万3,200円、この中には宿泊費とか、食事代とか諸々、諸経費も込みの金額で契約されているんですが、その分はちょっと置いて、この金額で今年度は96名が小学校、中学校、受講しているとの回答を受けているんですけど、請負金額の中の契約した金額割る96名で計算したら、一人当たり20万円というふうにはじき出されるかなというふうに思います。

小学校の先生が出した宿題、又は家庭学習を見るために沖縄本島からやってきて、チェックしているという、ちょっと突飛な考えかもしれないんですけど、そういう考え方もできるのかなというふうに思います。これが果たしていいのか、いいんでしょうね、ちょっとわからないんですけど。

それだったら、一人当たり20万円、結婚祝い金だったり、出産祝い金があるように、学力向上祝い金みたいなものがあったもいいんじゃないかと、ふと思ったりするわけです。

小学校、中学校で学力、点差があって、毎年、県学力よりはマイナスになって、それだったら県学力より高く成績を上げた子には、学力向上祝い金だったり、又は学力向上奨励金というのがあったもいいのではないかと、ちょっと突飛な発想ではあるんですけど、思ったりしております。

この学力向上祝い金だったり、学力向上奨学金が毎年10万円なりやっていたら、卒業する頃には自分自ら学費を貯めることにも繋がりますし、また、この費用をもって、さらに自己を高めようという自己投資に回せるかなというふうに、ちょっと突飛ではあるんですけど、そういったことも思ったりしました。

ちょっと質問をさせて下さい。もう11年目になるのですが、これまでに塾が終了した年度終わり、塾を受けた生徒、又は保護者に、これまでこの塾はどうだったのか。実になったのか。また、課題点はないのか。そういったアンケートを取ったことはありますでしょうか、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。開設当初は、アンケートで保護者とか、生徒からの感想を聞いていたんですけども、去年はこういったアンケートは実施しておりません。

前に生徒の感想とかあって、その中で勉強が好きじゃなかったけど、塾に行って先生に教えてもらいわかるようになり、いまでは教科が好きになったとか、前向きな感想が多かったです。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

私は、昨年8月まで3年間民生委員をさせていただいておりました。その中で教育主事の方もいらっしゃって、月1回定例会が行われるんですけど、その場で2021年11月の話し合いのときに塾の生徒や保護者に塾の終了後にアンケートを取って、今後の課題点とかありましたら、どうですかということを提言したことがあります。

それが行われていた。アンケートを取られたということで、引き続き、ちょっとアンケートとか取ってないというふうにお聞きしたんですけど。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

アンケート、去年はアンケートを取ってなくて、先程、私が申し上げたのは、数年前ぐらいやったときの生徒の感想ということで申し上げました。

今度、また塾が終わってから、アンケートの方をぜひ取りたいなといま考えております。

議長（潮平そのみ）

1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

いまアンケートを取っていただけるということで、ちょっと私も安心しました。民生委員は、ご存知だと思うんですけど、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、また民生委員の働き、7つの働きがあって、意見具申というのもその中に入ってきております。

民生委員の発言が軽んじられているとまでは言わないんですけど、そういったことがなかったといま認識しましたので、アンケート調査をやっていただけるということで嬉しく思います。

また、このような多額な予算が使われていますので、他の例ではあるんですけど、3月10日金曜日、本日まで、伊是名村観光地満足度調査、そういったアンケートとか、幼稚園預かり保育園アンケートとか、あと小学校のPTA会長が小学校のPTA活動の反省がありましたら、何か記入して下さいとか、そういったものをやったりしていますので、ぜひ、今後とも毎年多額な予算費やされていますので、子どもたち、また保護者からアンケートを取って改善の余地があるらしたら、それを活かしていただきたいというふうに思っております。

あとアンケートということで、このような素晴らしい塾の制度があるんですけど、今年度に関して、約3割は塾行かれてない児童生徒がいます。中学生に関しましては、今年度、大体塾に行かれているんですけど、昨年度、令和3年、令和2年度に関しては、とても受講する方が少ないなというふうに感じております。

また、なぜ塾に行かないか、行かない児童生徒からも話を聞く必要があるのではないかと思いますので、その点どのように感じますか。意見をお聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいま高良真伊議員からあった塾に行かない子どもたちということで、私が聞いている範囲内で、そしてこれまでの私が教職した範囲内でお答えしたいと思います。

まず、伊是名に来て塾に行かない子どもたち、特に小学生はなぜ行かないか。最初、私が来たときには、塾は4年生から6年生、センターでやっていました。行って、また部活動したりする。それが面倒臭いと、だから、そこでどうしても行く率が低くなっているということでした。それで、あえて小学校の施設を利用してやってきました。

そして1年生、2年生は、やるにつれて勉強が楽しんで、わかるというのが宿題を通してかもしれませんが、そういうことを通して、どんどん出席率もよくなり増えてきます。

ところが、4年生、5年生になると、勉強よりもまだ部活とか、遊びとかが中心になって、なかなか来てないように思います。実際、これは伊是名村だけではなく、他のところの地域でもありました。

でも、できるだけ子どもたちが、これはすべての子どもたちのための塾でありますので、そういった塾に行かない子どもたちも配慮しながらやっていきます。

いま中学校においては、全員の学力を高めようということで、中学校と連携して塾の学力テストですか、それを中学校で一斉に塾に行っていない子、出席率の悪い子、全員受けさせて、みんな平等に学力を定着させようと努力しています。

今後、また小学校についても、塾嫌いの子、塾に行かない子を減らしていったら、塾に行ったら楽しいんだよ。力ができるんだよということを推進して

いきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

私もいま教育長がおっしゃった部活との兼ね合いというものもあるのではないかとことを思ったものですから、教育長からそういった回答をいただいて、そういうことも一理あるのかなというふうに思いました。

というのは、小学校の時間割を見たら、小学校 1、2 年生の下校が 2 時 45 分、それから学習塾へ行って、部活行ってとなったら、心落ち着いて学習に取り組むという環境ではないのではないかと思います。サッカー部、バレー部、バスケット部、塾の後に 1 時間なり、土日は 3 時間、そういった部活の兼ね合いでなかなか集中して勉強に取り組むことができてないのではないかなというふうに感じておりますので、また、こういった点も生徒、保護者、関係機関からの気持ちのすり合わせを行ってもらいたいなというふうに感じております。

塾という制度も素晴らしいと思いますけど、伊是名村の家庭教育 10 カ条、また、家庭学習啓発リーフレット、伊是名島立ちプロジェクト、こういったものに沿って学習していけば、着実に学習、学力が上がるのではないかと感じておりますので、また冒頭でも述べましたように行政、保護者、家庭、地域合わせて一体となって、そういったものに取り組んでいく必要があるのではないかとこのように感じております。

あと、ときわ子どもプラン、その中にも学校教育のことが書かれておまして、ご存知のように第 5 次伊是名村総合計画にも書かれております。こういったものすべて素晴らしい内容になっているので、これも保護者なり認識を一致して取り組んでいくべきだなというふうに感じております。

あと 1 点、素晴らしい塾という話を進めてきたんですけど、デジタル DX 元年、これは私が述べたことではなくて、今年度赴任してきた小学校の校長先生が公文で出されているんです。伊是名小学校教育 DX 元年、G I G A スクール構想ということで、いま小学校 1 年から中学校 3 年までタブレットを

持って、家庭に帰って学習したりする環境であります。

私、小学校、中学校のタブレットの内容を見せてもらったんですけど、とても内容が充実していて、クリックしたら動画で單元ごとに教えてくれるんです。また、復習というのも問題も出される。A I 機能が搭載されていますので、苦手な問題を、また問題を変えて勝手にあがってくる。そういったA I 機能が搭載されているという内容になっているみたいなんです。

もっとこういったタブレットを家庭でもどんどん使って、また、遊びながらちょっとした隙間時間を見つけて、問題1問解くなり、2問解くなり、そういった環境が生まれたらいいなというふうに感じております。

最後に、私からはちょっと長々となってしまっていて、内容がちょっとわかりづらくなってしまったんですけど、3点あるかなというふうに思っています。

まず、塾の学習内容の充実、果たして宿題がいいのか。あとわざわざ沖縄本島から宿題を見にくる講師っていいのか。もう一度、保護者に確認していただいて、また、生徒も確認していただいて、あとアンケートやってよりよくしていく、デジタルD Xの活用、中学校では一斉にタブレット開いたら、もう容量が大き過ぎてなかなか動かないみたいなんです。そういった点を改善、行政に要望します。

小学校では、最新のI C Tが導入されて、校長先生とても喜んでいました。さらに、あと一步踏み込んでちょっとお願いしたいというふうにおっしゃってましたので、いまタブレットに入っているソフトがあるみたいなんですけど、それは教育委員会にお願いして次年度取り組むということになっているみたいです。

とても素晴らしいことだなと思います。中学校でお話聞いたときは、もう契約期間、お試し期間が終わって、次年度どうするかなという話でしたので、イー何とかって、ちょっと度忘れしてしまったんですけど、そういったものもデジタルD Xでどんどん行政も勉強して、現場の意見を聞いて取り入れて、冒頭でも何度も述べて申し訳ないんですけど、行政、学校、地域、家庭、すべてが一体となって子どもたちの学力を上げていきたいなというふうに思います。

質問事項の1につきましては、以上になります。

次、質問事項2になりますかね。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

高良真伊議員の2点目、行政の振り込み手続きをインターネットバンキングを活用してはどうかということについて答弁いたします。

インターネットバンキングは、インターネットを経由して様々な金融サービスを受けることが可能なサービスであります。これまで金融機関の窓口やATMまで出向いてやっていた振込などがインターネットバンキングを利用すれば、パソコンやスマートフォンを使って、いつでも、どこでもできるメリットや手数料が安いとのメリットがあるようであります。

近年、利用者が増えているようですが、その反面、インターネットバンキング狙ったサイバー攻撃も増え、それによる金銭的被害も急増しているようであります。

村の出納業務である振込手続きをインターネットバンキングを活用してはどうかとの質問であります。現会計システムとの連携はどうなるのか。また、何よりもセキュリティー対策が万全にできるのか等、不安もあります。

当分は、その活用を見送り、また、今後については、いろいろな状況等を考慮して判断していきたいと考えております。

なお、現在、村における振込手続き等の出納業務について会計管理者から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

会計管理者、濱里篤君。

会計管理者（濱里 篤君）

それでは、高良真伊議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。現在、村の出納業務に関しては、指定金融機関である沖縄県農業協同組合がメインバンクとして利用しております。そこにADPと呼ばれるアンサーデータポートと呼んでおりますけれども、データ伝送サービスを活用して総合振り

込み手続き、さらに口座振替の依頼等を行っております。

実際、その利用する回線につきましては、各自治体に網羅されているL G W A N回線と呼ばれる総合行政ネットワークという回線を利用しております。これはインターネット環境からは切り離されておまして、そこからインターネットに行くこともできない状況であります。

このA D Pのシステム、各市町村で導入され、その導入されたと同時に、これまで店での振り込みだったり、紙での振り込みだったりの依頼がデータの伝送に変わりますので、大容量もできますし、さらに手数料もそれで緩和されております。

インターネット環境ではないということがありますので、実際にはセキュリティーの面からは、100%安心だと我々は考えております。

このことから、現在インターネットバンキングの利用につきましては、契約面だったり、先程、村長からありましたけれども、新しいシステムの構築なども必要になってくるかなというふうに考えます。

そういうことから調査研究が必要になると思われまますので、しばらく現状でそのままの手続きを踏ませていただければなというふうに考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

大変詳しい説明をいただき、有難うございました。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで、高良真伊議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時01分

再開 午後4時07分

議長（潮平そのみ）

再開します。

次に、2 番東江清和議員。

2番（東江清和議員）

最後になりました。一般質問を行います。質問事項、環境政策の推進、老朽家屋の除去対策の推進について。

質問の要旨、老朽家屋等の対策について、倒壊寸前の家屋、所有者不在の建物等が各地域で深刻な問題となり、景観上の問題や地域住民生活の面にも悪影響を及ぼしているのが現状であります。

空家等対策の推進に関する特別措置法、これは2015年に法律が国の方で策定されました。法律に基づき倒壊寸前の老朽家屋の除去など適切な指導勧告を各自治体は行うという責務があります。次によりお伺いします。

1点目、実態調査はどのようにされたか。

2点目、空き家の定義、所有者の把握、適切な管理指導はどのようにされてきたか。

3点目、倒壊寸前の老朽家屋の除去等対策がこれまで進まない現状の問題点はどこにあるのか。以上、よろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ただいまの東江清和議員の質問にお答えいたします。3点ほど質疑がありますので、まとめて答弁いたします。

令和3年度に地域振興事業を活用し、村内における空き家の現状を調査したところです。

内容といたしましては、対象となる家屋を周知するため、村内を巡回し、水道開栓状況や地域住民への聞き取り、村で把握している情報などをもとに外観目視による老朽化状況を確認後、空き家等として設定しております。

また、登記簿や村が保有する情報をもとに確認できた所有者には、今後の意向に関するアンケート調査も実施しております。

本実態調査は、今後、策定予定の空き家等対策計画の基礎資料となるもので、引き続き計画策定へ向けて検討を続けてまいります。

空き家等の提言については、建築物の使用がなされていないことが常態化し

ているもので、その中でも倒壊等の危険性、衛生上、有害となる恐れがある状態、著しく景観を損なっている状態、生活環境保全上、放置することが不適切なものを特定空き家等と同法第2条で位置付けております。

適切な管理指導という点では、同法第3条に所有者の責務が定められており、所有者、又は管理者の適切な管理が大前提であると考えています。

所有者、又は管理者が除去した廃材処分に係る輸送費の一部助成制度もあり、ご活用いただければと思います。

ただ、個人の財産である空き家等に関して、行政が除却することは法手続きや費用負担など、様々な課題があり、現段階では大変難しいと考えております。

村としては、空き家等に対応するため、空き家等対策計画を策定し、村としての基本的な方針、方向性等、利活用も含めて、効果的に推進できるような体制づくりに努めていかなければならないと考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは、いま実態等はどうなされたかと、これは数字的に例えばもしわかるのであればですよ、調査したということであるわけですから、各地域、例えば私が知り得る伊是名地区でも倒壊寸前の家屋が15件ぐらいあるわけですよ。おそらく30件、20件余り空き家、定義上、空き家、再生可能かどうか、これは私の目視では微妙なんです、伊是名地区で倒壊寸前の家屋だけでも20件ぐらいはあります。

これからしますと、5集落で各地域、最低10件ぐらいはあるんじゃないかという予想されますが、この実態調査結果、数字等がわかりましたら、ぜひ実態調査をやったということですから、ここを教えてくださいか。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

ご質問にお答えします。実態調査は、いま言う倒壊寸前の家屋、特定空き

家と別にしているわけではなくて、一色単であるということをご理解下さい。

数字としましては、村全体で71件あるということです。

地域別に申しますと、伊是名区34件、仲田区10件、諸見区15件、内花区6件、勢理客区6件となっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

いま説明で特定家屋、私がいま一番重視するのは、特定家屋の件なんですけれども、明らかに屋根も潰れて、もう倒壊寸前であるというものは、非常に景観上、見苦しい問題ですよ。

これは仲田正務議員からもそういう問題らしき指摘が一般質問でありました。

それから去った子ども議会で、これは空き家等の有効利用というご質問もありまして、その中で空き家等対策のために協議会の設置も予定している。

もう1件は、村長はぜひこういう問題については、再生できるようなものについては、再生を促して、三線学校とか、三線教室とか、あるいは諸々に活用していくという村長の答弁にもありましたが、これまで現実問題、村がその問題について真剣に考えてないということですよ。

自治体は、この法律が施行されてもう7年になるわけですけど、自治体の責務ということで条例を定めて、条例を制定して、所有者を把握して、所有者に勧告をすると、あるいは空き屋敷については、草ボーボーとか、そういうのも増えて、適正に環境への悪化を防ぐためにも指導するというような条例を定めてちゃんとするよという法律の中であるわけです。

そこは村長の計画では十分検討していると、これは前回の子どもの議会の方にも協議会を立ち上げて、こういうのを一斉に調査研究していくということだったんですが、その後、村長どういう具合に進められたか、よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

空き家対策の推進に関する特措法が2015年に施行されたということで、その後それを受けて、各市町村あたりで条例も制定して空き家対策をしなければならないというふうになっておりますけれども、大変失礼ながら、申し訳ないんですが、村としては、まだそのことについて、条例等の制定とか、そういう状況に至ってない状況であります。

そういうことで確かにいまあちこちで空き家等もありまして、それを何とか有効活用とかできないものかとずっと考えてはいるんですが、今後その辺も含めて、こういう計画等も策定して、村のまた持ち主等にも指導勧告もできるような体制にもって行って、村内の景観上も本当に見栄えのいいような村の景観づくりにも寄与してまいりたいと、そういうふうに考えております。まずは、その条例制定がいま進んでないことに対して、深くお詫び申し上げます。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

国の指針としては、条例を策定して、ぜひこのような問題これは全国でもいま一番問題視されていて、東京のど真ん中とか、都会のど真ん中で所有者が確認できない。地域住民に迷惑をかける。あるいはネットでもこの問題は全国各地離島町村でも各権限、こういう条例を作成して勧告を促して除去、撤去、そういうことを一生懸命進められています。

沖縄では、私が調べた限りでは、与那原町がこの条例を策定しております。与那原町の条例、与那原町は平成25年にこういう条例を作って、昨日、一昨日、与那原町に確認しましたら、指導勧告、あるいはまた再生できるのは再生できるようにということで、こういうことを逐次、字の有識者、協議会を立ち上げてやっているということで、そんなに難しい問題ではないというように聞いております。

ぜひ、条例を早めに作って、いま現実、子どもたちや地域住民からもそういうことを言われているわけですから、作ってやってもらえればと思います。

この問題、村長、倒壊寸前の老朽家屋の除去等が進まない現状という、そこをぜひもう一度、何が原因なのか。ただ、単に廃棄物を海上輸送で補助金があるという問題だけでは決着つかわないわけですよ。双方、もう一度ぜひ、これは村長の方で。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後4時21分

再開 午後4時22分

議長（潮平そのみ）

再開します。

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

倒壊寸前の家屋の除去対策が進まない現状の問題点ということで質問の中にもありまして、そこら辺については先程も答弁しましたけれども、個人の財産である空き家に対して、行政が除去することは法手続きや費用負担など、様々な問題があり、現段階では厳しいと、先程そういう答弁もいたしましたけれども、個人の財産を倒壊寸前だからといって、私たち村が強制的に撤去ですか、そうすることはいまの段階では厳しいのかなと。

先程言ったのは計画、それも策定して指導勧告とか、そういう手順も踏んでいかないと、すぐいま壊れそうな家がありますから、村がやりますかと言うと、それはなかなか厳しいのかなと思います。

また、村でも先程おっしゃったように全部で71件ですか、全部が全部、倒壊寸前ではないと思いますが、そういうことで何パーセントかでもいいんですが、そういう倒壊寸前のお家を村の予算で全部壊していくというのも、また我々、村の財政的な問題もありますし、また、これはどうしても所有者責任でもってやっていくのがいまの段階では、その方法しかないのかなというふうに考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2 番（東江清和議員）

村長は、この廃棄物処理の問題については、一部海上輸送費等の助成をすると、これはわかります。これは前回18年、19年に一般質問して、その問題は一部助成するというのは、これはわかっております。

そこで、実際そのコンクリートがら等の廃棄物、これは担当課長、何件申請あって、何件、どのぐらいの数量で村外の施設へ、村内でこれは処理できないものですから、これが補助助成されます。一番の問題は、進まない現状というのは、私が考えるには、これは皆さんに言っているわけですよ、村内で置き場を設置し、この不燃物について、コンクリートがら等については、村内で処理できるような、例えば、島外に持ち出すとしたら、それも補助があるわけです。この補助に相当する村内で施設があれば、すぐこういう問題は大方改善できるわけですよ。私、これも各離島、離島を調べましたら、ほとんどこのコンクリートがら、コンクリートくず等は、村内で手数料を取って、いくらか置き場、あるいは大きく溜まった時点で再生化、資源化するというような方法で、村が収集、回収やっているわけです。これは一般廃棄物処理法からすると、伊是名村はいまこの問題については収集もしてない。置き場もない。ということは、個人が処理する場合は、車ない人はどうしますかという問題もあるし、人を頼んでやったら、一般廃棄物は運送費はかかる。これ、現実できない問題ですよ。あるいは普通、こんな大々的なものでしたら、家屋、大きなものでしたら業者あたりにさせたりするんですけど、個人で、個人ができるような問題については、ある程度、一般廃棄物で村が対応しないといけないような問題なんです。村長、これどう思いますか。ぜひ、これ真剣に考えて、村内で手数料取ってもいいじゃないですか。例えば、伊平屋村に私たちが行ったときに、車1台分に相当するのはいくらかと料金を設定して、ちゃんと適正にやっているわけですよ。向こうは溜まった時点で島外に持ち出すか、村内で処理するか、こういう問題をやってますよ。これがあれば3点目の処理問題は相当進みます。これは伊是名にもそういう老朽家屋を持っている方々と調整、お話ししましたら、いま言うように持って行くときに海上輸送費を補助するというのもまだそんなに熟知はされていない。

これを業者に見積もりさせたら、依頼した側は、運搬賃が村内に処理できないから、島外に持って行くには、運搬費がかかります。これで中断してないですか。

そういう問題がありますので、村長、置き場の問題も含めて、ぜひお考え、これは村長の方でお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

お答えいたします。一般廃棄物、お家とか壊したときに出る、燃えるもの以外のコンクリート、そういうものの処分については、本当、前から村としては置き場をどこかで整備しないといけないなという話もありまして、もう2～3年前でしたか、前議員の仲田正務議員からもこの質問があったときに、村としては、今後検討してまいりますと、確かそういう答弁だったと思います。それを受けて、それ以降、村としても整備は進んでははいませんが、いま言うごみ焼却炉の近くに、そういう施設もあると伺っておりますので、今後、早急にその辺を使って整備したいと、そういうふうに考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

これは同僚議員の正務議員からもそういう問題があげられて、あのときは運搬費を補償するという一点張りで、施設、ヤードとか、そういうのを造って、こういうのは補償できなかったんですね。

村長の環境政策対策推進の中段の方に廃棄物処理について、関係法令やSDGs等を主軸、基礎に地域循環型社会の構築に向けて村民の理解を得ながら取り組んでいるということで、これからすると、このコンクリートがらというのは有価物、資源物なんです。

これをちゃんと再生すれば、村内のいろいろな工事にも使えるし、これは前にも私質問しました。決して、これ廃棄物じゃないですよ。沖縄本島でし

たら近くに産業廃棄物処理場があって、そこに持っていけば、お金は出さなくても、かえってお金を出すからたくさん持ってきなさいというぐらいに向こうが欲しがらるわけです。

それからすると、村内でこれを造っても、一部村内の業者、あるいは島外の業者が、私はこの問題、いま村で収集運搬されてない、これは村が本来、一般廃棄物で処理していた収集すべきのをやってないわけだから、これは行政の一般廃棄物の義務、収集運搬の放棄、行政が仕事を放棄しているということになると、そういう問題まで私お話しているわけです。行政が収集運搬しないというのは放棄しているわけですよ。いまコンクリート、最終処分場持っていても取らないですよ、返されるわけです。

これは本来、行政が取るべきなんですよ。量は別ですよ。例えば、都市地区でしたら一日何個まで、20キロ、30キロ程度を何個まで、これを30キロだったら、3日にわたってやればいいわけです。こういうようなもので廃棄物としてちょっと取っているわけです。これ取ってないというのは、行政の職務怠慢、これは行政の一般ごみ収集の放棄だと思っんですが、これは村長どうお考えですか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

行政の業務怠慢なのか、その辺はちょっとはっきり言えませんが、そういうような住民の目線に立って、行政がそういうサービスをしていかないとならないということは承知しておりますので、今後こういう住民サービスに影響のないような方向でやっていきたいと思っます。

もし、業務怠慢でありましたら、お詫び申し上げます。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

これは伊是名村のごみ処理規程、そこまで私調べようというふうを考えるわけなんです、このごみ処理規程の中にも不燃物ということしかないわけ

です。不燃物の中には、いま言うコンクリートがらとか、コンクリートくずとか、そういうのがすべて包含されているんです。

いま言うコンクリートがら、コンクリートくず、これ以外はちゃんと資源化、アルミ缶でしたらアルミ缶の資源、鉄は鉄の資源、いま最終処分場に行ってもちゃんと整理されています。ペットボトル、そういうのもみんな資源化されて、みんなちゃんとしたところに処理されているんです。

私たち、この問題については、住民非常に困っていて、住民もどうしているのかわからない、行政に行っても取り扱ってもらえないという問題等があって、東江議員、これ何とかできんかということまで私のところへ来ているわけです。これは非常に深刻な問題です。

例えば、農業ハウス、いままであったものを崩して、ここからコンクリートが結構出たと、ダンプカーの1台ぐらい、これは一般廃棄物なんですよね。これを村に調整しに行ったらもう受け入れしないという一点張りで対処も何もできない。

ただ、島外へ持ち出す場合は補助があるという、ここだけを言われたということで非常に憤慨しているわけですよね、村で何とかできんかということですね、業者に請負させるのではなくて、個人が処理する場合は、一般廃棄物に該当するわけですので、村長、何とかこれを早めに調整して、前の前田村長は、置き場や処理場となると多大な経費がかかるということで、いますぐはできないという、私がいつも質問したときに、こういう回答があったんですけど、これはいま言うこういうことで済ませる問題ではない。

これを造るまでは、どこか場所を設けて、そこにストックすると。及び集まった時点で資源化するか、あるいは村がまたどこかに適正に処置するか。要するに、手数料を取ってやれば、別に住民も困らないし、住民も助かるわけですから、そこを村長ぜひこれをやってもらわないと、この老朽化家屋、空き家対策、これが進まない要因というのは、ここにあるわけですので、すぐいまやろうと思えば、私の家の倉庫とか、瓦の廃材とか、いまこういう問題で現実困っている人がたくさんおりますので、ぜひ村長、前向きにこれを進めてもらいたいと思います。これは村長の環境政策推進の中に、こうい

うのもあるのかなと思って私質問してみたんですけど、こういうのは全然ない。

行政は何をしているのかと言われてもしょうがないです。ぜひ村長、前向きに考えてもらいたいと思います。

それからこども議員の質問の中でも空き家の有効利用の対策、失礼しました。村長、私有地だから、個人のものだから、あまりできないというお話もありましたが、これは明らかに見苦しい、住民に迷惑をかけるということであれば、要するに住民から陳情あるわけですから、行政代執行というの、これもできんことはないです。

こういうことまでやって、注意喚起をさせるべきだと私思います。いつまでも個人の私有地なので行政が関わることはできないというのは、これはちょっと問題ですよ。まちの真ん中にこういう老朽家屋があって、もう倒壊もしているというような家屋について知らんぷりするというのは、これは行政のまた失態ですので、これはいくら勧告しても応じなければ、行政代執行という方法等もありますので、そこを所有者あたりと調整しながらやりますと、この問題は前に進んでいきますので、村長、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、あの71件の中には特定家屋以外の家屋もあると思うんですが、再生すれば使えるような家屋もあるとお聞きしておりますので、そこら辺については、いま言う子どもたちの体験学習に使うようなものに改装したり、あるいは三線教室とか、この空き家の有効活用、利用というのは村長も答弁しておりますので、そこはぜひ地主とも調整しまして、例えば平成2～3年頃でしたか、伊是名でいま古民家として再生された旧中本家、それから山川商店の旧山川家、向こうは壊す寸前に空き家等、老朽家屋だから、この関係者が壊すという情報があって、ちょっと待って下さい。まだまだ使えますよということで行政に働きかけて再生化されて、いま古民家として実際使われておりますよね、これと関連して勢理客の旧名城家、向こうも見た感じ超老朽家屋で壊すか、壊さんかという寸前の家です。村が手を入れて再生して有効利用して使わせています。

ぜひ、これも含めて、村長、これは個人がするとなると、多大な経費がかかる。こういう使えるお家を何とか補助事業を入れて再生化すると、いま言う地域の人たちを都会から移住させるというような方法もありますので、これは一時伊是名でメーナカとか、山川商店をやったときに非常に話題になって、伊是名、非常に素晴らしい事業もやっているんだなとこういうのもありましたし、あるいは民間のNPO法人が再生事業を個人で造られた後に、こういうのも再生、再利用したというケースもありますので、ぜひ、こういうのも含めて、民間の資金も活用するなり、あるいは行政でそれなりの再生できるものについては、そういうふうな事業を取り入れて、ぜひやっていただければ、村の活性化に繋がると思いますが、村長この辺まで含めてお答えよろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ただいまの空き家の有効活用についてですが、それについては、私も以前からちょっと懸念しておりまして、村内にある空き家の中で、中には位牌とかもあったりして、住みたいけれども、住めないというふうなお家もあると伺っております。

そういうことで、村に移住したいという方の話もあるみたいですが、住めるお家がないというようなことも聞いておりまして、そういう方たちにも活用いただければなというふうに私は常々思っております。

そうするために、どうしたらいいのかなって、私も考えていたんですが、私が公約に掲げております永代供養施設、それが完成した暁には、そこで位牌等も預けられるような施設、その中身についてはいまから検討なんですけど、そういうことも考えておりまして、そこで位牌等も預けられるんだったら、空き家にある位牌等もそこに移動、もちろんお家の人の了解も得ないとできないんですが、了解もらって、永代供養施設の方で預かってもらって、その空き家を移住、定住向けに活用できればなというふうな構想は私としては持っておりますので、できるような方向で取り組めていければなというふう

に考えております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

ぜひ村長、いまの問題も含めて、前向きにご検討していただきたいと思えます。

村長は、まず条例の問題、あるいはもう1件、この置き場どうするという、この再資源化、これぜひ村長もう一度言明して、及び収集も行くと、これいま私が行政の職務を放棄していると言っても過言ではない。やってないわけですから、行政は仕事を放棄しているんです。コンクリートがら、石云々については。収集してないわけですから、仕事の放棄ですよ。これはどうするか。そこも含めて、もう一度はっきり収集するか、しないか。あるいは置き場、置き場があれば、収集してもすぐ可能なんですけど、置き場がないから収集できないわけです。この点について。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

先程、答弁するのを失念してしまいすみませんでした。一般廃棄物の収集は、ちゃんとした整備ができるのか、この辺はちょっと置いといて、とりあえず仮置き場みたいなものを整備して、そこにいま言う倒壊寸前の家を壊しての瓦礫とか、それを運べるような状態にしていきたいと、そういうことで本当に地域の見苦しいこういう景観がよくなればいいのかなどというふうに考えております。

ちゃんとした仮置き場になるのか、その辺はまた我々庁内で検討して、早急にこの問題については取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

このごみの収集するのが、いま施設を造れば、住民が壊して持っていけるような、そういう体制に持っていければなというふうに思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

置き場が完成したら自分で持ち込みする、あるいは村の一般廃棄物収集業務で一日何個まで、例えば高齢の人たちでしたら、袋詰めにして玄関に置いておけば持っていきますよと、その辺はできるわけですよ。

これはいま高齢者あたりはこれがないものですから、免許も返納するし、車がない、こういうような現状でこれは無理でありますので、ぜひ収集は本来すべきものやってないわけですから、やっていただきたい。

大量になれば、これは前以て行政役場に連絡して、いついつというふうな方法もあるかと思しますので、それなりの料金を設定して取ればいいわけです。私たちいまごみは有料です。ちゃんとごみ袋を買ってシールを貼って、これはちゃんとお金を出してごみの処分しているわけですから、これは有料ごみです。決して無料ではないです。

ですので、ぜひ収集運搬も含めて、今後考えていければと思います。村長、住民にいま実際に迷惑かけておるわけですから、全部が全部、島外に持ち出すということは、これは不可能なんです。例えば、一日一個、20キロぐらい一個出た。これ今日出た分、明日、島外に持って行けますか。これ一つ持っていくために車をもって行きますか。持って行けば処理可能でありますよ。現実には不可能です。車1台分とか、こういうついでがあれば持って行く、あるいは置き場がお家の近くでないものですから、ぜひ持っていこうということではできないわけです。車がない方は、車を借りてしかできない。便宜上、島であれば、一番簡単です。

そういうことで、村長、ぜひ一日でも早くこの問題を住民が解決できるように、できれば村長ぜひやりたいという、これは政策にもあがってないわけですから、こういう政策を作って、村長の方針にのっけて、ぜひやっていただきたいと思います。村長、最後にもう一度よろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

先程から答弁していますように、早めに取り組んでいきたいと、そういうふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この問題、例えば見苦しいお家云々、家屋等でしたら、地域の区長さんや地域の有識者、地域の人たちも含めてボランティアですることも可能でありますので、こういう問題、環境整備は。そこも含めて、非常に島は連帯感がありますので、ひと声かければ、やろうというそういう心構えもありますので、その辺はぜひ協力しますよ。

問題は、村が前向きに考えているかないかの問題でありますので、ぜひ村長、これが実現できるように、近々にこれが実現できるように前向きにやっていただきたいと思います。

これは村長の方針ですので、村長が決めなければ、係や担当課長、どうすればいいかわからないですので、これは村長の姿勢にかかる問題ですから、村長ぜひ進めて、私の質問を終わります。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後4時50分）

令和5年第1回伊是名村議会定例会会議録 第2号				
招集年月日	令和5年3月13日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和5年3月13日	10時00分	議長 潮平そのみ
	散会	令和5年3月13日	14時45分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

8番	伊禮正徳	1番	高良真伊
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和 5 年 3 月 1 3 日

令和 4 年度伊是名村一般会計補正予算（第 5 号）
令和 4 年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
令和 4 年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
令和 4 年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
令和 4 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
令和 4 年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
令和 4 年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 3 号）
令和 4 年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第 2 号）
伊是名辺地総合整備計画の変更について
伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について
伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例
伊是名村情報公開条例
伊是名村個人情報保護に関する法律施行条例
伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例
伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例
伊是名村議会の個人情報保護に関する条例
伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和5年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序 令和5年3月13日（月）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第4号	令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）
2	議案第5号	令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
3	議案第6号	令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
4	議案第7号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
5	議案第8号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
6	議案第9号	令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
7	議案第10号	令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）
8	議案第11号	令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）
9	議案第20号	伊是名辺地総合整備計画の変更について
10	議案第21号	伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について
11	議案第22号	伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例
12	議案第23号	伊是名村情報公開条例
13	議案第24号	伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例
14	議案第25号	伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例
15	議案第26号	伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例
16	発議第1号	伊是名村議会の個人情報の保護に関する条例
17	議案第27号	伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
18	議案第28号	伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（潮平そのみ）

本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

ただいまの出席議員は、8名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第4号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第4号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,314万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億6,923万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、不用見込額や最終支出額を見越して関連する歳入歳出予算を増額するものであります。

歳入につきましては、7款地方消費税交付金で298万6千円の増、12款分担金及び負担金で276万9千円の増、14款国庫支出金で1,265万9千円の減、15款県支出金で1,723万8千円の減、17款寄附金で1,282万1千円の減、19款繰越金で9,171万円の増、20款諸収入で202万9千円の減、21款村債で1,970万円の減額となっております。

その主な内容といたしまして、7款地方消費税交付金では、沖縄県からの見込み額通知による増、12款分担金及び負担金では、保育料現年度分の増額、14款国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の増、伴走型相談支援及び出産子育て応援事業補助金の計上、各種事業において実績を見越しての減額、15款県支出金におかれましては、農業委員会交付金の増、各

補助事業においての実績を見越しての減額、17款寄附金では尚円王の里いぜな島応援寄附金の減額、19款繰越金では前年度繰越金の全額計上、20款諸収入では、地域振興協会助成事業等の減、21款村債、それぞれ事業費の確定による減額となっております。

歳出につきましては、1款議会費で140万5千円の減、2款総務費で5,828万5千円の減、3款民生費で1,296万3千円の減、4款衛生費で1,353万円の減、5款農林水産事業費で546万7千円の減、6款商工費で400万円の減、7款土木費で352万9千円の減、8款消防費で1,648万7千円の減、9款教育費で4,923万3千円の増、11款公債費で60万円の減、12款諸支出金で1億17万6千円の増額となっております。

その主な内容といたしまして、1款議会費では新型コロナウイルス感染拡大の影響で研修会等の中止による旅費等の減額となっております。

2款総務費では、人件費や役務費等の減額、屋之下用地整備事業費で未完了分の減額、ふるさと納税事業費の減額、沖縄振興特別推進交付金で予算執行調査を踏まえての減額補正となっております。

3款民生費では、非課税世帯給付金事業費等の減額や国保特会への繰出金の増額となっております。

4款衛生費では、伴走型相談支援及び出産子育て応援事業費の計上や簡水特会繰出金の減額となっております。

5款農林水産業費では、県営水質保全対策事業費の増額、農林水産物条件不利性解消事業費等の減額となっております。

6款商工費では、伊是名尚円王まつり補助金や伊是名村体験交流観光連携施設指定管理業務等の減額となっております。

7款土木費では、道路維持費の増額や住宅管理費等の減額となっております。

8款消防費では、消防車庫整備事業費やデジタル防災行政無線システム機能強化事業費等の減額となっております。

9款教育費では、小学校建設費の増額や給食センター管理棟の減額となっております。

11款公債費では、一時借入金利子の減額となっております。

12款諸支出金では、船舶特会への繰出金の減額、財政調整積立金の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

私の方からは、繰越のことについてお尋ねしたいと思います。仲田地区集落の整備事業は当初予算で計上されたと言っていたと思うんですけど、これが繰り越しに至った経緯、また、いつ入札が行われたか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。入札の時期は、ちょっといまはっきりしたことは覚えてないんですけど、年明けだったかなと、すみません、ちょっと確認しないと日付は覚えてないんですけども、そのときの入札が不落になりました、かなりうちの予定額との差がありまして、その分また時期的にも再度入札になると、また工期に大変厳しい状況でありましたので、それを踏まえて、今回、繰越としております。

議長（潮平そのみ）

7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

これ、1年かけて事業執行できなかったというのは、非常に困ることなんですよね。いま入札聞いたら、入札、年明けと言っていたわけですが、既に3月、

年度末の工期も迫っていると、こういったやり方では、どこの業者も工期を懸念するものですから、落札する可能性というのがなくなってしまうんです。

これ、1年経っているのにできないという、これは担当任せになっているんじゃないかなと、要は、報連相ですね。そこら辺をきちっとやるようにしてもらいたいなど、その辺の意見をお願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

いま議員指摘のとおり、1年かけて執行できなかったというのは、大変課としても反省しているところであります。

繰越をした上は早急に工事を出すようにいま考えています。水道の工事、仲田地区はほぼ終わっていますので、その辺のクリアしないといけない事情もいま解消されていますので、繰越が完了した時点で早期に、仲田集落の皆さんには大変ご迷惑をおかけしているのは十分承知しておりますので、すみませんが、よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

新年度早々、工事を始めるということで安心しているところではありますけれども、今後そういったことのないように横の連携、いわゆる報連相をやりながら課の業務に努めていただきたいなと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは66ページ、教育費、2項小学校費、14節学校建設費の中に工事請負費6,341万8千円、ここが一般単費予算ということで増額になっておりますが、その件についてご説明と、先程村長は議案説明の中でほとんど口頭でやっているわけです。できれば、村長、議案説明、村長が口頭で述べたことをある程度箇条書きに文書にしてもらおうと非常に助かるわけですね。口頭で

読み上げたら、記録云々の議案説明チェックできないわけです。

本来は、議案説明は文書等でやるべきだと私思っているわけですが、これは以前からこの主張はやっているわけですが、なかなかやってもらえないというのが非常に残念ですけれども、ぜひ文書である程度予算説明やっただければと思います。

例えば、人件費でしたら人事異動で減額云々、増額云々は大体わかるわけですが、他の事業系になりますと、口頭でやりますと、なかなかチェックできないですので、この2点だけよろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

それでは、お答えします。小学校の校舎建設事業ということで、当初契約が建築で8億4,458万円、電気で1億2,320万円、機械設備で1億2,815万円で、合計で10億9,593万円でありました。

この請負業者の旅費については精算ですということになっていたため、当初には含まれておりませんでした。

建築について、1回目の改定契約でアスベスト工事に係る費用として8,793万4千円、いま最終の改定で1億1,066万円見込んでおります。それは旅費と外構工事、運動場の芝の工事、あるいはまた樹木の移設等々の費用でございます。合計で1億9,859万4千円の増額改定を予定しております。

電気については、1回目の改定で5,462万6千円、これは校舎のLAN機器の整備と旅費の12月分までの精算でありまして、2回目の改定契約で271万7千円、これが残りの旅費3月分までとなっております。合計で5,734万3千円の増額改定をしております。

機械設備について1回目の契約で1,241万9千円、これは給排水工事と旅費1月分までで、2回目の改定契約で167万2千円、これが3月分までの旅費となっております。合計で1,409万1千円の増額となりまして、建築、電気、機械設備で合計しますと、最終の契約額が13億6,595万8千円となります。

本事業の予算計上済額が13億254万4千円となっておりますので、予算額から契約済額を差し引きますと、6,341万4千円ほど予算が不足になっておりまして、今回の補正となっております。

当初の予算計上額でも旅費については精算でしたので、確定ではなかったわけで、1億円余りは増額で予算を計上しておったんですけども、最終段階になって、その見込みも上回っての経費となったということで、今回の補正となっております。

当初1億円余り見込んでいた額については、起債の方を充当させてやっていたんですけども、これが12月以降に発生した経費については、起債もできないということで、今回、一般財源で対応しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

提案理由の説明について、いままで金額の増減、そして大雑把な中身の説明等をこれまでやってきておりますが、それをもっと詳しく、箇条書きではないんですが、1事業につき、どういう経緯でこういう減になったのか、増になったか、そういう説明をしてもらいたいというふうに私いま理解しておりますけれども、そのことについては、今後また検討して、できるだけ議員の皆さんにもわかりやすいような提案理由の説明の仕方にもっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

いまの学校建設費、丸々関係予算を充当するというのは非常に予算に影響しますので、事業の流れから途中でいろいろ変更があったということで、そういう起債も充当できないということになれば非常に財政は圧迫されますので、この辺は十分に国、県と調整しながら、ぜひ地方債、あるいは特定財源も何とか充当できればと思って私質問したわけです。ぜひ、今後十分調整しながら、なるべく単費を減らすような感じで今後進めてもらえればと思って、それは1回

だけではなくて、他の事業でも、村がやる事業すべてそういう具合にやれば財源の圧迫も防げますので、よろしくお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他にありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

いまの清和議員の質問に続いて同じところなんですけれども、この事業は本来ならば補助事業のはずです。補助事業でやるのに単費でいきなり6,300万円余り補正しています。これは本来なら、こういう手続きを踏んでやるべきものではないと思っておりますが、それともう1点、手続き、実際にこういう手続き等はできなかったのか。できないと言っていたんですけれども、それでいきなり6,300万円余りの一般財源、これ単費ですよ、伊是名村、こんなにお金持ちなんですか。こういったやり方で本当にこういう事業を進めていっていいものですか。その辺、村長、本当にこれで健全な財政運営の仕方と言えるんですか、村長の考えも聞きたいですね、どういう指導して、こういうことになったのか。しっかりとした説明をお願いします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。議員おっしゃるように、いきなりの6,300万円余りの単費の補正というのは、大変私も心苦しく申し訳なく思っております。この収入ですか、補助金のものについては、補助の対象内、そして対象外という経費がありまして、収入については、この総事業費で対象内の経費で実質の工事経費で収入が確定します。

今回の補正については、先程申し上げたんですけれども、私たち1億円余り当初の方で計上しておりました。これは大体、12月頃まで事業費が確定すれば起債の対象になるということなんですけれども、それが旅費関係とか、また年度12月以降に先程申したとおり、ちょっと追加の工事がありまして、その辺が起債該当がたてられなかったというのが大変この単費、これだけ大きくなった原因となっております。

今後は、このことも踏まえながら、ぜひ、そういったことがないように取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

いま教育振興課長から答弁がありましたとおり、起債申請も締め切って終わった後、こういう事案が出てきましたので、どうしても村単費で対応するしか方法がなくて、このような手続きになっております。

今後は、そういうことのないように横の連携も取りながら、また各事業部署においても事前にこういうのも想定して、前以て財政担当課あたりにも相談するような形でやっていきたいと、そういうふうにも職員にも指揮、指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

議長（潮平そのみ）

再開します。

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

いま説明はありましたけど、こういった事業のやり方は、今後も庁舎も建設しているし、これからいろいろこういった事業のやり方で旅費の後払い精算とかやってくる可能性が十分あると思います。

今後もそういうふうなやり方でいったら、また後々こういったお金が足りないから、単費がばんって出るような事業のやり方は今後もないとは限らないですよ、いまのやり方では、そういう言い方では、そう思いませんか。

だから、こういうのは徹底して指導していかないと、今後もばんばんばんばんいきなり単費で何千万も出してくれと言われてたら、本当にこれからもどどん出せるんですか。重々注意してやっていかないといけないと思っておりますので、

村長、最後にこれをしっかり村長の施政方針でも健全な伊是名村の財政運営をしていくと言っていたので、しっかりと守ってもらいたいと思います。それだけ強く言って、とりあえず質疑は終わります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

私の方から2、3点お願いします。まず、5ページ、繰越明許費補正です。ダブっていますけれども、前川議員からの方の1点と、本来はいま言うように説明等が全部まとめられるんですけれども、一つ、二つ確認すると、ほとんど似た理由かなと思いますけれども、特にここで聞きたいのが2点ほどあります。

2款総務費の肥料高騰緊急対策事業、これが繰越になっていますけれども、先の補正、臨時議会の方で確が行われたものだと思いますが、臨時議会というのは、本来、緊急性を要する臨時議会だと私は思いますけれども、定例会を前にした臨時議会、去った2月17日だったですか。

そこでいろいろ農協さんといろんな調整があつてそうなったかもしれません。そこで農家の肥料体制というのは、既に申し込み等々もして、農協さんとしては、既に購入もされているはずだと思いますが、そしたら私たちが補助する分に対するの支払いは農協さんはしないといけないと思います。

そういったことをやりたくて臨時議会もされたのかなと私は思ったんですけれども、いま繰越されている件の経緯は、今後の動向はどうなるのか。そしていつ頃これがまた繰越したら支払う予定なのか。そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

そして7款土木費、先程、前川議員からあつた仲田十字路の件、いま説明を受けたんですが、実は課長、先程、入札額がどうしても落ちなかったという答弁がありました。入札額が落ちないからという、繰越した額を今後これから行われる辺地計画、辺地変更ですか、過疎変更など等々、これはまた12月には確か起債の方にも回されています。増額の方で見たらなっているんですが、落ちないということは、予算を組み替える予定なのか。そして、そのあたり

はいつ頃をいま計画されて、いつ頃発注するのかまで、私仲田区の議員としては、ぜひ確約を取りたいと思っています。

この件と、次25ページ、寄附金、昨年よりはかなり減額、半額、1%いくか、いかないかぐらいですか。かなりこの件に関しても毎年質疑等々もあって、ぜひ、頑張ってもらいたい、返礼品等々全国的にやっていますので、伊是名村も頑張ってもらいたいということで、かなり伸び率はあったんですけども、急にここでぐんと何かしら落ちている感じがします。

もちろんコロナコロナと言ったんですけど、私はコロナになったときに、それが増えたことに対して大変喜んでいました。

しかし、なぜ今回このように落ちたのか。その経緯を教えてください。

そして32ページ、財産管理費、屋之下用地整備事業800万円余り、昨年から今年にかけての実績が見受けられませんが、これは全額減額となるのか。課長、まずは説明を求めたいと思います。以上、順次お願いします。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

繰越明許費、5ページの件についてお答えいたします。その肥料事業についてなんですが、議員おっしゃるとおり、臨時議会で対応させていただきましたけれども、その件について2月いっぱい数量的には伊是名支店としては確定しております。

ただ、この事業の母体となる国の補助分について、県下一斉にまとめないといけないということで、国の実績確定が年度末になりますので、県と村の補助の事務手続き期間を考慮して繰越手続きをさせていただいておりますが、伊是名村の数量的なものは確定して終わっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま議員ご指摘のとおり、令和4年度、昨年度に比べて、

約半分近く落ち込んでおります。その前の年も補助金額は多かったんですが、ちょっといまうちの方で内容を検討というか、確認したところ、この2カ年ぐらい高額な返礼品というのがございまして、その辺が結構何点かございまして、その辺で一昨年、その前は増額になった経緯がございまして、今年度においては本当に半分近くに落ち込んでいるんですけど、実はまたよく言われていますように返礼品が30%以内、それからそれに係る経費が50%以内というのがございまして、村の方が若干それいくつか上回っている部分もございまして、その辺で返礼品を少し抑えたり、そういった経費を少し削減ということでありまして、たぶんすぐには落ちないかと思うんですけども、この返礼品が30%以内ということで、観光協会さんと返礼品の内容の精査をして、返礼品を少し少なくしたりということもございまして落ち込んだのではないかと思うんですが、それ以外にまだまだ以前にもご指摘がありましたピーアール不足とか、そういったのもあろうかといまのところは推測しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

それでは、仲田集落の十字路整備工事についてお答えします。先程、前川議員からもあったように、時期はいつ頃という、いつという明確な回答はちょっと出しかねますが、とにかく集落の方々に迷惑をかけないように予算も確保されていることではありますので、早急に工事は出していただけらなと思っております。

増額の補正もまたしておりますので、その分も含めて入札、落札できるような設計変更もしながら取り組んでいきたいなと思っております。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

32ページの屋之下地区の用地整備事業の予算についてご説明いたします。当初予算において、用地買収費用ということで計上させていただいておりましたが、その中で残面積の中の一番大きい方がいるんですが、現時点では伊是名

村に売りませんということで、いま交渉がストップ、一番大きい面積なんですけど、残面積の中で。売らないということで交渉が止まってしまっている状態です。

残り何筆か小さい面積があるんですが、それは家々の事情で司法書士の方に依頼申し上げて、手続きを進めている段階ではあるんですが、年度内に見込みが立たないということで、今回、全額補正減という手続きをさせていただいております。

なお、新年度予算においては、今回のことがありますので、見込みが立った時点で補正予算という形を取らせていただくために当初予算においては計上しておりません。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

繰越の方で堆肥の件は了解しましたが、仲田地区関係の整備、あと十字路整備の件、補正にあげていますという回答、答弁したんですけれども、ちょっと休憩。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時43分

議長（潮平そのみ）

再開します。

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

これで3回となるはずですから一気にいきます。いまの件わかりました。

次、25ページの寄附金の件ですけれども、いま課長からいろいろ答弁あったとおり、これ全国的にも情報を聞いたり、いろんなものが出ているみたいで、地方の方はだいぶ盛り上がって、地方の方でかなり高額でいま言う返礼品等々にも力を入れている。ここ2～3年前からは私一般質問にもあったとおり、ぜ

ひ皆さん頑張ってほしいということで、それは私たち一緒になって頑張りたいということをお申し上げたこともありました。ぜひ、何とか寄附金も増額できるように今後頑張っていきましょう。

そして屋之下原の件、32ページですが、財産管理費、これはかなり問題です。そしてこれは来年見たら、新年度予算に計上されてないんですよ。

そういうことは、しばらくは様子見るとおっしゃっていますが、その間はぜひ交渉を村長先頭に立ってやらないと進まないと思うんです。たぶん去年まで14人分残っていると思います。それが6名ぐらい残っていて、あとそのままだと思うんですけれども、それは2カ年間一向に進んでませんから、かなり厳しい方がいるということは、来年からはその事業をしばらく休むという形なのか。それともそれでも用地は何とかして確保、用地交渉は専門の方が村長を先頭にしていってほしいと思います。行って、交渉しない限りは、いままでやってきた価値は使えないですよ、話も私たちが計画されているのも。

ぜひ、いまのうちに頑張って、村長、最後に情報も聞いていると思います。どうですか、村長が用地交渉も先頭に一緒になって粘り強くすれば可能だと思います。ぜひ、頑張ってもらいたいんですが、村長どうですか。最後に一言お願いしたいと思います。最後に村長の答弁を求めて私の質疑といたします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

屋之下原用地交渉の件については、今回、補正で減額して、新年度予算に計上されてないということで話ありましたが、先程課長の答弁にもありましたとおり、新年度については交渉は継続していきます。

そうして継続して、交渉が成立した時点で補正予算で対応していこうとで庁内では申し合わせしております。

ということで、事業を進める上で用地交渉が完全に終わらないとできないと私はそのように考えておりますので、いま委託して交渉をやってもらっておりますけれども、その辺の事情等も聞いて、村長も一緒になっていくべきところはまた私も同席してお願いして回りたいと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

5番（東江源也議員）

この議案の採決は、起立方式ではいけないのでしょうか。起立方式に変更して下さい。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時53分

議長（潮平そのみ）

再開します。

ただいま5番東江源也議員の提案により、採決方法を起立の方法でやりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、起立をもって採決といたします。

賛成の方は、起立をお願いします。

（起立多数）

賛成多数です。したがって、議案第4号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第5号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第5号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,206万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,019万7千円とするものであります。

歳入につきましては、1款国民健康保険税で7万1千円の増額、6款県支出金で180万3千円の増額、9款繰入金で409万3千円の増額、10款繰越金で2,609万8千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で会計年度任用職員の人件費等で242万8千円の減額、2款保険給付費で被保険者の療養給付費や高額療養費で2,878万1千円の増額、6款保健事業費で会計年度任用職員の人件費等で126万9千円の減額、9款諸支出金で事業実績報告の確定に伴う過年度返還金で6万4千円の増額、10款予備費で691万7千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第5号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第6号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第6号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万2千9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,278万2千円とするものであります。

歳入につきましては、5款繰越金で前年度繰越金5万2千9千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金で1万9千2千円の増額、4款予備費で3万3千7千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、地方自

治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願
いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号・令和4年度伊是名村後期高
齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第7号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第7号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則
第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それ
ぞれ503万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4、

379万3千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金で333万5千円の減額、7款村債で170万円の減額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で需用費や公課費の消費税等で110万円の減額、2款事業費、水道施設草刈委託業務や簡易水道管路整備事業の事業費393万5千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第8号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4

号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

それでは、議案第8号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ124万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,967万6千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰越金で124万9千円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費で修繕費45万円の減額、4款公債費で償還金利子及び割引料7万5千円の増額、6款予備費で162万4千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願いします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第8号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第9号・令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第9号・令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,852万3千円とするものであります。

歳入につきましては、2款繰越金で838万3千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款事業費で修繕費40万円の減額、2款予備費で878万3千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

今回838万3千円の補正、繰越金ですが、当初予算に対してかなりの繰越額だと言えます。こういった明細書等がわからなくて、その繰越額の原因ですか、あるいは要因と言いますか、予算に対して1,000万円ちょっとの予算ですが、800万円も繰越があると考えていますけれども、それはどういった感じで800万円ぐらい予算が繰越されているか、中身をちょっと確認、説明をお願いしたいと思います。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。現在、繰越額の方がいま800万円となっておりますが、これは港湾特会において、仲田港ターミナル物産センターを貸し出し家賃として取っているんですが、そのターミナルの家賃の方も結構、船舶から月50万円以上入ってくる形になって、この経年でずっとその収入が積み重なって、いまこの額になっております。ずっと家賃収入でこれだけのいま港湾会計としては黒字になっているということです。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

積み重ねと言うんですけど、私ちょっと勉強不足で例年の感じはどうなんですか、今回だけですか、例年ずっとこういう感じですか、黒字となっておりますけれども、その件だけ説明をお願いします。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。家賃収入に対して歳出の方がそこまで出てないということで、家賃収入の方が上回っているということです。

過去何年間、一つ言い忘れたのは、公債費の償還が全部終了して、その後からの積み重ねがいまの額になっております。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11 時 16 分

再開 午前 11 時 16 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 9 号・令和 4 年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号・令和 4 年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7

議案第 10 号・令和 4 年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第 10 号・令和 4 年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の説明をいたします。

令和 4 年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 3 号）は、予算総則第 1 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,437万7千円とするものであります。

歳入につきましては、1款事業費で新型コロナウイルス感染症蔓延防止に伴う本村への往来自粛等の影響により、1,766万9千円の減額、3款県支出金で95万1千円の減額、5款繰入金で2,110万3千円の減額、6款繰越金で3,584万4千円の増額、7款諸収入で291万8千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で人件費等162万2千円の減額、2款船舶費で人件費、役務費等852万円の減額、6款予備費で913万1千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第11号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第11号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ73万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ834万3千円とするものであります。

歳入につきましては、2款寄附金で99万円の増額、3款繰入金で407万円の減額、4款繰越金で前年度繰越金の全額計上、5款諸収入で75万2千円の増額となっています。

歳出につきましては、1款総務費で集金代行業務委託36万7千円の減額、2款事業費で奨学金給付金及び貸付金364万4千円の減額、3款積立金で育英基金積立金327万9千円の計上となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

9ページと10ページ関連します。一般管理費、集金代行36万7千円の減額補正を行っていて、そこで10ページの18節と20節ですが、負担金補助金及び給付金に関して、実際予定していた方の分の理由とかあると思うんですが、そして貸付金も何名ぐらい予定していたのか、その分のかなり額がありますか、何名ぐらいでどういう事情があったのか、その点お願いします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。代行業務、この方が当初の予定額としまして223万1千円予定しておりましたけれども、1月現在まで徴収した金額が82万2千円ということで、それと3月分までの見込みを立てまして、35%の手数料を含みまして、その不用な分、大体50万円ぐらいですか、その辺を予定していますので、その残りの分を今回減額しております。

負担金補助金及び交付金と、貸付金ということなんですけれども、当初、給付金が二人分満額予定していたんですけれども、一人しか給付しないということで、その分を今回減額しまして、貸付金については、10名分を当初見込んでいましたけれども、7名貸付があったということで、今回減額しております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

集金代行業務、これ度々、私お伺いするんですが、もう少し頑張っていただきたいなと思っておりますけれども、ちょっと厳しいのかどうか、ぜひ検討して、今後頑張ってください。

そして10ページの負担金、二人が一人になったということは、これは経緯があったと思うんですけれども、該当しなくてそうなったのかどうか。辞退し

たのか、その原因というのはあるんですか、その件と。奨学金、貸付金、毎年予定は10名だったと思うんですけども、それが全員が全員ということは殆どいかないこともあるんでしょうけど、今回かなり少ないんですけども、その原因はどういったことなのか教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。負担金、補助金、給付金については、これは支給する要件がございまして、今回、一人申込みがあったんですけども、この要件に合致しなかったということで給付の方は行っておりません。それで前年度給付した人は一人ということになっております。

貸付金については、毎年10名ではなくて、貸付最大枠が10名ということで、仮に令和4年度に10名だったんですけども、ここに次5年度するとき一人空き枠がなかったら募集することができないんです。でも今回の場合は、10名までの空きの枠があったんですけども、その分の応募者がなかったということで7人になっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

特に奨学金給付金、これは数年前からいろいろ要望等々も出て話もあって、その制度があるんですが、いま審査結果で該当しなかった。厳しい状況、これはあると思います。いろいろあると思うんですけど、それで当初の見込みは二人ということで、やはり二人って当初から予定されているんですか。それとも希望を取るんですか、奨学金の給付金、いつ頃、査定されているのか、最後にそれだけ教えて下さい。該当する方々お願いします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。給付金については、本来は高校生と大学生ということで、年

内一人ずつやろうということとなっております。

去年は、給付の申し込みが高校生の方が一人いたんですけれども、今回も大学生はいなくて、高校生の方が一人だけ申し込みあったんですけれども、先程も言いましたように、これに給付の要件というのがいろいろあるんです。そういったものを勘案して検討した結果、今回は給付の該当にならなかったということで、前年度給付していた人が3年間は続けて給付することになりますので一人というふうになっています。

選考会は、大体、高校、大学入学していろいろ書類取るのがありますので、大体6月頃になります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時35分

再開 午後 1時31分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9

議案第20号・伊是名辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第20号について説明いたします。議案第20号・伊是名辺地総合整備計画の変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別添のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名辺地総合整備計画において整備しようとする公共的施設の事業名及び事業費の額、辺地対策事業債の予定額の変更、また、新規事業の追加をするため本案を提出いたします。

なお、整備計画の第4次変更の新旧対照表、及び事業費概要書を添付しておりますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号・伊是名辺地総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号・伊是名辺地総合整備計画の変更について議は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第21号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第21号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更について。

伊是名村過疎地域持続的発展計画を別添のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村過疎地域持続的発展計画の事業名及び事業費の変更、さらに過疎対策事業債の予定額の変更と新規事業の追加をするため、本案を提出します。

なお、変更内容は計画新旧対照表内訳のとおりであります。別に変更箇所を仕分けにした計画書、事業計画新旧対照表及び令和7年度までの年度ごとの概算事業計画表を添付しておりますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

10ページの地場産業の中に、村内の特産品の開発を推進するとともに、ITを活用した県内外への情報発信等によって、販売ルートを確保し6次産業を推進するとあるんですが、ご存知のとおり、去年、伊是名村の特産品の一つである、ときわ、島酒がフランスの優秀賞をもらった経緯があります。

そこで県内外を突破して、さらに海外へ直接アピールなどを検討するのもしつつの手かと思いますが、村長その辺どう考えますか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

村の特産品が世界的に有名なコンクールで受賞されたということで、本当に喜ばしいことであります。

今後の対外的な発信方法については、どういう方法があるのか。また、できたら誠意をもってやりたいと思っております。また、庁内でいろいろ検討されて、どういった場面でどのような広報の仕方があるのか。その辺は検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 1 時 5 0 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 2 1 号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 2 1 号・伊是名村過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1

議案第 2 2 号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第22号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

伊是名村国民健康保険条例(昭和48年伊是名村条例第10号)の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第24号)及び健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令23号)の改正(令和5年4月1日施行)に伴い、伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する必要があり、この議案を提出します。

なお、改正内容は別添の新旧対照表のとおりであります。第5条の出産育児一時金の40万8千円を48万8千円に改正する内容となっております。

令和5年4月1日から施行となります。以上、ご審議よろしく申し上げます。
議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第23号・伊是名村情報公開条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

説明いたします。議案第23号・伊是名村情報公開条例。

伊是名村情報公開条例を別添のように制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が一部改正されたことから本案を提出いたします。

令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで国の行政機関及び地方自治体等において、別々の法律、条例によって運用されてきた個人情報の取扱いが同一の法によって取り扱われることになりました。

それで、令和5年4月1日から適用されることになっております。これを受けまして、現行の伊是名村情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止するとともに、法の委任を受けた内容を規定するため、本条例を制定するものであります。ご審議よろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後1時57分

再開 午後1時58分

議長（潮平そのみ）

再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第23号・伊是名村情報公開条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第23号・伊是名村情報公開条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第24号・伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第24号・伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例。

伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例を別添のように制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が一部改正されたことから本案を提出します。

なお、議案第23号と同様に個人情報の保護に関する法律が改正されましたので、同法の施行について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものがあります。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号・伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第24号・伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第25号・伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第25号・伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例。

伊是名村特定個人情報保護条例(平成27年条例16号)を別添のように廃止したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が一部改正されたことから本案を提出します。

なお、議案第24号で伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例で個人情報の保護が包含されておりまして、本条例を廃止するものであります。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号・伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号・伊是名村特定個人情報保護条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第26号・伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第26号・伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例。

伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例を別添のように制定したいので、地方自治法(平成22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)が一部改正されたことから本案を提出いたします。

なお、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、議案第23号・伊是名村情報公開条例及び議案第24号・伊是名村個人情報の保護に関する法律施行条例に規定されております諮問機関を設置するため、新たに本条例を制定するものであります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この条例は、新しくできるわけですけど、この条例の3ページ、16条、この条例に定めるものの審査会に関する必要な事項は規則で定める。

この規則がいつ頃、作られるのか。近いうちこれ作って掲示板に公表するのか、これは条例事項ではないんですけれども、長の事項なんですけれども、いつ頃作られるのか。というのは、次の議員発言の条例と関連するわけですから、

内容のすり合わせ、整合性をもたないといけないわけですね、実際に運用する時期については。これもし予定がありましたら、お聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。この条例が令和5年4月1日から施行されますので、3月31日までに規則を作成していく予定としております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号・伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号・伊是名村情報公開及び個人情報保護審査会条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16

発議第1号・伊是名村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

発議第1号

令和5年3月10日

伊是名村議会議長 潮平そのみ 殿

伊是名村議会

提出者：議会運営委員長 東江清和

伊是名村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び伊是名村議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

理由といたしまして、現行の「個人情報保護法」が廃止になり「新個人情報保護法」が国において制定されました。この新法により、国会、裁判所及び地方議会が独立性を確保するため新法から適用除外されたため、本議会としての個人情報の保護に関する条例を新たに制定する必要があるため、本案を提出する理由となっております。

中身については、別紙でされておりますので、お目通しよろしくお願いたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号・伊是名村議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第1号・伊是名村議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第27号・伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第27号・伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例。

伊是名村職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第9号)等の一部を別添のように改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、職員の定年を引き上げるとともに、年齢60年に達した職員に係る管理監督職からの降任等の制度及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の規定を整備する等の必要があるため、本案を提出します。

なお、地方公務員法の一部改正によりまして、職員の定年年齢の引き上げに伴う関係条例の一部改正及び廃止を行うものであり、この条例で9つの条例を一括して提案しております。

第1条において、伊是名村職員の定年等に関する条例の一部改正。第2条で伊是名村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。第3条において、伊是名村職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正。第4条において、伊是名村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正。第5条で伊是名村職員の給与に関する条例の一部改正。第6条で、伊是名村職員の育児休業等に関する条例の一部改正。第7条で、伊是名村職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正。第8条で伊是名村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正。第9条においては、伊是名村職員の再任用に関する条例の廃止。以上が一括して上程されておりますので、ご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

それでは定年等に関する一部条例改正ですが、定年延長、皆さんいよいよだ

と、そんな感じがしてなりません。数年前から国の方から通達がありまして、来る4月1日スタートとなるということで全国各市町村は殆ど条例制定3月では採用するというようになっております。

そこで私、当時からその定年延長というものに対して、中身の方が通常どおりの定年を延長するのかわかったら、いろいろと研究してみたら、皆さんの最初の1ページの方に60歳から65歳になるんですが、これは段階的に2年を1段階に置くのか、そして10年では65歳になるという形になると思います。

というと、例えばの例を取ると、もし、来年、該当者がいるとすると、この方は1年、61までの延長になるわけです。その後は定年になるわけですが、そこで私は65歳まで通常どおりの60歳の通常の待遇等々でできるのかわかったわけですが、よくよく見たら、そうではないみたいな感じがします。

これにはいろいろメリット、デメリットがあるみたいですね。各市町村におかれましては延長することによって、数年後70歳になるということまで出ているんですが、そうすると果たして若者が採用できるか、できないか、いろんなデメリットもあると思います。

そこで段階的に上げる方法について、まず1点、村長、村の最短の延長に該当する方が、これは希望でやるみたいですが、強制的に定年の延長は決まるんですか。それとも希望がなければ60歳で定年という形を取ってもいいということなんですか。それは僕らがいままで見ていた早期定年になるんですか、それとも一旦は60歳で区切って、私は延長しますという希望を取ってすると、待遇等も全部変わるみたいですが、そうすると、これまでの再任用でしたか、それと何ら変わりがあるのかどうか。

まず、1点、伊是名村の待遇、伊是名村の職員は何年から該当して65歳まで達するのが見込まれるのか、何名ほどいるのか、計算されていますか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

お答えいたします。60歳到達して後は、本人の希望次第になるのかという質問だったと思うんですが、それについては定年法が次年度から61歳に全体的になりますので、役職定年制を設けて、60歳過ぎた人は普通と言ったらいいんでしょうか。課長等でしたら、たぶん課長ではなくなるというふうな捉え方だったと思うので、そういうふうになりまして、その前に辞めるんだったら、たぶん勸奨退職に値するのかなというふうな、そこまで詳しい情報は私把握してなくて申し訳ないです。たぶんそうだっただろうなという気がいたします。

村の今後の定年者、延びていく人たちの直近で、ちょっと失礼します。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時23分

議長（潮平そのみ）

再開します。

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

その件については、総務課長から説明させます。以上です。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。何点かいまございましたので、いま先に思い浮かぶことから答弁したいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、60歳に達した日以後に本人の希望により短時間勤務の採用ができる制度、定年前再任用短時間勤務者というのがございます。

それからいま村長がおっしゃいました役職定年制というのもございまして、これについては60歳は基本とするんですけれども、職員の世代の年齢別構成等で特別な事情がある場合はまた例外措置も設けてございます。

それから定年に達する前の前年度に60歳以後の任用とか、給与、それから退職手当に関する情報を提供して、職員が60歳後に勤めるかどうかという意

思確認を行う予定となっております。

さっきおっしゃられたように、60歳の職員の給料が、勤務時の給料の約7割を水準としておりますので、例えば40万円支給されていたとすると、70%、約28万円ほどの給料になる計算となっております。

それからその場合にフルタイムの勤務時間形態もあるんですけども、課長であった場合は課長補佐で採用、課長補佐だった場合は係長、というふうになります。

それからいま直近で、伊是名村役場職員で定年される方が昭和41年生まれ、該当するのがR8にまずお二人、その翌年にもお二人、その後3年ぐらい空いてまた定年と、しばらくは、定年する方が少ないような状況で、その以降、また、同じ世代の方がたくさんいますので、そこに来ると、また定年の方が増えてくるのかと、いま正確な人数の計算はしてないんですが、大体そういった流れになるだろうと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

説明は大体わかりましたけれども、もちろん定数にはカウントされますよね、定数と言うと、ある市町村で定数にカウントされるから、地域によってはとても難儀ですと、それとその年はその方がもし欠となると採用の枠があるわけですけども、その方がそのまま継続された場合は、若手の採用がちょっと厳しい、そういう形が続くという欠点があるみたいですが、私たちこれまでの村行政の中で、過去4～5年前の卒業したメンバーたちの間がかなりありまして、その辺りをこの制度に十分配慮しながらやっていくべきかなと私は思っています。

いま言った4名の方々が4～5年後に達して初めて該当すると言うんですけども、果たして希望するかどうかはわかりませんが、そういったことがあります。そういうことがありますので、ひとつ村の職員の人事とか、そういったことはぜひ配慮しながら、将来は既に民間では70歳までの定年制を設けている。いずれは官公庁もという話も出ている状況であります。

そういったことも考えながら、我が村においてはそういった色々なこともありますけれども、その辺りが大変厳しいことではあると思うんですけれども、ひとつ頑張っていたきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号・伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号・伊是名村職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例は、原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第28号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第28号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を別添のように改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、沖縄県人事委員会の給与勧告、並びに国及び他市町村の状況等を考慮し、本村の会計年度任用職員の給与を改定する必要がある、本案を提出い

たします。ご審議よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

1点だけ伺います。パートタイムとあるんですけども、パートタイムフルタイムあるんですが、パートタイムというのは、パートタイムだけですか、それと裏の表はフルタイムの会計年度任用に適用する給料表となっているんですか、その区別、どういう状況なのか教えて下さい。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。フルタイムの給与に関することによろしかったですか。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時32分

再開 午後2時33分

議長（潮平そのみ）

再開します。

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま改正する条例の中で、1ページの方、通勤に係る費用弁償の方で新しく改正されておりますけれども、この方、現行は記載されているとおおり、通勤に係る費用弁償の額は、第14条の規定を準用する。職員に準ずるということであるんですが、実際、このパートタイムの方が勤務日数が欠勤とか、休んだ場合に10日間でも支給される運用となっておりますので、新たに改正法におけるパートタイムの方で勤務した日数を乗じてするという改正となっております。

次の給料表については、フルタイムの会計年度任用職員に準ずるということ

で、新たに今度12月に職員の方は改正したんですけれども、フルタイムの職員の方は改正されていませんでしたので、今回、改正という形であげさせていただきます。以上です。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

第14条の改正後の改正されたものが右側にあるわけですが、この14条というのはいくらで乗じた額だったのか、変動がいくら増なのかわかりますか。

2番目に表の件ですが、フルタイム会計年度任用制度に適用するものですよ、それを改正されてなくて、この表は、さらに新しく改正したということですか、どっちですか、ちょっと簡単に説明お願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時43分

議長（潮平そのみ）

再開します。

休憩します。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時44分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第28号・伊是名村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。令和5年度当初予算説明会のため、3月14日(火曜日)は休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、3月14日(火曜日)は、休会することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会(午後2時45分)

令和5年第1回伊是名村議会定例会会議録 第3号				
招集年月日	令和5年3月15日			
招集の場所	伊是名村議会議事堂			
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和5年3月15日	10時01分	議長 潮平そのみ
	閉会	令和5年3月15日	16時23分	議長 潮平そのみ

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

8番	伊禮正徳	1番	高良真伊
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和5年3月15日

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
令和5年度伊是名村一般会計予算
令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算
令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算
令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算
令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算
令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算
令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算
令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算
指定管理者の指定について「定住促進住宅仲田1号棟及び2号棟」
工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事（建築）」
工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）」
専決処分の報告について「伊是名村漁港海岸整備工事（R4-1）」
専決処分の報告について「伊是名村役場庁舎新築工事（機械設備）」
専決処分の報告について「伊是名小学校校舎改築工事（機械設備）」
専決処分の報告について「伊是名小学校校舎改築工事（電気）」
教育委員会委員の任命について
副村長の選任について
閉会中の継続審査の申出書「経済建設常任委員会委員長」
閉会中の継続審査の申出書「総務常任委員会委員長」

令和5年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午前10時01分

2. 付議事件及び順序 令和5年3月15日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第32号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
2	議案第12号	令和5年度伊是名村一般会計予算
3	議案第13号	令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算
4	議案第14号	令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算
5	議案第15号	令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算
6	議案第16号	令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算
7	議案第17号	令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算
8	議案第18号	令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算
9	議案第19号	令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算
10	議案第29号	指定管理者の指定について「定住促進住宅仲田1号棟及び2号棟」
11	議案第30号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(建築)」
12	議案第31号	工事請負契約の変更について「伊是名村役場庁舎新築工事(電気設備)」
13	報告第1号	専決処分の報告について「伊是名村漁港海岸整備工事(R4-1)」
14	報告第2号	専決処分の報告について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」
15	報告第3号	専決処分の報告について「伊是名小学校校舎改築工事(機械設備)」
16	報告第4号	専決処分の報告について「伊是名小学校校舎改築工事(電気)」
17	同意第2号	教育委員会委員の任命について
18	同意第1号	副村長の選任について
19		閉会中の継続審査の申出書「経済建設常任委員会委員長」
20		閉会中の継続審査の申出書「総務常任委員会委員長」

議長（潮平そのみ）

本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

ただいまの出席議員は8名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第32号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

改めまして、おはようございます。今日一日よろしくお願いいたします。では、議案第32号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の提案理由の説明をいたします。

その前に一言お詫び申し上げます。伊是名村簡易水道事業特別会計予算については、本定例会で補正予算第3号として可決いただいたところでありますが、その後、公債費の予算不足が判明し、急きょ補正予算第4号で追加議案として提案させていただいた次第でございます。

このことにつきましては、予算執行状況の把握を怠り、予算の補正を失念する結果となりました。議会運営にもご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

それでは、議案第32号の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、予算総則第1条に定めるとおりといたします。

既定の歳入歳出予算の総額の変更はなく、歳出科目の金額の組み替えを行うものであります。

歳出の2款事業費、1項3目配水費199万5千円減額し、4款公債費の1項2目利子へ50万円増額、6款予備費へ149万5千円増額する今回補正となっております。

令和4年伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、地方自治法

第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月14日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願
いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

補正予算は、会期中の13日に殆ど済んだ予算ではありますが、補正予算が出たということについて、非常に予算を精査しないといけないという立場にあるような感じはしますが、今回、臨時会を開く前に気づいて対応したというのは良かったという感じはしますが、

普通、予算は目内でしたら別に流用で構わないわけですが、款から款への移動は、これは禁じられておりますので、今回補正予算がされて非常に良かったと思います。次からそういうような予算、3月の予算というのは、最終予算を想定して予算を組むというのが原則でありますので、そこら辺、今後気をつけて予算編成には携わっていただきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

今回、たまたま検査前に見つかって、利子が50万円なんですけど、どうにかできたから良かったようなものの、この公債費、もし期日が来て足りなかった場合には、伊是名村の信用問題にも関わる重要な問題だと思います。

監視できなかつたのか。村長は、その辺もちゃんと目を通さなかつたのか。これはどういう経緯でそういうふうになったのか。もう一度この場で説明願います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

お答えいたします。職員の指導指揮監督ある立場として、今回の予算不足の件、把握できないことに対しまして深くお詫び申し上げます。

逐一、予算等、私が執行状況も把握して、各課の不足はどこどこというふうな、そこまで実際把握してなくて、その結果、そうになりましたことに深くお詫び申し上げます。

なお、引き続き担当課長からも答弁させますので、よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

答弁する前に、私からもお詫び申し上げたいと思います。今回、年度末にあたっては、職員、私も含めて、本当に一人一人が年度の最終の予算であるという認識のもとに立って執行状況等をちゃんとチェックしないといけないことではあったんですけど、そこは私も含めて職員も怠ってしまったというのが今回の補正の追加議案として出した経緯でございます。

このことに関して、当初の予算を組む段階において参考になっているものが起債のシステムの中で、償還日付別起債一覧表というのがいまあるんですよ。それで当初の予算を編成する段階で参考にしたのが令和4年1月20日の償還の金額、各償還ごとの借入の種類によって出されているのがありますけど、それを参考にして予算は組むということになるんですけど、それから年度明けて、新しい年度、令和4年度に入るところの金利の方が若干変動するんです。それを本来なら、ちゃんとチェックして、そこで足りないのであれば、補正をかけないといけない部分ではあったんですけども、そこをちょっと怠ったということで、今回の補正になっています。お詫び申し上げます。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

原因はわかりましたが、どの予算もとっても重要なんですけど、この編成というのは本当に村の信用失墜に関わる重要な問題なので、他の皆さんも重々気をつけて、今後の村政運営にあたってもらいたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第32号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第12号・令和5年度伊是名村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第12号・令和5年度伊是名村一般会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度伊是名村一般会計予算は、予算総則第1条から第4条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,976万2千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」のとおりとし、一時借入金の借入の限度額は10億円、歳出予算の流用については、第4条のとおりといたします。

予算総額43億3,976万2千円は、前年度当初予算より1億9,093万5千円の増となっております。

性質別内訳では、義務的経費で2,549万7千円の減、投資的経費25億8,814万円の増、消費的経費で6,314万8千円の減、その他経費で2,076万6千円の増となっており、全体としては増額の予算編成となっております。

主な内容としまして、歳入につきましては、昨年度と比較して7款地方消費税交付金で沖縄県からの見込み額通知により355万7千円の増、10款地方交付税で2,000万円の増、12款分担金及び負担金で保育料現年度分等により173万円の増、14款国庫支出金では、北部振興事業で実施する南風原線道路改良事業及び内花地区地域活動拠点活性化施設整備事業の計上等により、3億4,941万4千円の増、15款県支出金で伊是名漁港海岸事業及び小学校校舎改築事業の完了等により、4億2,819万1千円の減、17款寄附金で令和4年度実績を考慮して、尚円玉の里いぜな島応援寄附金1,270万円の減、18款繰入金で財源不足を補うため、財政調整基金繰入金や庁舎施設整備基金繰入金により1億8,959万9千円の増、19款繰越金で当初予算での計上見送り費目存置と定め、3,986万6千円の減、20款諸収入で令和4年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で実施した伊是名尚円プレミアム付商品券販売収入の皆減等により670万2千円の減、21款村債で新庁舎建設事業、消防車庫整備事業等の財源として1億1,280万円の増額となっております。

歳出につきましては、1款議会費で419万4千円の減、2款総務費で新庁舎建設事業費、内花区地域活動拠点活性化施設整備事業費等による7億7,943万2千円の増、3款民生費で人件費等の増減による113万5千円の減、4款衛生費、環境衛生費において墓地整備計画策定業務の計上へ、簡易水道事業特別会計繰出金等の増により3,179万4千円の増、5款農林水産事業費、農地耕作条件改善事業、農業基盤整備促進事業等により2,445万9千円の増、7款土木費、南風原線道路改良事業費や道路メンテナンス事業費等により、9,283万3千円の増、8款消防費で消防車庫整備事業費等により1億4,086万円の増、9款教育費で認定こども園基本計画策定業務費の計上、小学校校舎改築事業の完了等により8億6,964万4千円の減、11款公債費で1,650万円の増となっております。

なお、一般会計予算の概要につきましては、令和5年度施政方針19ページ以降にも記述してあります。

また、予算総括表及び目的性質別予算内訳表も記述されているとおりであります。詳しい内容等につきましては、当初予算書8ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

ご承知のとおり、本村は一般財源のほとんどを地方交付税や交付金などの依存財源に頼っている状況であり、尚一層の歳入確保に努めることが重要となっております。

併せて、歳出につきましても経常収支比率が依然高いことに加え、定住促進住宅整備、新庁舎建設事業、消防車庫整備事業、内花区地域活動拠点活性化施設整備事業などの大型公共事業の実施が予定となっていることから、計画的な財政運営に努め、これまで同様に歳出削減に全庁あげて取り組む所存であります。

以上、令和5年度伊是名村一般会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。以上、ご審議よろしくお願いいたします。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上です。
議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

1点だけ質疑いたします。133ページ、土木費の道路建設改良費の方で、北部連携促進特別振興対策特定開発事業（電柱無柱化整備）があります。このことについては、村長、新規事業として村道南風原線仲田区間の無電柱化に取り組んでいきますという施政方針が出されています。

そしていろいろ工事内容等々、説明資料等も伺っています。聞き及んでいませんけども、何のためにここをするのかというと、実は海底ケーブルが敷かれたときに、当初は海底ケーブル、通称スダ、グスクの後ろから、向こうから全部電柱が立つ予定だったんですけれども、前村長がぜひグスク前は文化財とし

て無電柱化をしようということで、県の方で無電柱化でウバンヤー近くまでなっていると。

これから要望はされて、ぜひ仲田、南風原起点の南ゲートボール場の区間、ウガンジュから約800メートル、900メートルあります。残り分を私たちはぼくの調査ではたぶん要望していると思ったんですが、ここに来て、長年の懸案であったものが採択にこぎつけたということは高く評価いたします。

そこで村長に伺いたいのは、今回、村長は説明書の方では、0.5キロメートル、約500メートルの区間であるということであるんですが、この残り区間は南風原線の起点まで約900メートルあると思います。

これはいま北部振興策にのっけて、第1次事業である第2次事業ということが10年間あるので、今回、第1期事業の方に載せて、令和8年までの方で今回の採択に取り付けて500メートル予定していると聞いています。

村長、その後は私たちは懸案であったことは、この起点までの900メートルを本来要望すべきだったと思うんですけども、その辺りは担当課の方に就任当初なんですけれども、いまの現状どのような報告を受けているか、ちょっと教えて下さい。今後、この500メートル以南は要望はできるのか、お願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

今回の無電柱化整備事業は、起点の方からグスクまでのこの区間、以前から景観上も良くないということで、ずっと要望してきた箇所だということで、今回もその部分だけの整備になります。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

議長（潮平そのみ）

再開します。

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

大変失礼しました。私、先程答弁で起点までと、そういうふうな報告というか、自分が理解していたんですが、いま確認したところ若干内容に違いがあります。

詳しい内容については、担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの件についてお答えいたします。現在、計画してあがっているのは、沖縄県の無電柱化ブロック協定というのがございまして、8基の計画でいまの計画を承認いただいているということで、この計画に基づいて工事を進めていくことになると思います。

その中で協議会のブロック、年度明けてございますので、その中に変更もしできるのであれば、先程伊禮議員がおっしゃった0.2を500メートル、いま計画の中では両サイドの電柱の0.2掛けるの2ということで500メートルになっているんですけど、これを一本化して計画を変更して500メートルにもっていきたいなと思っております。

その後の残分の400メートルの残しの分に関しては、9基とか、そこら辺のブロック協議会の計画にのせて、全延長と言いますか、900メートルの整備を図っていきたいなと考えております。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

村長、まだ詳しく両方、担当課長は何か答えられてないような気がしてなりません。

実は、いま私新たなことを昨日確認したことがあります。いま課長答弁のとおり、村長も確かに500メートルだと思っているんですよ。これは片道、片

一方。

しかし、昨日知ったのが250メートル、両サイドです。250メートルと言うと、現在のウガンジョから通称ターシの浜までも行かないということになると思います。しかし、いま課長は頑張って変更して、500メートルに両方を一本化していこうということを要望したいということで、私はさらにその約500メートルのことを村長ぜひやってほしいということをやいま強く申し上げたいところなんですよ。

その中でいまやっていく、いかないは、この質疑の中では確約は取れないんですが、ずっともしかしたら一般質問等々も出るかもしれません。私は、この件に関しては、2年前から電力、沖縄県、そして伊是名連絡事務所等々いろいろ調べている点もありまして、また、村内ここだけではなくて、村内にある無電柱化すべきところ等々もいろいろ調査していることもありまして、その矢先にこのことが採択されたということがあったものですから、ついでに国の方でやっているんですけども、実は私たちのこの2本立っている理由も総務課長はたぶん詳しいと思うんですけども、2本わざわざ高架線が立っているんですよ。要するに、海底ケーブルから2本立っていて、仲田の売店の前から通っているのと、そして仲田港湾の方から一本高圧線が通っているんです。

そして配電塔の方に行くと、そこから各分散して伊平屋島の方と伊是名各集落になっているんです。この電柱が本来でしたら、全部すべきだと私は思っているんですけど、いまぜひお願いしたいのは、村長、当初から言っているとおり、起点側できるように、いまのうちでもし話が協議会等々あるんでしたら、この辺りは村長からもぜひ一緒になって、担当課長、いま答弁したとおりにやっていくことを願いたいんですけど、村長いかがでしょうか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

先程、担当課長からの答弁にもありましたとおり、残り部分についてはまた計画にのせて整備して頑張っていきたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

新年度予算でありますので、質疑したいと思います。

まず、14ページをちょっと見ていただけますでしょうか。14ページの村税の1目の市町村たばこ税、これは大事な安定した税収入源であります。

そのたばこ税については、このたばこ税の仕組みと言うんでしょうか、安定した収入財源でありますので、これは毎年800万円相当入るということで、非常に大事な税であります。

そこでたばこ税の仕組み、これをひっくり返して説明の方では一発で計上されているんですが、この内訳と言うんでしょうか、例えば、このたばこ税の仕組みは国及び、卸売業者及び小売店業者というこの3者から収入は入るということで私は理解しているんですが、その内訳、もしよろしければお聞かせ下さい。

それと2点目、次、環境協力税、15ページ、これも村税、環境協力税、これも大体、前年同様入っております。これは全国的に伊是名村が税をスタートして、沖縄県内の各離島にも反映されて、非常に喜ばれている税でありますので、目的税、これも非常に観光が増えればもっと増えるわけですけど、これについても毎年約200万円相当入ります。少し観光が増えれば、もっと増えるわけですけど、この税は特別納税義務者という人たちが収入をまとめて伊是名村に納めるということでありまして、これが何件いま指定されているのか。何名の方、何件の方、もし、わかればぜひお聞かせ下さい。

例えば、その中には伊是名運天港だけではなくて、伊是名伊平屋間の収入もありますので、その渡船業者も何名いるのか。

次に、157ページ、教育費の中の社会教育総務費、その中で村長の施政方針にも伝統文化の継承ということがあるわけですけども、これまで何回か質疑、質問等をしてきました。

そこで伝統文化の継承ということで、村長の施政姿勢にもありはするんですけど、そこでいう継承するんでしたら、継承するなりの例えば地縁団体、こういうのがあるべきなんですけど、ここ近年、コロナの問題でなかなか活動されて

ないというのは、それは私もわかります。

だがしかし、地域に残る伝統文化というのは、行政の支援があって初めて継続して残せるような事業があるわけです。いま区長たちもだんだん若くなって、あるいは地域の文化も知らないという人たちもおりまして、伝統文化というのは薄れてきております。

そこで、ぜひ社会教育、行政が後押しをして、伝統文化を継承させると、育成は必要であると、そのかわり祭りや地域行事、以前はゴカイチューという祭りもありまして、5カ年に一回ずつ回って輪番制で大きく後押しをしてやった事業等もありまして、非常に活気がありました。これも最近はないと。

地域事業行事もウンナー行事とか、ああいうのもコロナで非常に衰退をしたということでもあります。そこも行政が支援をして、何とか盛り上げる方法もあると思います。

例えば、ウンナー行事でしたら、非常に経済的な効果もあるわけですよ。休みに入りますと、伊是名村のウンナーがいつ頃あるか。ぜひ、そのときには、ふるさとに帰ってウンナー行事にも参加したいというようなこともあります。

そこで、例えば中学校あたりでは、学校の校長先生、去った文化祭でしょうか、その中で子どもたちに課題を与えたら、ウンナーを自分で作って、ウンナーひきをする、あるいはガーエーをする、非常に活気のある文化祭でもありましたけど、ああいうような感じで伝統文化を継承させるとというのは、非常に大事であります。

その他に例えば各地域には組踊というような伝統文化も残っております。例えば、この組踊は国の重要文化財に指定されて、ユネスコの文化財にも登録されております。

そこでああいう事業を教育委員会及び村長は、積極的に国や県に支援をタイアップして、そういう事業を例えば地域に残る文化を村の財源ではなくてもこういう財源を引き出して、ぜひ残すためには必要ではないかと思っておりますが、これも後継者不足にならないように区長ともタイアップしながら、ぜひ、このような事業を支援させていきたいと思っております。村長、教育長、その件についてひとつよろしく申し上げます。以上、3点。

いま私、18節の負担金、補助金、これから見ますと、尚円太鼓の会、子ども連絡育成協議会、あるいはそれらしき文化団体の育成というのは殆どみえてないですので、地域にも支援できるような支援策が必要であると思うんですが、ひとつ村長、教育長、よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

清和議員の1点目のご質問にお答えいたします。このたばこ税につきましては、村内の事業者が1個所ございます。それ以外は島外に大元の業者者が2社お持ちまして、その2社の方が売り上げたたばこの本数にこのたばこ税の係数がありまして、コンマゼロゼロ以下の率を掛けられて、それを各2社の業者さんが直接村に納めるというふうなことでございます。

人口割りとか、そういったものはございまして、その係数のみによって納められております。

ただ、このたばこの銘柄によって値段の幅があるんですが、1本当たりいくらの計算ではなくて、先程申し上げた係数によって算定されて、それを島外業者さんが直接納めるということになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

環境協力税の許可を受けている方が村内に3社、それから伊平屋の方にお一人おります。それから北部港運さん、伊是名運送さんの方になります。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時43分

議長（潮平そのみ）

再開します。

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいまの東江清和議員の質問にお答えしたいと思います。地域の伝統文化を継承するためにどうしていけばいいかということで、私も本当に正直悩んでおります。

ただ、一番大切なのはみんなでできないか、地域にいる指導者あたりが本当に協力してもらわないと、以前は人口も多くいるし、また機運もとっても継承率が高かったと思います。そこがだんだんやはり人口も少なくなり、そういう伝統文化を守っていこうという機運が少し私も寂しく感じます。そしてまたコロナの影響で3年間やってなかったと、本当にこれから先、コロナ禍という状況の中でどうしていけばいいかなと実際悩んでいます。

ただ、これから少しずつではありますけど、そういうものもやっていきたいなど。

ただ、ウンナーをやるということで、去年も中学校でお願いされて、それをたまたまやってほしいなど、正直言いまして、指導主事であった教頭先生、それやったらそれが実現できて、やはり子どもたちというのは、そういう地域の伝統文化を求めているということなんです。それをどうやって継承していくかということが大事であります。

それに対して、地域が中学校に協力して、青年会、あるいは地域に関わる区長さんとか、やはり大事なものは、そういう伝統を守るために私たちはそういう企画とかやっていくんですけど、それに本当に大変ですけれども、協力してくれる人を求めながらやっていきたいと思います。

まずは組踊もあるんですけど、この組踊も本当に村にある大事な組踊、自分は計画の中ではど真ん中なんですけど、それが本当に中学校の授業の中でなんとかできていけないかとも考えております。

それでなければ施設とか、産業支援センターにおいて月何回とか、そういう形でできないかとも考えています。

ただ、少しずつですけど、いきなりやるのではなく、ゆっくりゆっくりしながら、そういう伝統継承ができていけばと考えておりますが、財源については

私の方よりは課長の方に答えさせていきたいと思います。よろしく願いします。

議長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。令和5年度の当初予算、いま議員がおっしゃったような支援する予算の方は特別計上しておりませんが、いま教育長がおっしゃったように、少しずつでもいいから進歩していけるように、また途中でそういった機運が高まって、実施するようなことになれば、また補正なりでも対応して前向きに検討していきたいと思います。よろしく願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

お答えいたします。伝統文化の継承については、行政の支援も必要ではないかというご質問なんですけど、私も常々、以前から地域の行事、ウンナーあたりも最近は見ると人も、やる人も少なくなってきた、活気が薄れてきてというふうな情報は聞いておりました。

そういうこともありまして、実は、私も選挙でも伝統文化の継承は必要だということで、そのことも訴えてきたつもりであります。

そういうことで、私の考えとしては、ウンナーあたりを村の郷友会あたりにも呼びかけて、その時期なるとどうですか、ふるさとのウンナーにも参加しませんかとか、そういう呼びかけも必要なのかなとも思っておりますし、また、旅行者あたりともタイアップ、連携し呼びかけて、見る人のツアーなども組めるのかなというふうなことは自分の中では考えておりますが、それは相手方もあることだし、すぐにできるかどうかは別として、とにかくそういうやり方についても今後検討していきたいなというふうには思っております。

ということで、どうしてもいま言うように伝統文化の継承はどうしても必要だと思いますので、絶やすことのないように我々行政もバックアップしてまいりたいと、そういうふうと考えております。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

まず、1点目のたばこ税の仕組みは、いま卸売業者、製造業者及び小売業者は、村内には1個所あるということでありまして、よくたばこは地元で買いなさいと、そうすれば地元で税が落ちますよと、これはそういうことでもあります。

できるだけ地元で買ったなら、地元の小売業者が売ったものが丸々伊是名村に入ると、これはいいことでもありますので、こういう大切な財源、ぜひ、たばこ愛好者は村内でたばこ買ってもらったなら、その分、税も落ちるということになりますので、たばこの宣伝にもなるんじゃないかと思えます。これはいいことです。そういうことで、ぜひ地元でたばこを買うようにということも進めていければと思います。

この小売業者、私、何件あるかということについては、JAあたりもそこにやっているのかなということであえて聞いたわけですけど、1個所だということでもありますので、わかりました。

次に、環境協力税も伊是名運送及び北部港運、それから伊平屋間の渡船業者をしている人が2件ほどおりまして、その人たちもコロナでその分も落ちているというのは確かに影響しておりますので、そういうことで、その人たちも、観光が増えれば、その分も増えますでしょう、大事な財源、もっと観光が増えて、納税も上がればと思っております。

次に、3点目の伝統文化の継承の問題は常々常々言っているわけですけど、施政方針や予算に反映されていないというのは、皆さんそう言っております。言葉では文化の継承と簡単に言うんですけど、問題はその分の対応する予算計上がないというのは非常に残念ではあるんですけど。

例えば、伊是名地区が以前組踊するということで、民間資金を活用して、約50万円ぐらいの予算を民間から引き出して衣装を揃えた時期がありました。

これはこれまでの衣装というのが殆ど組踊りには使えないということで、このときは字の予算、約70万円ぐらいの経費をかけて衣装を買った時期があります。

こういうことも行政はぜひこういう事業は各他の地域にもこれがあると思うんですけど、いろんな民間資金があるわけですよ。こういうのを引き出せる方法がありますので、行政を通して、こういう備品を買う方法と、あるいは直接する方法と、いろんな方法があります。そこは私たちがはわからない。その情報を発信するのが行政だと思いますので、ぜひ行政の皆さんもそこら方面の事業メニューを探しながら、各地域の区長とタイアップして、この文化の継承に繋がるような事業を進めるという方法も非常にベターですので、なかなか単費でこういう社会教育の事業をするというのは負担がありますので、こういう事業もいろいろメニューを探して、ぜひ対応していただければと思います。

区長さんあたりは、この辺は素人でありますので、各地域の代表あたりも、ぜひ今後やっていただければと思います。例えば、5カ年に一回のゴカイチュですか、あのときには5カ年に一回マールして村まつりもしたと、あのとき、ああいう事業はあってほしいですよ、教育委員会、村も含めて。あんな大きなホールも抱えて、何の活用もされないというのは、非常に勿体ないです。使わないままクーラーもみんな劣化していくというような感じでは勿体ないです。ぜひ、やって続けていってほしいと思います。

郷友会の芸能文化協会でしょうか、向こうも3カ年ほどこういう事業もやってないんですが、今年はぜひやるという意気込みで、いま方針を次の総会にかけようなんですよ。そのときには各伊是名から必ず出し物は出すという感じで協会もやっておりますので、人集めするには、地元の演芸、芸能がなければ、向こうも人を集めるのに、客寄せにも苦労するということで、地元の演劇も必ず出すという方針を持っているわけです。

どこが今度出るかはわからないんですが、大方予想があります。そういうことで、そのときもその芸能に向けた、あるいは地域、各地区、その予算の対応がまたあると思いますので、これは各集落では到底作れる予算ではないです。相手方がいくら出すか。あるいはまた伊是名村も負担するのか。これは今後の問題なんですが、この予算にはあがってないんですけど、11月頃にはやるということでもありますので、今後どう出てくるかはわかりませんが、ぜひ、この辺も含めて村長、予算の対応も今後出るかと思いますが、よろしくお願

します。

それといま各地域には既成の団体がありますよ。これは区長を中心として芸能文化継承するために各地域であるわけです。例えば伊是名地区でしたら週2回、火曜、水曜はできるだけやって、三線教室、民謡も含めてやっているわけですよ。

そうなりますと、ホールでやるものですから、維持経費がかかって大変だということがあります。そこら辺も何とか皆さん字の字費だけでは対応できないので、行政の支援も必要と思われませんが、この既成の団体を育成するための支援策はないか。村長、教育長、コメントだけよろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

議長（潮平そのみ）

再開します。

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。いままでに村の団体への補助といいますか、そういったのは一応あるんですけども、字での教室とか、団体への支援というのがいままでなかったような気がするんです。

それでいますかどうかというのは、ちょっと答えられないんですけども、検討はしていきたいと思います。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この地域の団体、非常に大事ですよ。村が団体作って長続きしたケースはないんですよ。例えば、教育委員会の三線サークルとか、教育委員会が継承してなかなか持続ができない、続いたケース、以前はありましたけど、なかなかないので、地域自らやっている行事と団体というのは、非常に継続性があ

るわけですよ。その方面、そういうことがありますので、地域の育成団体、ぜひ既成の団体にもやってもらおうと、後押ししてもらおうと非常に助かります。これは伊是名だけではないですよ。他の地域にもこういうのは今後波及すると思います。

ぜひ、教育長、今後対応策を考えて、地域のサークル活動をやっている人たちにもぜひ激励をして支援を考えてもらいたいと思います。教育長、もしよろしければ、教育長さんの答弁をお願いします。

議長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

東江清和議員の質問にお答えします。地域の既成の団体、伊是名区は三線とかやっていると思うんですけど、それについて、財源については私も詳しく知らないで、課長と相談しながら、あるいは村長と相談しながら、そういう字の既成の字の団体ということで可能かどうかということを検討していきたいと思います。それがまたあまりにもどんどんやっていくと、字でこれ作っているからとなると、また、この制度で作った社会教育で例えばフラダンスとか、そういうのは自分らの団体ですので、そういうのはやっていきたいと、ただ字に対しては、これから先、検討して行って、できるように善処したいなあとはいっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。3番、伊禮正隆議員。

3番（伊禮正隆議員）

117ページ、畜産振興について、18節の負担金補助及び交付金の優良繁殖雌牛購入について、一般財源でだいぶお金が出ていると思います。これは5年度だけで終わるのか、継続して、この事業を進めていくのか、村長に伺いたいと思います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

お答えします。これについては、いままで令和3年度まで一括交付金事業で実施してきた経緯がありますけれども、本年度から一般財源で対応するというところでやっておりません。

ずっと一般財源ではなく、また、いろんな事業等もありましたら、その辺も模索しながら、できたら補助事業的な方向で取り組んでいきたいと、この事業については継続していきたいと思っております。

議長（潮平そのみ）

3番、伊禮正隆議員。

3番（伊禮正隆議員）

村長さん、継続と言われましたけど、他にも事業、漁業、商工業、観光業、また、農業の皆様も設備投資はしたいと思っておりますので、同じように公平に、一般財源から少しでも加勢できたらいいのではないかなと思います。その辺いかがですか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

農業、漁業等いろんな方面からこういう村への要望等がありましたら、それをまた精査しながら、できるものはまた対応していきたいというふうに思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

いまのと関連するんですけど、この事業で購入する牛は何頭か。何名の人にこの補助金をあげるのか。補助金がなくなったら、すぐ単費でこれだけ取ってあげる、そういう事業のやり方はどうなのかなと。

それと、この買った牛の場合は、何名かの個人の財産にはならないのか。財産になるとしたら、こういう使い道はとってもおかしいと思います。その辺、説明願います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

事業の詳しい中身については、担当課長から答弁させていただきます。この畜産振興については、施政方針にもあげてありますとおり、畜産農家の経営の安定も図る必要があるということで、畜産振興も図らなければならないということで、この事業を実施するわけであります。

確かに考え方によっては、畜産農家の個人的な財産になるのかなという見方もあるかと思いますが、そういうことで畜産農家、我々村の農業が発展していけば、私はそれで村のお金ですか、投資も必要だということで、今回これもやっておりますので、畜産農家が安定するまで私はこれは継続していきたいと思っております。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。いま何頭かというお話ですが、年間予算として12頭を予定しております、何名かというお話なんです、それは要望を村として受けたのは12頭なんです、その連名でお受けしております、誰ということで決めているわけではないんですが、予算の限度がありますので、先着順と申し上げるに止めたいと思います。

それと財産形成になるのではないかとありますが、それについては、村長からありましたように、確かに個人の財産になり得ますが、並行して、堆肥の原料の確保ということも事業の目的でありますので、その堆肥を散布する農家はすべてにおいて受益者になりますので、単純に個人の財産形成ということではないと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時09分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。特別に認めます。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

せっかくの新年度予算ですので、それではいま81ページ、総務費の12項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これはコロナ感染症が収束したことということで廃目になっておりますが、この予算と関連して、これは関連質問ですよ、令和2年度の一般会計補正予算第3号で、地元特産品活用支援事業、約2,200万円の事業費を投入して、JAとJFに2台、2台、瞬間冷凍機、瞬間乾燥機の事業を入れたんですが、農林課長、その事業を投入して村民に利用させるということで大きな事業をやったんですが、その活用目的、あるいは利用規定、あるいは活動実績、もし、こういう材料、この件についてお聞きしたいんですが、どうでしょうか。廃目になっているんですけど、関連事業として、関連質問として。

議長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えします。現在、手持ちの資料の範囲でお答えさせていただきたいと思えます。

まず、いまありました一般の方が使用されているかどうかのことについてお答えしたいと思います。一般の方についてJAさんは1社、民間の方が利用されているということでお聞きしております。

あと漁組さんは、現在、衛生管理ハサップの申請手続きをしている最中で、その申請施設の範囲内にあるということで、一般の方の利用をご遠慮願っているということでご伺っています。

それといま手持ちで令和3年導入年度の件について報告はいただいておりますが、JAさんは特産品の報告を受けて試験運転などを行っているということでご伺っておりますが、原料の品名については、たまねぎとバターナッツの2種類で試験、開発中と申しませうか、そういう報告を受けております。

あと漁組さんは、鮮魚の三枚おろしのパッケージ冷凍に通年通して使ってい

るということの報告を受けております。

それと令和4年度については、契約に沿って年度末に報告を受けるということになっておりますので、まだ報告はいただいております。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時17分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

この予算書を見ていたら、農水の事業の中にシラヒゲウニの陸上養殖の件が見当たらないんですよ。確か村長、去年視察同行したときに、来年度推進していくような話をしていたと思いますが、この事業が一体どうなったのか、それを教えてほしいです。これは内閣府の直轄事業だとも聞いていたんですが、それも本当なのか。今後の対応はどうするのか。その辺を説明願います。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

これについては確かに国の直轄事業で、最初この事業を受けるときにするしなは別にして、とりあえず基本計画はということで、実施するか、しないかは基本計画を受けて、その場で検討してもいいということの話でしたので、一応基本計画は国の事業をもらって実施しております。

そういうことで、昨年、基本計画はできましたので、私たち12月22日に現場視察、何箇所か現場も見て、今後推進していく方向では間違いないので、いつするかはまた私自身返ってきてから基本計画の中で何箇所か改善というか、当初のものから改善はされており、当初は各お家のすぐ近くで生け簀を作ってやるというような方向から、いろんな説明会等も行いまして、各集落ごとに集約したらどうかということの件はあったということで、いまその方向で、今後

は村としてはやっ払いこうということでありました。

それはあったんですが、海から海水をポンプアップして、浄水場で配水、貯水池は少し整備して、そこから各集落ごとに自然流下していくという計画であります。

それと浄水場での配水池の整備について、いま現浄水場で敷地等のスペースも考慮した場合、確かにそこでできるのかという私懸念もあります。

ここについては県の配水池もいま整備する予定になっております。そこを整備するとなると、確かにここの方で整備する施設があるのかどうか。また、浄水場と同じ施設内でシラヒゲウニの海水を貯水するため池、ポンプアップして溜める施設ができるのか、この辺も検討もして進めていかなければならないとそういうふうを考えて、今度の予算には計上はされてない状態であります。

確かに部落説明会もして、希望者も結構いるという話も聞いておりますので、村の次の産業基盤構築になればということで検討はしてまいりますけれども、時期については、いろんな課題も解決しながら進めていきたいと思っております。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

完全にやめたというわけではないと聞き了解していますが、国の方との話とかはちゃんとできているのかどうか、そのことによって本村に何かペナルティーとか、そういったものは受けないのかどうか、その辺が大変心配ではあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

国も了解のもとで、国がまず基本計画を作って、それ以降の動向はそれで検討して下さいということでもいま進めております。ペナルティーもないと私は思っていますが、詳しい内容については、担当課長の方から若干説明させていただきます。以上です。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。基本計画、離島活性化事業で作りました事業を終えております。その後については、先程村長がおっしゃったとおりなんですけれども、内閣府の方としては、いい事業なので問題解決して、もし申請があるならという感じで、とりあえず保留という形にはなっているようです。以上です。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

59ページから質問させていただきたいと思います。村長交際費が60万円、私はもっと予算を組んであげた方がいいのではないかと、そう思いました。

最近、北部12市町村の首長とお会いして、お話を聞く機会がございました。ある首長は役場にほとんどいないと、本当の話かちょっと確認は取れてないんですけど、関係省庁に出向いて、二日に一回会って陳情していると、それで事業なり、そういったものを取ってくるという首長の話がありました。

私は、村長もどんどん出て、交際費もどんどん使って、行政の実務といいですか、それは午後の同意案件で、村長が副村長の同意案件が出ていますので、職員の意識改革、政策形成能力向上、これは副村長に任せて、どんどん村長は交際していつてもらいたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

ご提言有難うございます。私、去年の9月に就任いたしまして、副村長もい

ないということで、なかなか対外的に行動もできない状況がありました。

今後はどうなるかわかりませんが、副村長も私は配置する予定であります、それは今後の審議になりますけど、できるものと期待しております。副村長が誕生しましたら、確かにいま高良議員がおっしゃったように、内政を主にみてもらって、私はできるだけ対外的にいろんな交渉等にも出て、村のためになるようないろいろな事業の導入とかに頑張っていきたいと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

村長は、島の一番の宣伝マンであってほしいなと思っております。

また、村長の名刺の裏を見てもふるさと納税のQRコードとか貼り付けて、どンドン宣伝していつてもらいたいなと思います。

もう1点、39ページから質問させていただきたいと思います。伊是名島観光振興事業、伊是名モータースポーツ支援事業、こちらが435万4千円ですか、75ページは544万7千円の予算があがっております。これは島の観光振興の観点から、そういった事業が組まれているかと思うんですけど、果たしてまだ継続する価値があるのか。予算、費用対効果の観点から、このまま続けていくのか。令和5年度は予算あがっていますので、今後見直しを検討してもいいのではないかと私は思います。この点についてお聞かせ下さい。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えいたします。新年度に関しては、4大会を予定しております。種目によっては、かなりの来島者が島にみえて、この大会をご覧になりに来ております。

ですから、ちゃんとした費用対効果の部分で調査を行っていませんけれども、ただ全くこの大会が村の発展に寄与していないわけではございませんので、次年度に関しては、予算のとおり確実に執行していきたいと考えております。

議長（潮平そのみ）

1 番、高良真伊議員。

1 番（高良真伊議員）

了解しました。あと1点質問させていただきたいと思います。55ページの観光協会運営補助1,500万円が令和5年度予算で計上されております。この根拠というのは、何か観光協会からこういった活動をしていって、こういった費用が必要なので補助お願いしますとあったのか。観光協会からは打ち合わせと言いますか、そういったものがあったのか。というのは、1民間企業でしたら、売上を上げるか、経費を削るかしかないと思うんです。観光協会の経費の削減、我々は令和5年度の活動で経費を抑えますので、その浮いたお金でもっとピーアール活動をしていきたいので、これだけの本年度は補助をお願いしますというのがあったのか。

そういった根拠があつてのこういった金額になっているのか、ちょっと説明をお願いします。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。令和5年1月20日付けで伊是名一般社団法人伊是名島観光協会より平成5年度の一般社団法人伊是名島観光協会運営資金に係る補助金の要望についてということで要望がありました。

その中において、平成5年度の事業概要が6点ほど事業があつて、その中身の方については、教育旅行民泊事業の推進、あと尚円の里いぜな島応援寄附金、ふるさと納税の返礼品配送開発業務、体験交流館連携施設維持管理業務、そしてLINEスタンプ、ステッカー物品販売事業。

もう一つ、5番目が着地型ツアー造成及び催行、6点目に各種観光情報の発信ということで、以上6点を中心に観光振興のためにいろいろと対外的にもツアーの受け入れとか、そういったのを推進しながら、コロナでそういった観光客減少の回復に努めて、また収益も上げていって、独自運営ができるような形を推進していきたいということで、この2～3年のコロナの影響がありまして、

今回大幅な補助金の要望になっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

4回ですけど、最後ですから認めます。1番、高良真伊議員。

1番（高良真伊議員）

いくつか項目があって要望に繋がったというのは理解しました。1民間企業でしたら、売上がなかったら自らの給料とか、ボーナスをカットして経費を抑えて臨むというのがあると思うので、収入が入ってくるよう、観光協会の方には頑張っていたきたいなというふうに感じました。

また、観光協会が今年度のように、来年度のように打出の小槌ではないんですけど、足りなくなったら振ればお金が入ってくるという認識、そういったものが実際あまりないとは思んですけど、売上が上がるように頑張っていたきたいなと思いました。

あと修学旅行生、多いときには2万人とか入ってきていたんですかね。島に冬に来たいのに運天港からの往復運賃、そういったものがネックとなって、沖縄本島で済ませようと思う学校もあると思います。

観光協会に補助金というのもいいとは思んですけども、そういった本島からの旅行生に対する船賃の補助を行って、村の受け入れ、また、帰ったら、これが宣伝になって、伊是名島いいよという学校、教員同士の繋がりが強いと聞いていますので、そういったロコミに期待して、また帰った生徒も保護者なり、伊是名島よかったよって、ふるさと納税をやってあげてねって、そういったものに繋がっていけばいいかなと思いますので、観光協会の5年度の活動に期待して質問いたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

議案第12号・令和5年度伊是名村一般会計予算に賛成の討論をいたします。

歳入歳出予算総額は、43億3,976万2千円で、前年度比較4.60%の増となっている。前年度増に引き続き、奥間村長の就任初の大型予算の編成となっている。3年前からの新型コロナ蔓延が続き、一時期は行政運営にも大きな打撃を受けることが危惧される中、執行部の感染対策本部は、村民の生命を守る努力のおかげで新年度は平時の行政運営に明るい兆しが見えます。

歳入歳出には村長の公約に沿った令和5年度の施政方針を掲げて、新規事業等々など、これまでの整合性にあった編成になっていることを確認しました。

しかし、公約は任期期間に芽だしていく時間を要する公約等もあります。多くの村民が期待するものです。

どうぞ新年度の予算において、コロナ禍の村民経済の挽回に総力を挙げて、引き続き村長を先頭に全職員の力を結集され予算の執行に努めていただきたいと思えます。

よって、本議案第12号・令和5年度伊是名村一般会計予算には賛成の立場で討論いたします。どうぞ議員の皆さん、本員の討論に賛同されますことをよろしくお願いいたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第12号・令和5年度伊是名村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号・令和5年度伊是名村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時30分

議長（潮平そのみ）

休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に総務課長より先程の答弁に対しまして修正がありますので、これを許します。総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは先程伊是名村一般会計予算、令和5年度の方で東江清和議員からたばこ税についてちょっとご質問がございまして、その中で私の方で勘違いしてしまったところがありまして、そこの方、1点だけ修正したいと思います。

たばこ税の税率ということでありましたけれども、私の方、税の算出する前の率と思って勘違いをしておりまして、ちょっと戻りまして、私も再確認しましたところ、市町村のたばこ税については、1,000本当たり6,552円、1本にしますと、約6円になりますか、その方で島内で消費された本数を掛けて、その税率で各会社の方から直接村の方に納めていただく形となっております。

ちなみに、たばこ税、国税、地方税、それぞれございまして、国税では、たばこ特別税、地方税では、都道府県たばこ税、それから市町村たばこ税、合計でそれぞれの税を合算して課税されているというところでもあります。大変申し訳ございませんでした。以上、訂正といたします。

日程第3

議案第13号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

それでは、議案第13号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,508万6千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の限度額は1億円、歳出予算の流用については、第3条のとおりとします。

歳入については、1款国民健康保険税で2,400万7千円、6款県支出金で1億7,513万1千円、9款繰入金で3,592万1千円となっております。

歳出については、1款総務費で1,197万8千円、2款保険給付費で1億5,961万5千円、3款国民健康保険事業費納付金で5,476万円、6款保健事業費で694万7千円、8款公債費で20万円、9款諸支出金で10万6千円、10款予備費で147万6千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較で1,191万4千円の増額、歳入については前年度と比較して1款国民健康保険税で所得の減額を見込んで44万3千円の減、6款県支出金で普通交付金の増額を見込んで1,215万円の増、9款繰入金で一般会計より職員給与費等繰入金20万7千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で職員人件費、報酬等の見直しで42万5千円の増、2款保険給付費で医療費の増額を見込んで980万8千円の増、6款保健事業費で特定健診事業の見直しで277万1千円の増、9款諸支出金で過年度国庫支出金等返還金等の減額を見込んで28万9千円の減、10款予備費で82万2千円の減額となっております。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

国保会計については、財源が国県交付金と一般からの繰入ということの運営になっております。健康を大事にすることで会計の圧迫を少しでも抑えることができる。そこで国保会計が行っている健康事業、健診率ですか、特定健診とかを含めて、この辺の村内の率がどういうふうになっているか、よろしくお願

いします。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。国保事業の中では、特定健診事業とともに健康増進に係る事業の方も行っております。

特に5月、6月に行われる住民健診、特定健診等では年々受診率も向上しており、近年39%から、去年は52から5%、大体55%ぐらいまで受診率がいま向上している状況であります。

その中で、やはり皆さん受診に関する関心が少しずつ出てきたのだろうと私たちは見込んでおります。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この健診率についても、村内に住所を置いて、沖縄本島で病院通いをしている人も結構います。この人たちも対象に入っているのか。住民であれば、すべて入るということは予想しております。

私は、病院で受けているから島の住民健診等は受けないと、こういう人たちも結構おります。これは何回も受ける必要はないと思うんですけど、その辺含めて、こういう人たちも住民全部対象としてあげているのか。これについては、最初からわかり除外すれば、健診率の率の方はもっと上がるという数字結果が出ていますので、明らかに一昨日、一週間前に病院行ったから、今度の健康診査は受けないと、こういう人たちもいるわけです。こういう人たちは対象から除外すれば健診率の率も上がると、その辺も含めて、課長どうなんでしょうか。

議長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。伊是名村に住所を有する国民健康保険に加入している方は、全員健診の方は受けることが可能であります。長期入院、そ

して本島、島外で受ける方も保険証の裏の方に特定健診を受けたかという通知の方が載っていますので、人間ドック等々を受けましたら、そこの方にしっかり受けましたという記載をもってきますので、そういった方たちも対象に受診率には繋げていますので、なるべく長期入院されている方は、なかなか受けられる機会ないと思うんですけれども、病院側のおすすめで受けている方もいらっしゃると思いますので、国民健康保険、村民対象に皆さん加入している方は全員が受診率に繋がっているということになりますので、よろしくお願いします。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

いつも私は健康だからということで、未受診の人たちも結構おります。大体同じ人が健康だからということで受けない人もいるし、あるいは専ら受けないという人たちもいるわけですけど、その分の人たちもぜひ組織でもって推奨し、受診率を上げるためには、こういう人たちに啓蒙普及をして受けさせればと思っております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

それでは、原案について賛成の討論を行います。

本会計は、病気やけがに備えた加入者が日頃から所得に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支出するという相互扶助の制度であります。財源となっている税の徴収には苦勞するところであります。制度を十分理解させて、安定した会計が得られますよう本会計予算に賛成の討論といたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号・令和5年度伊是名村国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第14号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第14号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,281万7千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は500万円とします。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料で711万6千円、4款繰入金で569万円となっております。

歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金で1,280万7千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較で56万4千円の増額で、歳入については、前年度と比較して1款後期高齢者医療保険料で増額を見込んで19万1千円の増、4款繰入金で保険料増額に伴う保険基盤安定繰入金の増額を見込んで37万3千円の増額となっております。

歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金で保険料及び保険基盤安定繰入金の増額による56万5千円の増額となっております。

詳細につきましては、事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

それでは、議案第14号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者増加傾向の中、高齢者の自立支援や介護予防、地域支援事業の充実に努めていただきたい。よって、本特別会計予算に賛成の討論といたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号・令和5年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第15号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第15号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりといたします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,853万5千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は2億円とします。

歳入につきましては、1款事業費収入で3,290万6千円、2款国庫支出金で1億円、4款繰入金で8,108万5千円、6款諸収入で124万2千円、7款村債で4,330万円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で1,523万7千円、2款事業費で2億2,812万1千円、4款公債費で1,507万5千円、6款予備費で10万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較で2,339万2千円の増額で、歳入については、前年度と比較して1款事業収入で水道料金収入99万9千円の増、2款国庫支出金で400万円の減、4款繰入金で1,735万3千円の増、6款諸収入で64万円の増、7款村債で簡易水道等施設整備管路更新給水装置設置単独事業費の計上等により840万円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で40万6千円の増、2款事業費で単独施設整備費の計上や、令和4年9月より水道広域化事業の供用開始に伴う配水費等2,257万1千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1

項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

15ページお願いします。維持管理費の説明を求めます。需用費の修繕費300万円、そして15節原材料費、水道資材等、家庭用メーターの内容の説明、そして次のページ、16ページ、施設整備費他の地区だと思えますけれども、工事の方で配水管の工事と給水管工事それぞれあるんですが、区別の説明を求めたいと思います。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。まず1点目、需用費の修繕費300万円についてです。今年、企業局からの水に切り替えて、そのことが原因なのかどうかちょっとわからないんですけど、漏水がちょっと増えた傾向にあります。

いま現在、村全体、伊是名、勢理客は終わっているんですけど、残りの字の分に関しても漏水調査を全部いま入れて行っているところです。

それでいま見込みとして300万円を計上してある状況であります。

それと家庭用メーター50万円、これに関しては給水栓工事の支給品としていま工事を請け負った業者に提供する予定であります。

続きまして、16ページの工事請負費の内訳なんですけれども、配水管工事、この部分が国の補助金を使ってのいわゆる本管と言いますか、本管支線の工事でございます。給水栓工事というのがこの本管の支線から各家庭、事業所に水道のメーターがいく工事をいま給水栓工事として行う予定でございます。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 0 1 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。質問の回答漏れがございました。14 節の配水管工事については、伊是名区を予定しております。

給水栓工事についても、いま正確な計画は忘れていますが、諸見の一部と伊是名の一部を今回やる予定だったかなど。

戻りまして、15 ページの 96 万円の資材、これは漏水とか、工事に関係する管であったり、いろんな資材を見込み額で入れております。先程の家庭用メーターの 50 万円については、すみません、正確な件数はちょっといま把握してなくて、いまお答えできない状況であります。

議長（潮平そのみ）

8 番、伊禮正徳議員。

8 番（伊禮正徳議員）

再度質疑ですけれども、修繕費、確か 4 年度だったでしょうか、私その点に関しても質疑したつもりですけれども、漏水調査を早急にしなければいけないということで防災無線でもお知らせ申し上げて、あまりにも漏れがあるということで、ところどころ発生している個所を見て簡単にはわからないですということで確か記憶していて、殆ど勢理客と伊是名を集中的にやったということは今は既に完了している、更に既に他のところに方にありそうということなんですけど、かなりの漏水の個所がありそうな感じがしますので、早急にぜひ頑張って早めに漏水箇所の修繕をお願いしたいと思います。

そして、この水道メーターの件、なぜ聞くかということ、いま工事した個所なのか、それともなぜそこに工事に入っているのか。この個数というものはっきりわからないということなんですけど、給水管の工事に含まれたものなのかそ

れを確認したかったわけですが、それがわからないということなので、後程わかりましたらお願いします。

そして14節工事費、本管と枝管の工事であるかと思うんですが、それはそれとして一日も早い工事を願うんですが、そこで関連して完了地区、仲田地区について2年後には切り替えをして完全にメーターを新規にしていくということ当初伺っていました。

いま現在、各自で希望の方は自分たちでやって下さいという感じでいまだ切り替えされてないんです。

しかし、既に正規のメーターは使われているんです。その辺りは皆さんがやるんですか、それとも個人でやるんですか、この辺りは皆さんが工事を入れてやらない限りは、これはできません。やっている方は自分で勝手に新しいメーターを既に使っている。古いメーターはそのまま直で経過してきている。メーターも通しながらやるという仕組みであります。このメーターを撤去しないといけないという工事であります。

あと工事が5区字完了しないと、これができないのかどうか。予定されているのは私は今年か来年だったと思っていま聞いたつもりですが、その予算等々が見当たらないものですから、その件についてはどう考えていますか、お願いします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。議員ご質問のとおり、仲田地区に関しては給水栓の工事まで完了しております、いま現に新管という新しい水はいま供給されている状況であります。

各家庭への切り替えのいま新管に、うちの課の方でちょっと検討は、大元の方で旧管からいま新管への切り替えをやって、旧管はもう水を通さないということをいま検討しているんですけど、ちょっと箇所によってバルブと言いましょうか、そこはちょっといま不在になっているところがいくつかあって、何箇所か、少ない件数ではあるんですけど、そこを確認して、村でやるのか、あ

るいは放送を入れて切替えしましたよと促すかどうか、いま検討しているところであります。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

再度確認します。いま検討して村がやるか、個人がやるかというふうにはか聞こえません。これは当初から切替えは皆さんが公費でやるということになっていると思うんですよ。これをいま検討しているということは、私たちには2カ年後か、3年後には切替えしますからということを受けています。だったら、これ撤去費用も全部村持ちということでメーター設置までは村ですよ。過去のは村がしたんですけれども、私たち個人でやっているところはないということになるんですか。そういう感じにも見受けられますので、質問これで3回目ですから終わりますけれども、そういうことではないと思います。いま検討しているということはおかしいです。検討は既にされていて、切替えができますという私たちはそれを待っています。私たちも区民から聞かれた場合、いつ頃からこれが入られるのか、そういったことも度々あるんです。確か今年だと、あとしばらく待って下さいとしか言ってないんです。勝手に触っていないんです。正しくしたやり方で古いメーターを撤去するのか、新しいものに切り替えて接続してもらう。その方法を早急をお願いしたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。水は、現在いま企業局の水をすべての家庭に旧管を活用しながら供給しているのがいま現状であります。議員おっしゃっている古い水道メーターを撤去するかといういま質問でありますけれども、箇所によっては、コンクリートで硬く固定されている箇所もあったりして、いまであれば、この旧メーターを残しながら切替えすれば、いまうちの方で検針をやるのは新メーターですので、旧メーターを残す方向でいまいこうかなと思っております。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時13分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

村の水質も非常に良くなって、村民から好評であります。これまで個人で軟水器入れたり、あるいはJAさんから水をペットボトルで買ったりとか、こういうので、これまでの水質からいま企業局の水を利用して、非常に好評ですが、課長、この水の評について水道料の徴収も変わると言うんですよね。どういう効果があるか、ぜひ課長の見解をわかる範囲内でよろしくお願いします。水道料も徴収しやすいはずだし、非常に飲んでも気持ちもいいんですね。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時15分

議長（潮平そのみ）

再開します。

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。水が大変良くなって、僕自身も良かったなと長年、何十年村民が課題として位置付けていた硬度の高い水を軟水化させて、非常にいいことだと思います。

さらにいまご質問なんですけど、水が変わったということで、徴収率がアップしたか否かというのは、大変難しい問題でございますので、今後また課もその辺りを調査できるかどうか、それもまた含めて村民の皆さんの意見を聞いて

いきたいなと思っています。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

非常に水が良くなって、そのためにシャワーの目詰まりとか、故障も少なくなって負担軽減も軽くなっております。例えば、トイレの目詰まり故障があり、村の水が悪くて1年も使わなかったという人たちがだいぶいると、この効果でトイレをウォシュレットに換えたとか、いろんな事業効果も出ております。

そういうことで、早めにこの工事を新しい配管のもとで水道事業が一日も早くいい水の水質によって事業が発信されますように、よろしく頑張ってください。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。3番、伊禮正隆議員。

3番（伊禮正隆議員）

議案第15号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

本会計は、歳入歳出それぞれ2億5,853万5千円であり、主に配水管布設工事となっております。令和5年度は、諸見区と伊是名区の工事の予定となっております。

また、令和4年8月からは、海水淡水化処理された良好な水が供給され、村民の皆さんも喜んでいてると思います。よって、本会計に賛成の討論をいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号・令和5年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第16号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第16号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,750万2千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとします。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は、1億円といたします。

歳入につきましては、1款事業収入で890万円、3款繰入金で1,750万円、4款繰越金で200万円、5款諸収入で20万1千円、6款村債で890万円となっています。

歳出につきましては、1款総務費で53万4千円、2款事業費で3,428万6千円、4款公債費で258万円、6款予備費で10万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較で847万5千円の増額で、歳入については前年度と比較して3款繰入金で一般会計繰入金770万円の増、6款村債で公営企業法適用移行事業費の増により100万円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費、土地購入費の皆減による240万5千円

の減、2款事業費で公営企業法適用移行業務やボーリング調査業務等により1,195万7千円の増、4款公債費で107万7千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしく願います。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番、前川秀和議員。

7番（前川秀和議員）

議案第16号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計予算は、歳入歳出それぞれ3,750万2千円で、維持管理費が主であります。

西部地区完了に伴い、東部地区においては建設予定地も内花区内にいま内定し、今後は令和6年から7年の事業化に向けて努めていただきたいと思います。よって、本特別会計予算に賛成の討論といたします。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号・令和5年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第17号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第17号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,303万7千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は500万円といたします。

歳入につきましては、1款施設使用収入で1,040万円、2款繰越金で263万5千円となっております。

歳出につきましては、1款事業費で1,303万6千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較で289万7千円の増額で、歳入については前年度と比較して1款施設使用収入で106万4千円の増、2款繰越金で183万3千円の増額となっております。

歳出については、1款事業費で施設管理費289万7千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願

いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。6番、上原長良議員。

6番（上原長良議員）

議案第17号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計は、歳入歳出それぞれ1,303万7千円となっておりますけれども、そのうち最近は主に施設使用料、そして歳出の方では主にターミナル施設の維持管理費であります。

本ターミナルは、伊是名村の表玄関であり、村民や観光客が一番最初に目にし、利用する施設でありますので、気持ちよく施設利用ができるよう維持管理に取り組んでいる特会であり、大変重要であると思っております。

今後も適正な維持管理に努めるよう希望しまして、私は賛成の討論といたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号・令和5年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第18号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第18号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,816万円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は1億5,000万円、歳出予算の流用については、第3条のとおりといたします。

歳入につきましては、1款事業収入で2億6,291万円、2款国庫支出金で3,272万6千円、3款県支出金で8,039万2千円、5款繰入金で5,122万8千円、7款諸収入で90万円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で6,561万5千円、2款船舶費で3億4,330万9千円、3款公債費で1,823万4千円、6款予備費で100万円となっております。

歳入歳出とも対前年度比較で782万2千円の増額で、歳入については前年度と比較して1款事業収入で公共事業の実施による自動車航送料の増額を見込み、1,412万7千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で人件費や光熱費等262万3千円の増、2款船舶費で原油価格高騰の影響による燃料・潤滑油等507万7千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

一つ確認だけですけれども、21ページの役務費の中に自動車航送保険料34万8千円があるんですけれども、これは船の中の自動車の接触とか、そういったときの保険料なのか、それと年間の保険料がこれだけなのか、それだけお願いします。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時36分

再開 午後2時37分

議長（潮平そのみ）

再開します。

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。東江議員のおっしゃるとおり、自動車航送時の事故等に対応するための保険で年6回5万8千円の6期払いという形になっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

船舶については、1年に一回ドックというのが約2週間ぐらいあります。私たちの船もこれからドックに入るわけですけど、及びうちの船は、これまで伊平屋村と伊是名村とお互い船をリースシェアし、その間は伊是名が2週間ぐらい、伊平屋も2週間ぐらい、そうなりますと約1カ月間の1便運航ということになるわけです。それ及び台風とか云々で欠航しますと、2カ月以上、運航が減になります。そこで以前はドックするときには、伊江島の船をチャーターし、1日2便運航体制は崩さないというような体制がございました。

伊是名、伊平屋にお伺いしますと、どうしても1便運航には職員の福利厚生にも関係しますので、あるいはまた無理があります。そういう感じで一日一回運航ということがされておりますけれども、課長、村長も含めて、ぜひ2便運航は維持するというような方法で考えられないか。いま社会情勢も非常に変わって修学旅行もコロナがあれば増えるのではないか、あるいは村内工事もここ近年は非常に増えて、大型車両等も入って、一般住民は非常に普通の定期運航として車のないというような状況が多々発生しています。

そういう感じで、ぜひ年間を通して2便運航を維持できるような方法はないのか。村長、課長よろしく願いいたします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

年間通して2便運航についてということなんですが、これまで以前は確におっしゃったように伊江島のフェリーをチャーターして、2便運航に支障がないように、とりわけ村民、あるいは島外からのお客様の利便性向上のために寄与してきた経緯があるんですが、伊江村のフェリーの用船料が結構高いということもありまして、一時期から伊平屋村とも協議して、お互いの船をドック期間中の2週間ぐらいですか、お互いのフェリーを活用しての1便運航というふうになっているものと理解しておりますけれども、いまおっしゃるように燃料費の高騰等もありまして、一般からの繰出しとか、そういうのも結構やっている状況の中で、また、いまフェリーの2便運航ということについては、今すぐに「はいします」という返答はできませんけれども、確かに村民の利便性向上に対しては、確かにちょっと不利益な部分が出てきているということは承知しておりますが、常時2便運航については、今後検討させていただきたいというふうに思います。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。今後の方針としては、村長申したとおり、今後の調整に

なってきましたが、現在、伊平屋とのドックの時の費用としては、現在370万円、そして伊江島のフェリーを用船するとなると、1,050万円程度ということの差が出てくる状況ではあります。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

予算を見ますと、貸船料として伊平屋村から480万円の収入をあがっているんですが、この2便運航、もちろん原因はわかりますが、たまたま私たちは、伊是名、伊平屋、両村だから伊平屋の船をリースすると、もし伊平屋の船が使ってなければ、どちらかの船を丸々チャーターするという方法しかできないわけですので、たまたま伊是名、伊平屋、隣だから伊平屋の船を利便性上、運航するというこういうことになっているんですけど、例えば先島辺りでしたら、完全にチャーターして船の運航体制をやっているようなところもあります。

その辺はいま約2倍かかるということになりますと、無理だということではあったんですが、これは国や県に働きかけて、こうするための特別な使えるようなお金、例えば去年まで一括交付金みたいな感じのものがありませんよ、独特の事情があったら対応できるような予算がありましたよ。

こういう方面をうまく活用して、この船については一日2便体制を維持するような感じの方法はないものか、課長、これは村長の営業も含めて、国の方に要請して、一日2便体制はぜひ取られるような方法を何とか考えてほしいと思うんですが、先程言った一括交付金ですか、元々本事業にはないような事業であるというのが独特な資金というのがありました。

例えば、私たちいま自動車航送交付金、これは村条例で補助をしてるんですけど、さらに一括交付金を充用して、いま自動車航送運賃は、いま二重補助金がかかっているわけです。

こういう方法もありますので、自動車については、国の一括交付金は充当されなかったんですが、要請をして、車も人も乗るということで、これは可能性ががあります。そういうのを含めて、何とか交付金、他にももらえる方法はないか。再度、課長よろしく。

議長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。議員のおっしゃられたことは、これは実際確認等々もやらないと何とも言えない状況があります。

ただ、ドック費用をそういった補助に該当させるということであると、補助等も全部の船会社の方にそういうことが必要となってくると思われますので、その辺は、そういうことが可能なかどうかということで、国、県の担当等々にお話をしたりという調査の方を行いたいと思います。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

議案第18号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算について、歳入歳出総額4億2,816千円に賛成の立場で討論いたします。

新型コロナの影響がほぼなくなり、通常の生活が戻りつつあります。しかし、世の中は、異常なまでの物価上昇、そして原油高からくる燃料費高騰の大変なときではあります。船の運航を止めることはとてもできません。フェリーいぜん尚円は、島と本島を結ぶ唯一の交通手段であります。安心安全運航を心がけて頑張って下さい。以上。

議長（潮平そのみ）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号・令和5年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第19号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第19号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算の提案理由を説明いたします。

令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85万7千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりといたします。

歳入につきましては、2款寄附金で100万円、3款繰入金で310万3千円、5款諸収入で445万2千円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で45万4千円、2款事業費で760万2千円、4款予備費で50万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較51万8千円の減額、歳入については3款繰入金で育英基金繰入金96万7千円の減、5款諸収入、貸付金元金収入10万7千円の減、貸付金過年度収入で55万6千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で貸付金徴収業務を民間業者へ委託する費用として20万2千円の増、2款事業費で奨学金給付金24万円の増、奨学金貸付金96万円の減額となっております。

令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。ご審議よろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。1番、高良真伊議員。

1番(高良真伊議員)

それでは、私の方から議案第19号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

村長の施政方針で述べられましたように育英事業は向学心に富み優れた素質を有する学生生徒が安心して勉学に励むことができるよう給付貸付を行う重要な事業であります。

本会計は、当村の将来を担う人材育成のための資金援助を行う重要な会計であります。本年度は10名の高校合格がございました。今後もその子どもたちの支援に寄与することを願い、私は賛成の討論といたします。以上です。

議長(潮平そのみ)

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第19号・令和5年度伊是名村育英事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時14分

議長(潮平そのみ)

再開します。

日程第10

議案第29号・指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第29号・指定管理者の指定について。

次のように定住促進住宅仲田1号棟及び2号棟の指定管理者を指定する。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

指定管理者に管理を行わせる公の施設ということで、定住促進住宅仲田1号棟及び2号棟。所在地が伊是名村字仲田1522番地1であります。

指定管理者となる団体として、仲田区となります。代表者、区長 前川国清です。

指定期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5カ年間。

提案理由、定住促進住宅仲田1号棟及び2号棟の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出するものであります。ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号・指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第29号・指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1

議案第 3 0 号・工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第 3 0 号・工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

伊是名村役場庁舎新築工事（建築）について、建設工事請負契約書第 1 9 条に基づく、伊是名村契約規則（平成 1 4 年規則第 5 号）第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のように契約額を変更したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事（建築）であります。

契約済金額、4 億 5, 1 0 0 万円。元契約に対する変更金額、1, 8 9 2 万円。変更契約金額が 4 億 6, 9 9 2 万円となります。

契約の相手方、沖縄県浦添市牧港 1 丁目 6 4 番 1 7 号、株式会社 明成建設、代表取締役 知念章でございます。

令和 5 年 3 月 1 0 日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事（建築）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 7 年条例第 3 1 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。ご審議をお願いします。

なお、改定契約書及び工事の概要等も添付されております。ご審議よろしくをお願いします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2 番、東江清和議員。

2 番（東江清和議員）

工事の追加概要、工事の変更、その中でコンクリート工事、暑中コンクリート適用内容の変更、あまり耳慣れない工事なのですが、この説明をよろしくお願いたします。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。暑中コンクリートの適用ということで、気温は確か25度以上のときにコンクリートを打つ際は、その適用した基準がございまして、その適用を受けて、コンクリートの具材と言いますか、そこら辺をちょっと変更したものであります。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号・工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号・工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第31号・工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第31号・工事請負契約の変更について。

伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）について、建設工事請負契約書第19条に基づく、伊是名村契約規則（平成14年規則第5号）第34条第1項及び第2項の規定に基づき、次のように契約額を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）。

契約済金額、2億2,264万円。元契約に対する変更金額、819万7,200円。変更契約金額、2億3,083万7,200円。

契約の相手方、沖縄県那覇市識名2丁目15番15号、株式会社 山川電気、代表取締役 山川光雄。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、伊是名村役場庁舎新築工事（電気設備）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出します。

改定契約書及び工事概要等が添付されておりますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

工事概要を確認しますが、先程も同じ内容だったんですけど、確認できなくて同時にやりますけど、まず工期なんですけど、工期の変更はそのままの状況であるのかどうか。変更されているのか。

それとこの工事変更の内容、今回、映像・音響等とあるんですけども、これちょっと中身がわからなくて、できましたら、詳しく内容、こういったものなのか。どこの工事で使うこういった機器なのか、説明願ひます。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。まず、1点目の工期の変更についてお答えします。工期の変更は行っておりません。

2点目の内容について、防災会議室のプロジェクター、あとはガラススクリーンを主とする工事の変更であります。それと取り付け工事にかかる内容となっております。

議長（潮平そのみ）

8番、伊禮正徳議員。

8番（伊禮正徳議員）

実は、工期関係は変更の場合、これまでもいろいろ工事案件がよく出てきていたんですが、工事の変更ある場合は工期変更といいますか、この額、何十万とか、何百万だろうが、工期内容は変更ないとの考えでそのまま載っていますけれども、実際どうですか。そういうことは普通なんですか。それとも何千万とかある場合、これは工期内で十分収めて追加となるから変更は必要ない。日程、要するに工期ですよ、これは建築関係のこれまでのものと同様に考えたら別に問題はないということで理解してよろしいでしょうか。

そしてもう1件は、最後ですけれども、前の建築の方ですべきだったんですけれども、庁舎の完成が6月になります、今後、移転等々の日程をもしわかりましたら、そしていつ頃になるのか。年度内の工程がわかれば教えて下さい。2点です。

議長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまのご質問にお答えします。今回の設計変更と言いますか、それに伴って請負業者さんからの工期の変更、協議は確か出されていなかったと承知しております。

今後、何らかの事情で工期の変更がある可能性もこれは払拭できないということになります。

ただ、いまのこの契約に関しては、工期の変更、協議の必要はなかったということなんです。

今回の改定契約については、業者さんからの要望として工期までの変更の協議は出てないということで、僕らもその認識で追加設計変更の金額のみの変更となっております。

先程話したように、その要望がございましたので、現時点では問題ないと思っております。

議長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。いま現在6月19日の工期となっております。その後、検査等々を済ませて引き渡しを受けて、確か昨年度、同じような質問を受けたときに8月以降とお答えしたはずなんですけれども、現在、9月以降になるかなど、はっきりとした日程はまだ決めておりません。

というのは、引っ越しする際にどうしてもよーいどんと引越ししないといけないものですから、どうしても三連休あたりを利用して引越し作業、庁舎内のシステムを最後に移動しないと、住基関係とか、いろいろなシステムがございますけれども、これにぶら下がっているものですから、どうしても長期の休みで移動ということになります。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号・工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第31号・工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第13

報告第1号・専決処分の報告について「伊是名村漁港海岸整備工事（R4-1）」を議題とします。

本案について説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第1号・専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

なお、専決処分書を読み上げて説明に代えさせていただきます。

専決処分第4号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について。

伊是名村漁港海岸整備工事(R4-1)について、工事請負契約第19条及び第24条の規定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、伊是名漁港海岸整備工事(R4-1)です。2. 契約済金額、7,915万6千円ありますが、3. 元契約に対する変更増額が77万円。4. 変更契約額がトータルで7,992万6千円となります。5. 契約の相手方、伊是名村字諸見32番地、株式会社 高宝建設、代表取締役 高良泰司。

令和5年3月2日専決、伊是名村長 奥間守。なお、改定契約書、工事概要等を添付されておりますので、ご審議よろしく申し上げます。以上、報告です。

議長(潮平そのみ)

これで説明を終わります。

これより質疑に移ります。ただいまの報告に対し、質疑ございますか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第1号・専決処分の報告についてを終わります。

日程第14

報告第2号・専決処分の報告について「伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)」を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第2号・専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

専決処分第3号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について。

伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)について、建設工事請負契約書第19条及び第25条に基づき、次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、伊是名村役場庁舎新築工事(機械設備)。2. 契約済金額、1億2,793万円。3. 元契約に対する変更増額198万円。4. 変更契約額、1億2,991万円。5. 契約の相手方、沖縄県那覇市久米2丁目16番25号、ヤシマ工業株式会社、代表取締役 仲田一郎。

令和5年2月24日専決、伊是名村長 奥間守。なお、改定契約書、工事概要は添付されております。以上、ご報告いたします。

議長（潮平そのみ）

説明が終わりました。

これより質疑に移ります。ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第2号・専決処分の報告についてを終わります。

日程第15

報告第3号・専決処分の報告について「伊是名小学校校舎改築工事(機械設備)」を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

報告第3号・専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

専決処分第1号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

工事請負契約の変更について。

伊是名小学校校舎改築工事(機械設備)」について、建設工事請負契約第25条の規定に基づき次のように契約金額を変更します。

1. 契約の目的、伊是名小学校校舎改築工事(機械設備)です。2. 契約済金額、1億4,056万9千円。3. 元契約に対する変更増額、167万2千円。4. 変更契約額、1億4,224万1千円。5. 契約の相手方、那覇市銘苅1丁目10番12号、南西空調設備株式会社、代表取締役 久高将泰。

令和5年1月27日専決、伊是名村長 奥間守。改定契約書及び工事概要を添付しております。以上、ご報告いたします。

議長(潮平そのみ)

説明が終わりました。

これより質疑に移ります。ただいまの報告に対し質疑ございませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第3号・専決処分の報告についてを終わります。

日程第16

報告第4号・専決処分の報告について「伊是名小学校校舎改築工事(電気)」を議題とします。

本件について説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

報告第4号・専決処分の報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

専決処分第2号、専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の変更について。

伊是名小学校校舎改築工事(電気)について、建設工事請負契約第25条の規定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、伊是名小学校校舎改築工事(電気)。2. 契約済金額、1億7,782万6千円。3. 元契約に対する変更増額、271万7千円。4. 変更契約額、1億8,054万3千円。5. 契約の相手方、沖縄県那覇市久米2丁目16番25号、ヤシマ工業株式会社、代表取締役 仲田一郎。

令和5年1月27日専決、伊是名村長 奥間守。改定契約書及び工事概要を添付しております。以上、ご報告いたします。

議長(潮平そのみ)

説明が終わりました。

これより質疑に移ります。ただいまの報告に対し質疑ございませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第4号・専決処分の報告についてを終わります。

日程第17

同意第2号・教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

同意第2号・教育委員会委員の任命について。

下記の者を伊是名村教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字伊是名918番地。氏名、平田豊正。年齢、70歳。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、教育委員会委員の任期満了(令和5年3月31日)に伴い、委員を

任命する必要がある、本案を提出します。以上、ご審議お願いします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、同意第2号・教育委員会委員の任命については、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから同意第2号・教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

この採決を行う議員は、7名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番東江清和議員及び3番伊禮正隆議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、高良和彦君。

事務局長(高良和彦君)

それでは、議席番号と氏名を呼び上げます。順次投票願います。

1 番高良真伊議員、2 番東江清和議員、3 番伊禮正隆議員、5 番東江源也議員、6 番上原長良議員、7 番前川秀和議員、8 番伊禮正徳議員。

議長（潮平そのみ）

投票漏れはありませんか。

（な し）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。東江清和議員及び伊禮正隆議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

開票結果を報告します。投票総数 7 票、有効投票 7 票、無効投票 0 票。有効投票のうち賛成 6 票、反対 1 票、以上のとおり賛成多数であります。したがって、同意第 2 号・教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

次の同意第 1 号・副村長の選任については、対象者の方から除斥の申し出がありますので、それを許し、退場を求めます。

休憩します。

休憩 午後 3 時 5 2 分

再開 午後 3 時 5 3 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第 1 8

同意第 1 号・副村長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

同意第 1 号・副村長の選任について。

下記の者を伊是名村副村長に選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字内花 2 6 7 4 番地 3 5。氏名、高良和彦。年齢、6 0 歳。

令和5年3月10日提出、伊是名村長 奥間守。

提案理由、副村長を選任する必要があり、本案を提出します。以上、よろしくをお願いします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議あり」という者あり）

休憩します。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時00分

議長（潮平そのみ）

再開します。

5番東江源也議員の異議に対し、異議を認めます。

質疑ありませんか。5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

副村長が不在のまま約1年近くです。現村長が当選されて半年近くなるんですが、本来であれば、副村長のポストも重要であると考えます。しかし、この半年間、ずっと空白で、現村長は自分の右腕になる副村長がいなくて一人でやってきたわけですけど、なぜいま頃、副村長を出してくるのか。いままでいなかったのに、どうしていまのタイミングで副村長の人事案件をあげてくるのか、その辺がちょっと不思議でなりません。その辺、回答をお願いします。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

去年9月21日付けで村長に就任したわけですが、確かに就任してすぐ副村長の人事案件も検討はしたんですが、私の思いとして、どうしても職員の中から副村長は内政を知っている方、詳しい方ということで、職員の中からあげたいという思いが強くなりました。

そういうことで、年度の途中で、最初は12月定例会に間に合わせてという考え方はあったんですけども、その時点で職員からとなりますと、年度途中にもなりますし、また、各課長の異動も伴って、当然、職員からあげるとなると課長の皆さんからになりますので、その異動等も絡んできますので、また年度末だし、また新しく予算編成も迎える時期でありましたので、その辺は何とか新年度に向けて、副村長の人事を提案しようということで考えていま本定例会の提案となりました。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

村長選挙に入る前に、自分の右腕は誰というふうな考えはなかったのでしょうか。普通であれば、副村長は自分は誰をもっていきたいとか、そういう考えまでもって臨むべきであったらうし、もし当選したならば、ぜひとも今回あげている彼が必要だと村長が思うのであれば、相談して、臨時議会なり何なりしてあげてくるべきじゃなかったかと私は思うんですが、その辺はどう考えていたのでしょうか。

議長（潮平そのみ）

村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

選挙のときに副村長の案件については、案はなかったのかということですが、確たる案はなかったです。まず、当選してから考えるということの方が大きかったのかなというふうに思います。

そういうことで、本当遅くなりましたけど、よろしくお願ひします。以上です。

議長（潮平そのみ）

5番、東江源也議員。

5番（東江源也議員）

少し内容はわかりました。今後、いい村政運営になるようお願いはしますが、奥間村長の何と申しますか、内閣みたいなものですから、別にこれ以上、

とやかく言う必要はないんですが、ぜひ村政にいろいろな政策も実現しながら頑張ってください。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は省いてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略したいと思います。したがって、同意第1号・副村長の選任については、討論を省略することに決定しました。

これから同意第1号・副村長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口を閉める）

この採決を行う議員は、7人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番東江源也議員及び6番上原長良議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

念のために申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票を行います。

1番高良真伊議員、2番東江清和議員、3番伊禮正隆議員、5番東江源也議

員、6番上原長良議員、7番前川秀和議員、8番伊禮正徳議員。

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。東江源也議員及び上原長良議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

開票結果を報告します。投票総数7票、有効投票7票、無効投票2票、有効投票のうち賛成5票、反対0票、以上のおり賛成多数であります。したがって、同意第1号・副村長の選任については、同意することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後4時16分

再開 午後4時17分

議長（潮平のみ）

再開します。

先程の開票結果を訂正し報告します。投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票、有効投票のうち賛成5票、反対2票であります。以上のおり賛成多数であります。したがって、同意第1号・副村長の選任については、同意することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後4時18分

再開 午後4時19分

議長（潮平のみ）

再開します。

日程第19

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

高良真伊総務常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第20

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

前川秀和経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午後4時20分

再開 午後4時22分

議長(潮平そのみ)

再開します。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

3月10日から6日間の日程で行いました令和5年第1回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事

終了することができました。ここに、感謝申し上げます。

これで、令和5年第1回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後4時23分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員